

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月31日

【計算期間】 第1期(自2024年12月3日至2025年9月30日)

【ファンド名】 SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ -  
USドル・マネー・マーケット・ファンド  
(SBI Okasan Global Fund Series - US Dollar Money Market Fund)

【発行者名】 クイーンズゲート  
(Queensgate)

【代表者の役職氏名】 授権された署名者 カルラ・ボッデン  
(Karla Bodden, Authorized Signatory)  
授権された署名者 マーシャ・スミス  
(Marsha Smith, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1202、グランド・ケイマン、ハーバー・プレイ  
ス、サウス・チャーチ・ストリート103、私書箱30464号  
(PO Box 30464, 103 South Church Street, Harbour Place,  
Grand Cayman, KY1-1202, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野雄作  
弁護士 谷田部耕介

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階  
小野・谷田部グローバル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野雄作  
弁護士 谷田部耕介

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階  
小野・谷田部グローバル法律事務所

【電話番号】 (03) 6550 - 8300

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- 【提出書類】 募集事項等記載書面
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2026年3月31日
- 【発行者名】 クイーンズゲート  
(Queensgate)
- 【代表者の役職氏名】 授権された署名者 カルラ・ボッデン  
(Karla Bodden, Authorized Signatory)  
授権された署名者 マーシャ・スミス  
(Marsha Smith, Authorized Signatory)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野 雄 作  
弁護士 谷 田 部 耕 介
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5 霞が関ビルディング5階  
小野・谷田部グローバル法律事務所
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ -  
USDドル・マネー・マーケット・ファンド  
(SBI Okasan Global Fund Series - US Dollar Money Market Fund)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
100億米ドル(約1兆5,366億円)を上限とします。  
(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年1月30日における株式会社三菱UFJ銀行の  
対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)によります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注)金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

## 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ - USドル・マネー・マーケット・ファンド(SBI Okasan Global Fund Series - US Dollar Money Market Fund)(以下「ファンド」といいます。)

(注)用語の定義については、別紙A「定義」をご参照下さい。

### (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドが募集するクラスは1種類で、米ドル建ての記名式無額面受益証券(以下「受益証券」といいます。)です。

管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は、追加型です。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

100億米ドル(約1兆5,366億円)を上限とします。

(注1)受益証券は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

(注2)米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年1月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)によります。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### (4) 【発行(売出)価格】

該当する取引日に決定される受益証券の1口当たり純資産価格(通常は0.01米ドル)

(注1)「取引日」とは、各ファンド営業日および/または管理会社が決定する他の日をいいます。以下同じです。

(注2)「ファンド営業日」とは、以下に該当する各日(土日、聖金曜日(Good Friday)および各年の12月24日は除きます)をいいます。( )ルクセンブルグとニューヨークにおける銀行営業日で、かつ、( )ニューヨーク証券取引所が営業している日で、かつ、( )日本における金融商品取引業者の営業日、または管理会社が投資運用会社と協議の上で随時定めるその他の日。以下同じです。

発行価格に関する照会先は、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する日本における販売会社です。

### (5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

### (6) 【申込単位】

当初申込み:10米ドル以上0.01米ドル単位

追加申込み:0.01米ドル以上0.01米ドル単位

(ただし、販売会社はこれと異なる最低申込単位を定めることがあります。具体的な申込単位については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する日本における販売会社にお問い合わせください。)

(注1)該当する受益証券1口当たりの価格で計算された口数の受益証券が割り当てられます。

(注2)上記の追加最低申込金額は、分配金の再投資については適用されません。

### (7) 【申込期間】

2026年4月1日(水)から2027年3月31日(水)まで

(注1)申込締切時間は、午後2時30分(日本時間)または日本における販売会社が別に定める時間とします。申込締切時刻に関する照会先は、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する日本における販売会社です。

(注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

株式会社SBI証券

本店：〒106 - 6019 日本国東京都港区六本木1 - 6 - 1 泉ガーデンタワー19階

ホームページ・アドレス：<https://www.sbisec.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、国内約定日（申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日をいい、原則として、申込みが行われた取引日となります。）の翌取引日までに、申込金額を日本における販売会社に支払います。

日本における販売会社は、国内約定日（申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日をいい、原則として、申込みが行われた取引日となります。）の翌取引日または当該日以降で管理会社もしくは管理事務代行会社が合理的に定める日までに、日本の投資者の申込金額を合算した金額をファンドの口座に送金します。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

引受等の概要

(イ) 日本における販売会社は、管理会社との間で締結した日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

(ロ) 日本における販売会社は、受益証券の買付注文および買戻注文の管理会社への取次ぎを行います。

(ハ) 管理会社は、代行協会員として株式会社SBI証券を指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券の1口当たり純資産価格の公表、決算報告書等の日本における販売会社への送付等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を行う日本証券業協会の会員をいいます。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下、併せて「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。投資者はまた、日本における販売会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。

申込代金は、口座約款に従い、米ドルまたは円貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドル建通貨への換算は、国内約定日（申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日をいい、原則として、申込みが行われた取引日となります。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。）。

申込金額は、日本における販売会社により国内約定日の翌取引日に保管銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店のファンド口座に米ドルで払い込まれます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 【有価証券報告書】

### 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【ファンドの性格】

###### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、基本的性格および信託金の限度額

USドル・マネー・マーケット・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、アンブレラ型ユニット・トラストとしてケイマン諸島の法律に基づき構成されているSBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。本書中、「シリーズ・トラスト」という場合、ファンドを含むものとします。

トラストはアンブレラ型ユニット・トラストとして設定されており、これに基づき個別のシリーズ・トラストを創設および設定することができ、関係するシリーズ・トラストに帰属する資産および負債は、当該シリーズ・トラストに充当されます。各シリーズ・トラストにのみ関係する受益証券が発行され、かかる受益証券は異なるクラスで発行することができます。受益証券は証券取引所に上場する予定はありません。ファンドは現在、1種類のクラスを適格投資者に対して募集しています。

ファンドは、受託会社と管理会社の間で締結された2024年10月2日付基本信託証書および追補信託証書に基づき設定されました。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)に基づき、ミューチュアル・ファンドとして規制されています。その結果、ファンドはトラストのサブ・ファンドとしてケイマン諸島金融庁(CIMA)に登録されます。

トラストは法人ではありません。従って、本書中、トラストやファンドに言及する場合、トラストおよびファンドの受託者として行為する受託会社(または適法に選任された代理人若しくは委託先)を意味します。

ファンドの投資目的は、主に高格付けの短期金融商品に投資することにより、元本の確保と流動性の確保を図りつつ、受益証券1口当たり1米セント(0.01米ドル)の純資産価格を維持し、短期金融市場の金利に沿った安定した収益率を追求することです。

ファンドは、米ドル建の短期金融商品に投資することにより、元本および流動性を維持しつつ、安定した収益を追求することを目指します。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

###### ファンドの特色

受託会社および管理会社は、ファンドの運用管理について全般的な権限および責任を有します。ただし、受託会社または管理会社のいずれも、ファンドの日々の運用に関与しません。管理会社は、ファンドのポートフォリオの運用に関する権限および責任を投資運用会社に委託し、受託会社および管理会社は、ファンドに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。また、管理会社は、信託証書に基づき、受益証券を発行します。

ファンドに対する各受益者の持分は、当該受益者の名義で登録された受益証券によって表章されます。各受益証券は、ファンドの純資産に対する不可分の受益権を表章し、いずれの受益証券も、受益者に対し、ファンドの特定の資産または一部に対する持分を付与しないものとします。管理会社の決定がある場合を除き、受益者名簿に記載された登録所有者の関連する口数の所有権を証明する証書は発行されません。

受益者は、取引日に、当該取引日に当たる評価日における受益証券の1口当たり純資産価格で、受益証券の買戻しを請求する権利を有します。

ファンドの基準通貨は米ドルです。

(2)【ファンドの沿革】

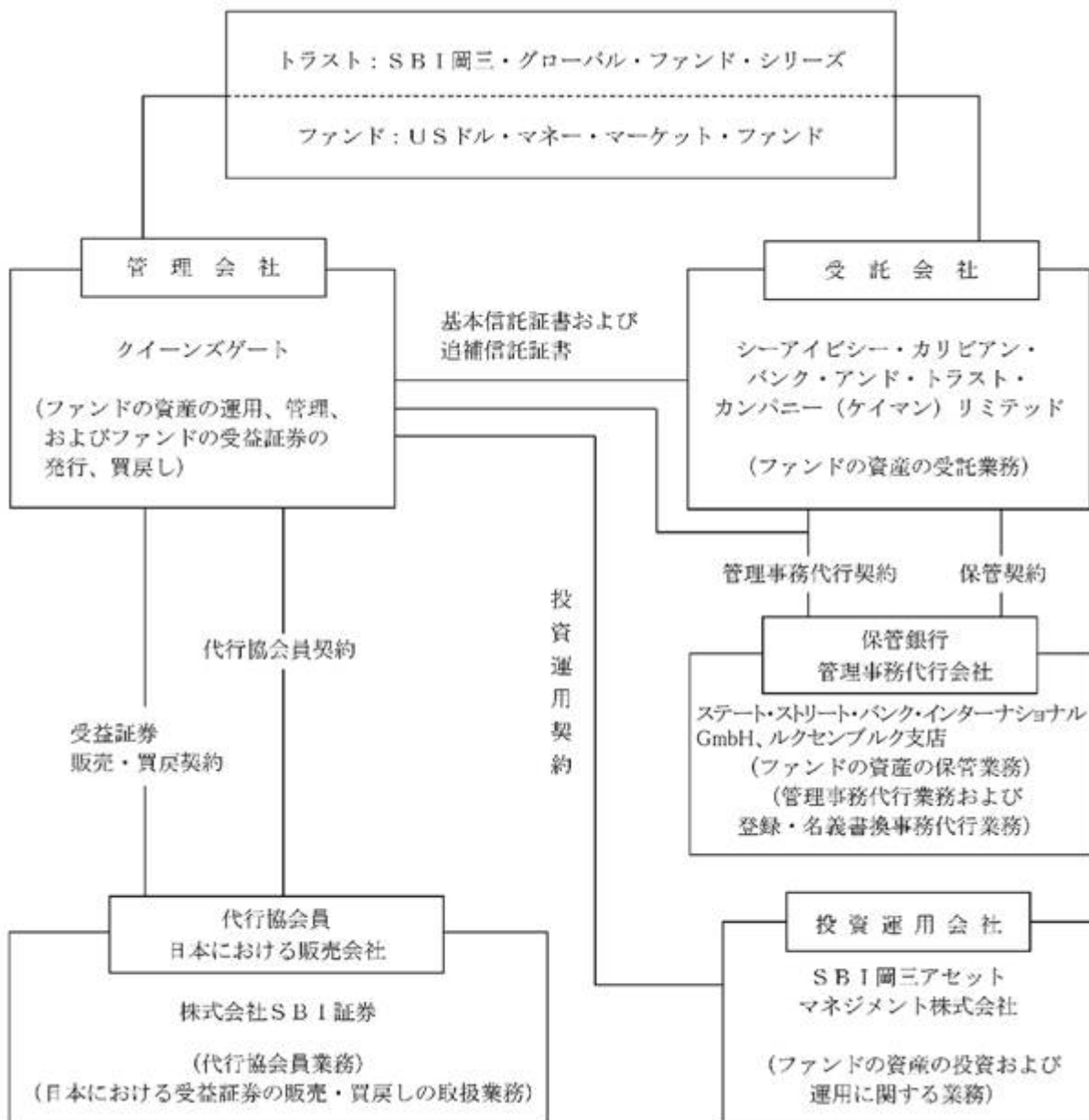
1990年6月15日 管理会社設立

2024年10月2日 基本信託証券および追補信託証券締結

2024年12月3日 ファンドの米ドル建の受益証券の運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
クイーンズゲート (Queensgate)	管理会社	受託会社との間で2024年10月2日付基本信託証書および2024年10月2日付追補信託証書(以下総称して「信託証書」といいます。)を締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定しています。
シーアイビーシー・カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (ケイマン)リミテッド (CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書を締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定しています。
SBI岡三アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	管理会社との間の2024年11月5日付投資運用契約(注1)に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行います。
<u>2025年11月4日より</u> ステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch) <u>2025年11月3日まで</u> ルクセンブルグみずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)	保管銀行 管理事務代行会社	受託会社との間の2024年11月5日付保管契約(注2)に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。 受託会社および管理会社との間の2024年11月5日付管理事務代行契約(注3)に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。  (注)上記の保管契約および管理事務代行契約は、当初の保管銀行および管理事務代行会社であったルクセンブルグみずほ信託銀行(以下「MHTBL」という。)との間で締結されたものですが、2025年11月4日付で、MHTBLがステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH(以下「SSBI」といいます。)に吸収合併されたことにより、MHTBLのすべての権利および資産は、ルクセンブルグの法律に従って、SSBIルクセンブルク支店に直ちに帰属しました。よって、上記各契約は合併後も有効に存続し、保管銀行および管理事務代行会社としての義務および責任は、SSBIルクセンブルク支店に承継されました。

株式会社SBI証券	代行協会員 日本における販売 会社	管理会社との間で2024年11月8日付 代行協会員契約 <sup>(注4)</sup> に基づき、代 行協会員業務を行います。 管理会社との間で2024年11月8日付 受益証券販売・買戻契約 <sup>(注5)</sup> に基 づき、日本における受益証券の販売 業務を行います。
-----------	-------------------------	--

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、定められた投資目的、投資戦略および投資制限に従って、ファンド資産の運用および投資を行うことを約した契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管銀行が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドのために、以下を含む(ただし、以下に限定されません)一定の指定されたサービスを提供することを約した契約です。ファンドの純資産価額の計算、受益証券の申込みおよび買戻請求の取扱い、受益者名簿の維持管理、およびファンドの監査済財務書類の作成における監査人との連携。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券の1口当たり純資産価格の公表、決算報告書等の日本における販売会社への送付等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を提供することを約した契約です。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約した契約で、有価証券届出書の効力発生日に効力を生じる予定です。

## 管理会社の概要

### ( ) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された会社です。

### ( ) 事業の目的

管理会社の事業の目的は、信託、法人およびヘッジファンドに関する信託および法人管理サービスを提供することです。管理会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づく管理事務代行免許を有しております。

### ( ) 資本金の額

2025年12月末現在、4,182,929米ドル(643百万円)で、発行済および全額払込済の普通株式500,000株および償還可能優先株式3,000,000株で構成されます。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年1月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)によります。

### ( ) 会社の沿革

1990年6月15日 管理会社設立(設立時の名称:クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(Queensgate Bank & Trust Company Ltd.))

2009年2月6日 管理会社の名称変更(新名称:クイーンズゲート・トラスト・カンパニー・リミテッド(Queensgate Trust Company Ltd.))

2014年1月2日 管理会社の名称変更(新名称:クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(Queensgate Bank & Trust Company Ltd.))

2023年10月6日 管理会社の名称変更(新名称:クイーンズゲート(Queensgate))

( ) 大株主の状況

(2025年12月末現在)

名 称	住 所	所有株式数	発行済株式数 に対する比率
NJ ウグランド・ ホールディング・リミテッ ド (NJ Ugland Holding Ltd.)	ケイマン諸島、グランド・ ケイマン KY1-1202、 ジョージ・タウン、私書箱30464 号	111,100株	22%
ANU ホールディング AS (ANU Holding AS)	ノルウェー、グリムスタ4879、 H0101、ホルヴィガスヴィンゲン 44	111,100株	22%
ウグランド・キャピタル・ リミテッド (Ugland Capital Ltd.)	ケイマン諸島、グランド・ ケイマンKY1-1202、 ジョージ・タウン、私書箱30464 号	111,100株	22%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）に基づき免税信託として登録されています。トラストは、また、ミューチュアル・ファンド法により規制されています。

トラストはアンブレラ型ユニット・トラストとして設定されています。ファンドは、トラストのシリーズ・トラストとして設定されており、また、信託法に基づき免税信託として登録されています。さらに、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法の目的で、トラストのサブ・ファンドとして登録されています。

準拠法の内容

ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められています。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

免税信託は、当初手数料および年次手数料を信託登記官に支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁(CIMA)に対する開示

ファンドは、英文目論見書(随時行われる変更および/または追補を含め、以下「英文目論見書」といいます。)を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づき決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- ( ) 債務を期日に履行できない、またはその可能性があること。
- ( ) 投資者または債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行し、もしくは遂行しようと意図していること、または事業の任意解散をしていること。
- ( ) 適正な監査が可能な程度の十分な会計記録を維持せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- ( ) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- ( ) ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法(改正済)およびマネー・ロンダリング規則(改正済)または免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、ブライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグ会計基準に基づいて行われます。受託会社は、受益者に事前の通知を行うことなく、監査人を変更することができます。

ファンドはファンドの英文目論見書の内容に重要な影響を及ぼす変更または英文目論見書の記載内容の変更については、その21日前までに、英文目論見書の改正済または(場合により)変更後の記載内容を届け出なければなりません。

ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了します。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次財務書類および無監査の半期報告書が、ルクセンブルグの会計基準に従って作成され、作成後可及的速やかに受益者に送付されます。

信託証書、信託証書の追補証書、受託会社または管理会社によって締結された、ファンドのその他のサービス提供会社を任命する契約書、ならびに年次財務書類および中間財務書類(もしあれば)は、受託会社の事務所において、毎日(土日および法定祝日を除きます。)の通常の営業時間内にいつでも無料で閲覧可能であり、また合理的な手数料を支払うことにより写しを入手することもできます。

## 日本における開示

### (イ) 監督官庁に対する開示

#### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

#### ( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

### (ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会である株式会社SBI証券の以下のホームページにおいて提供されます。

<https://www.sbisec.co.jp/>

### (6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づく「ミューチュアル・ファンド」として登録され、ミューチュアル・ファンドとして、CIMAによって規制されます。その結果、ファンドはトラストのサブ・ファンドとしてCIMAに登録されます。第4(3)条ミューチュアル・ファンドの場合、一投資者当たりの当初最低投資金額は、80,000ケイマン諸島ドル（またはその他の通貨建の相当額、米ドルの場合は約100,000米ドル）です。

CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有しています。ミューチュアル・ファンド法の規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを義務付けています。CIMAは、受託会社に対して、ファンドの財務書類に対する監査を受けた上でCIMAが定める期限までにCIMAに提出するよういつでも指示することができます。CIMAの要求を遵守しな

い場合、受託会社に対して高額の罰金が課される結果となる可能性があり、またCIMAが裁判所にトラスト(およびファンド)の解散を申請する結果となる可能性があります。

トラストは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの構成に関してCIMAもしくはケイマン諸島のその他の政府当局の監督は受けませんが、CIMAは、一定の状況においてトラストの活動を調査する権限を有しています。CIMAもケイマン諸島の他のいかなる政府当局も、英文目論見書の条件もしくはファンドの投資の内容についてコメントすることや、承認を与えることはありません。ケイマン諸島で投資者が利用できる投資補償制度は存在しません。

CIMAは、規制されたミューチュアル・ファンドが以下に該当すると認める場合には、一定の措置をとることができます。

- (a) 債務を期日に履行できない場合や履行できない恐れがある場合
- (b) 投資者または債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行もしくは遂行を意図している場合や事業の任意解散を行っている場合
- (c) ミューチュアル・ファンド法またはケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)の規定に違反している場合
- (d) 適切かつ適正な方法で管理されていない場合
- (e) 受託者、管理者または役員として適切かつ適正でない者をそれぞれの役職に任命している場合

CIMAの権限には、受託会社の交替を要求する権限、トラストの適切な業務遂行についてトラストに助言を与える者を任命する権限、またはトラストの業務を引受ける者を任命する権限等が含まれます。CIMAは、その他の改善措置(その他の行為の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を実施することができます。

受託会社は、シーアイビーシー・カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドです。受託会社は、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有し、CIMAによる規制を受けます。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基準通貨

ファンドの基準通貨は、米ドルです。

#### 投資目的

ファンドの投資目的は、主に高格付けの短期金融商品に投資することにより、元本の確保と流動性の確保を図りつつ、受益証券1口当たり1米セント(0.01米ドル)の純資産価格を維持し、短期金融市場の金利に沿った安定した収益率を追求することです。

ファンドは、米ドル建の短期金融商品に投資することにより、元本および流動性を維持しつつ、安定した収益を追求することを目指します。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資を管理します。

投資運用会社は、ファンドの計算で投資を行う際に、以下のガイドラインを考慮するものとします。

(a) 投資対象の主要なターゲットは、以下のとおりです。

- 米国債
- 国際機関債
- 政府機関債
- 社債
- コマーシャルペーパー
- レポ契約およびリバースレポ契約
- 銀行預金
- 譲渡性預金証券(CD)
- 資産担保証券
- 金融デリバティブ商品
- 他のマネー・マーケット・ファンド(MMFs)
- その他の種類の証券または取引

(b) 短期金融商品の残存期間は、購入時点において365日を超えないものとします。銀行預金は、満期までの期間が12ヵ月を超えないものとします。

(c) ファンドは、ポートフォリオに関して、継続的に以下の要件を遵守します。

- ファンドのポートフォリオの加重平均満期(WAM)は、60日を超えないものとします。
- ファンドのポートフォリオの加重平均残余期間(WAL)は、120日を超えないものとします。

(d) 通常の場合では、すべての短期金融商品は、満期まで保有されます。

(e) ファンドが取得する証券は、取得時において、一もしくは複数の信用格付機関から長期信用格付A-相当以上または短期信用格付A-2相当以上の格付を得ているものとします。

上記の投資ガイドラインは、投資運用会社と管理会社の合意により、いつでも変更することができますが、変更が実施される前に、受益者に対して30日前に書面で通知されることを条件とします。

さらに、管理会社は、「シリーズ・トラスト決議」による承認を得た上で、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限のいずれも変更することができます。ただし、管理会社は、明白な誤りを修正するため、または管理会社が受益者の最善の利益に適うと判断した場合に限り、当該承認を得ることなく投資目的、投資方針および投資制限のいずれも変更することができます。

投資運用会社は、以下の場合、上記の投資ガイドラインから一時的に逸脱することができます。

投資運用会社が単独の裁量でファンドが投資する市場または投資対象に関して突然のまたは重大な変動を予想する場合、または実際に、かかる変動があった場合、 受益証券の大量の申込みまたは買戻請求がなされた場合、および/または 投資運用会社が、単独の裁量で、(a) ファ

ンドの終了の準備の目的で、または(b)ファンドの資産の規模の結果として、逸脱が合理的に必要であると判断した場合。

#### サイドレター

受託会社および/または投資運用会社は、特定の投資者との間で、資格、報酬のリポートもしくは制限、追加情報の提供、最恵待遇の約束、投資者の承認要件、譲渡権および費用の負担方法の確認等に関するサイドレターを締結することを想定していません。

#### 借入れ

投資運用会社および/またはその受任者は、借入れの結果、借入金の合計残高が純資産価額の10%を超えないことを条件として、ファンドの計算で資金を借り入れることができます。ただし、合併や併合等の臨時的緊急事態の場合には、当該10%の制限を一時的に超えることができます。

### (2) 【投資対象】

前記「(1)投資方針」をご参照ください。

### (3) 【運用体制】

#### 投資運用会社の運用体制

管理会社は、投資運用契約に基づき、ファンドの投資運用者として、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を任命します。

#### 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

SBI岡三アセットマネジメント株式会社におけるファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



売買分析会議 (月1回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (6名程度)	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 (4～6名程度)	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 (10名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

#### 社内規程

投資運用会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、投資運用会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

運用体制等につきましては、本書提出日現在のものであり、変更になることがあります。

#### (4) 【配分方針】

受託会社および管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を0.01米ドルに維持するために必要な金額の分配を毎日宣言する方針です。

発行済受益証券についての分配金は、その受益証券の払込日（当日を含みます）からその買戻日（当日を除きます）までの期間について発生します。

毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言された発生済で未払いのすべての分配金（受益者の国において分配金に課せられる源泉税その他税金を控除後）は、（当該最終取引日の直前の取引日に決定される1口当たり純資産価格での受益証券の追加発行と引換えに）自動的に再投資されません。販売会社または販売ディーラーが、受益者に代り、登録・名義書換代理人にそのように指示した場合、分配金は、その代わりとして、当該最終取引日の翌取引日に小切手または銀行振込により、現金で支払われるものとします。ただし、かかる支払いを請求した受益者の国において適用される外国為替規制に服するものとします。

支払期日から5年以内に回収されなかった分配金は失効し、ファンドに帰属します。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

管理会社または投資運用会社は、受益者の利益に反する取引またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引をファンドの勘定で行わないものとします。

投資制限に関して適用ある法令規則(日本証券業協会が発行する外国証券の取引に関する規則を含みます)が改正されるか置き換えられた場合で、管理会社が適用法令規則に違反することなく投資制限を変更できると判断した場合には、管理会社は、受益者の同意を得ることなく、投資制限のいずれかを変更または削除する権利を有します(ただし、受益者には、当該変更または削除について、30日前に通知することを条件とします)。

以下の投資制限は、ファンドの資産の投資に関して適用されます。ファンドは、

- (a) 証券の空売りを行うことはできません。
- (b) 借入れの結果、借入れの未返済総額がファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合には、借入れを行うことはできません。ただし、特別な状況(他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。)においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- (c) 株式または投資証券に投資しません。
- (d) 非上場または即時に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後においてファンドの入手可能な直近の純資産価額の15%を超えることとなる場合には、かかる投資対象を取得することはできません。
- (e) 投資対象の購入、投資の実行または追加の結果、ファンドの資産価額の50%超が、日本の金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成される場合、かかる投資対象の購入、投資の実行または追加を行うことはできません。
- (f) ( ) 管理会社自身または管理会社の取締役を相手方として取引を行うこと、( ) 管理会社またはファンドもしくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと、( ) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。)を行うことはできません。
- (g) 同一の会社の株式または同一の投資信託の受益証券の保有価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が、ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合(かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。)に、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有することはできません。
- (h) 同一のカウンターパーティーを相手方としてデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)が、ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合(かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。)に、かかるポジションを保有しないものとします。
- (i) 同一の法主体によって発行され、組成され、または引き受けられている( ) 有価証券(上記(g)に記載される株式または受益証券を除きます。)、(b) 金銭債権(上記(h)に記載されるデリバティブを除きます。)および(c) 匿名組合出資持分の保有価額(以下、これらを併せて「債券等エクスポージャー」といいます。)がファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合(かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。)に、かかる有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分を保有することはできません。

以下の有価証券等については、エクスポージャーはゼロとされます。

- ( ) 信用力が高いと認められる国等の中央政府、中央銀行、もしくは地方政府もしくはこれらが設立した政府機関の発行または保証する債券

- ( ) 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、もしくは地方政府もしくはこれらが設立した政府機関の発行または保証する債券
  - ( ) 国際機関の発行または保証する債券
  - ( ) コールローン、預金、コマーシャルペーパー(CP)、海外CDについて、満期までの期間が120日以内のもの
  - ( ) 1ヵ月以内の現先取引またはリバースレポ取引で保有する有価証券等(上記( )から( )までに定めるものを除きます。)
- (j) 同一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの合計がファンドの純資産価額の20%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジションまたは当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないものとします。
- (k) 金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引および類似取引(新株予約権証券、権利証券またはオプションを表示する証券もしくは証書、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。)の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%を超えないものとします。上記の目的において、「内部管理モデル方式(VaR方式)」および「自己資本比率規制」の意味は、日本の金融庁の規則で定められる意味に従うものとします。

上記の制限は、当該取引日または当該投資の約定日時点で適用されます。価格の上昇もしくは下落、為替レートの変動の結果、または資本の特徴を有する権利、無償新株もしくはベネフィットの受領や合併、再編もしくは交換のスキームもしくは取決めを理由として、または当該投資対象の各保有者に影響を与えるその他のアクションを理由として、上記のいずれかの制限に違反したとしても、ファンドのポートフォリオの変更を実行する必要はないものとします。上記のいずれかの制限に違反した場合、投資運用会社は、受益者の利益を考慮しつつ、当該違反を是正するために適切と考える措置を講じるものとしませんが、当該違反に関して追加の責任を負わないものとします。

疑義を避けるために付言しますと、当初募集期間または継続募集期間の申込み後のポートフォリオの構築期間や全部の買戻し前の清算期間中、ファンドは上記(e)の投資制限に従って運用できない可能性があります。

ファンドは、受益者からの買戻し請求に随時応じられるように、以下の流動性基準を遵守します。

- ( ) 一日単位で満期を迎える資産の組入比率：ファンド資産の10%以上
- ( ) 週単位で満期を迎える資産の組入比率：ファンド資産の30%以上

管理会社がコントロールできない理由により、かかる制限を超過した場合、管理会社は受益者の利益を考慮し、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し - 買戻しの繰り延べ」に記載する措置を取ることがあります。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

##### 一般的なりスク要因

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

ファンドへの投資には重要なリスクが伴います。以下は、ファンドに適用される一般的なりスクであり、投資者の皆様は、これらのリスクを慎重にご検討ください。以下のリスク要因は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明することを意図したものではありません。

投資者は、ファンドへの投資から利益を得られる保証はないことをご理解ください。投資者は、ファンドへの投資金額の大部分または全部を失う可能性もあります。

ファンドは、投資運用会社および管理事務代行会社の主要なプロフェッショナルの様々な努力および能力、およびファンドが投資する投資先ファンドの運用者に大きく依存しています。これらの者のサービスを失った場合、ファンドは、重大な悪影響を受ける可能性があります。

ファンドおよびその受益者は、ケイマン諸島およびファンドが投資する投資対象が所在する国ならびに投資者が課税される法域の政府規制、税法および行政上の制度の変更または解釈の変更によって悪影響を受ける可能性があります。

さらに、ファンドは店頭デリバティブ契約を締結する場合があります。店頭デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報集約機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会・理事会規則(EU)第648/2012号(欧州市場インフラ規則)(以下「EMIR」といいます。 )は、強制的な清算義務、双方向のリスク管理要件および報告要件を含む、店頭デリバティブ契約に関する一定の要件を定めています。EMIRの一部の規定によって、ファンドが行う店頭デリバティブ取引に関してファンドに義務が課される場合があることを投資者はご承知おきください。

トラストに対するEMIRの潜在的な影響には、以下が含まれます(ただし、以下に限定されません)。

- a) 清算義務：一定の標準化された店頭デリバティブ取引は、中央清算機関(「CCP」)を通じた強制清算の対象となります。CCPを通じたデリバティブの清算によって、追加の費用が発生する可能性があります。中央清算されないデリバティブの場合よりも不利な条件となる可能性があります。
- b) リスク軽減義務：中央清算されない店頭デリバティブについては、トラストはすべての店頭デリバティブについて担保を差入れるなどのリスク軽減措置を講じることが要求されます。これらのリスク軽減措置によって、ファンドが投資方針を追求する(または投資方針から生じるリスクをヘッジする)際の費用が上昇する可能性があります。
- c) 報告義務：ファンドの店頭デリバティブ取引は、取引情報集約機関または欧州証券市場監督局に報告することが要求されます。この報告義務によって、ファンドが店頭デリバティブを利用する際の費用が上昇する可能性があります。

適格投資者は、ファンド固有のリスク要因について、下記の「ファンド固有のリスク要因」を参照する必要があります。

投資者の皆様には、受益証券の価格は上昇する場合もあれば、下落する場合もあることをご承知おきください。ファンドへの投資は、重大なリスクを伴います。投資運用会社は、潜在的損失を最小化すべく設計された戦略を実施する方針ではありますが、これらの戦略が実施される保証または実施されたとしても成功する保証はありません。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、そのため投資者は、受益証券の買戻しを請求する以外にその保有する受益証券を処分することができない可能性があります。投資者は、ファンドに対する投資金額の大部分または全額を失う可能性もあります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資に伴うリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。

#### 波及リスク

**シリーズ・トラスト間の債務の相互負担**：シリーズ・トラストの受益証券の発行の対価として管理会社が受領するすべての申込代金、申込代金が投資されるすべての資産、および当該資産に帰属するすべての収益もしくは利益は、該当するシリーズ・トラストに対して指定されます。特定のシリーズ・トラストに属することが容易に識別できない資産は、管理会社の裁量により、一もしくは複数のシリーズ・トラストに配分されます。シリーズ・トラストの資産には、当該シリーズ・トラストの負債が請求され、原則として、各シリーズ・トラストの資産が他のシリーズ・トラストの負債の支払いのために充当されることはありません。管理会社は、潜在的な債権者と取引を行う際にはいつでも、当該債権者が該当するシリーズ・トラストの資産のみを対象とすること、かつ各シリーズ・トラストに関して管理会社の名で締結されるすべての契約には、債権者のリコースを当該シリーズ・トラストの信託基金の範囲内に限定し、他のシリーズ・トラストの資産もしくは管理会社の資産を対象としない旨の条文を含めることを確保する義務があります。ただし、管理会社が上記の措置を講じたとしても、すべての状況におい

て、法の下であるシリーズ・トラストの資産が他のシリーズ・トラストの負債の支払いのために充当される程度を定量化することは不可能であることに投資者は留意する必要があります。

シリーズ・トラストの受益証券クラス間の債務の相互負担：管理会社および受託会社は、各シリーズ・トラストについて複数の受益証券クラスを発行することができます。各クラスの資産は、その他のクラスの負債を支払うために充当することができます。シリーズ・トラストのある特定の受益証券クラスの資産が、当該シリーズ・トラストの他の受益証券クラスの負債を満足させるために使用されないという保証はありません。例を挙げると、あるシリーズ・トラストが締結するデリバティブ取引の条件の下で、当該取引のカウンターパーティーは、ある受益証券クラスのために締結された取引から生じる負債を当該受益証券クラスによってのみ満足されるものとは見なさない可能性があり、カウンターパーティーは、締結された取引に関連する当該受益証券クラスに十分な資産がない場合、当該シリーズ・トラストの他の受益証券クラスに帰属する資産にリコースすることを主張する可能性があります。

#### サイバーセキュリティ・リスク

ビジネスにおけるインターネット等のテクノロジーの利用の拡大により、ファンドは、オペレーション、情報セキュリティ等に関連するリスクを受けやすくなっています。一般的に、サイバーインシデントは、意図的な攻撃または意図されない事象から引き起こされる可能性があります。

サイバー攻撃は、第三者が資産や機密情報の不正流用、データの破壊または業務の混乱を生じさせる目的で、デジタルシステムへの無権限のアクセスを得ようとする（例えば、「ハッキング」または悪意のあるソフトウェアの符号化を通じて）が含まれますが、これらに限定されません。サイバー攻撃は、ウェブサイトへのDoS攻撃（Denial of Service attack）（通常の意図された利用者にネットワークサービスを利用できなくさせること）など、必ずしも不正アクセスを必要としない方法で行われることもあります。

投資運用会社およびその他のサービス提供会社（会計士、保管銀行、名義書換機関および金融仲介業者を含みますが、それらに限られません。）に影響を与えるサイバーインシデントは、業務を混乱させ、事業の運営に影響を与えることができ、潜在的には、ファンドがその証券もしくはその他の投資対象を取引または評価できなくなるよう妨害し、または取引や受益者のビジネス取引の能力を損ない、適用あるプライバシー法およびその他の法律の違反を生じさせ、結果的に、財務上の損失、規制上の罰金、罰則、風評被害、補償もしくはその他の賠償費用、または追加のコンプライアンス費用が発生する可能性があります。

ファンドのサービス提供会社は、サイバーインシデントが発生した場合に、サイバーインシデントを防止するためのリスク管理体制および事業継続計画を構築していますが、当該システムおよび計画には、事前に特定されていなかったリスクが発生する可能性を含め限界があります。さらに、ファンドは、サービス提供会社またはファンドもしくは受益者に影響を与える業務を行っているその他の第三者によって運用されているサイバーセキュリティ計画およびシステムをコントロールすることはできません。その結果、ファンドおよびその受益者は悪影響を受ける可能性があります。

#### 感染症（エピデミック/パンデミック）の影響

一部の疾病は急速に広がり、世界経済に深刻な悪影響を与える可能性があります。例えば、新型コロナウイルス感染症COVID-19は国際的に拡大し、その結果、国境の閉鎖、医療スクリーニングの強化、医療サービスの準備と提供、隔離、キャンセル、サプライチェーンと顧客活動の混乱および市場の変動、ならびに一般的な懸念と不確実性を引き起こしました。新型コロナウイルス感染症および将来発生する可能性のある他の感染症のエピデミック/パンデミックの影響は、多くの国の経済、個々の企業および市場一般に予測しきれない方法で影響を与える可能性があります。加えて、医療システムが十分に確立していない発展途上国や新興市場国においては、感染症の影響はより拡大することになりました。新型コロナウイルス感染症の爆発的流行によって引き起こされた医療危機は、一部の国において、すでに存在する政治的、社会的、経済的リスクを悪化させることになりました。爆発的流行の影響は短期的であ

る場合もあれば、長期間続き、ファンド、その投資目標の達成能力およびその投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります。

長期に及ぶパンデミックの影響(例えば、物価の高騰など)および/または他の病気のエピソードの発生は、それに伴い取られる(または課される)封じ込めやその他の対策(政府の対策を含みます)とともに、ファンドの価額、投資対象および新規の投資を行う能力に悪影響を及ぼす可能性があります。ファンドの運用成績は、パンデミックに起因して、ファンドが投資する個々の企業、地域もしくはセクターに影響を与える特有の問題によっても影響を受ける可能性があります。

さらに、将来、ファンドが投資の果実を得ようとしている時にパンデミックが発生した場合、ファンドは、投資目標を達成できないか、期間内に投資を実現できない可能性があります。投資者は、パンデミックに関する状況の推移およびその経済的影響(長期および短期の両方)は、急速に変化する可能性があること、かつ投資運用会社、受託会社および管理会社のいずれも、パンデミックがファンドおよびその投資対象に与える潜在的な長期的影響を予測できないことをご承知おきください。

すでに課題が山積する世界の経済・政治環境は、ファンドのコントロールの及ばない出来事(政策の変更、金融セクターおよびその他の分野における指令、パンデミックの影響およびそれに伴うソブリン債務の増加、政治不安、テロ攻撃、社会不安および暴動、海外における軍事行動、ならびに世界における(または世界に影響を与える)税制その他の政治的、経済的、社会的変化など)によって悪影響を受ける可能性があります。多くの先進経済国の政治家は、公的債務および過剰な財政赤字を抑制し、その後、より持続可能なレベルに引き下げるために、信頼できる戦略を緊急に策定する必要があることを公に認めており、このような圧力は、パンデミックに対応して導入されることが予想される刺激策の終了後に特に顕著になる可能性があります。これらの政策の実施は、経済回復を制限する可能性があります。

## ファンド固有のリスク要因

投資者の皆様は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば、下落する場合もあることをご承知おきください。ファンドへの投資には、重大なリスクを伴います。投資運用会社および/またはその受任者は、ファンドの投資目的および投資方針の制限内で潜在的損失を最小化するべく設計された戦略を実施する方針ではありますが、これらの戦略が実施される保証または実施されたとしても成功する保証はありません。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、そのため投資者は、受益証券の買戻しを請求する以外にその保有する受益証券を処分することができない可能性があります。さらに受益証券は、1口当たり純資産価格が米ドル建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には、為替相場の影響も受け、米ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは損失を被ることがあります。投資者は、ファンドに対する投資金額の大部分または全額を失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資に伴うリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。純資産価額は、ファンドの投資対象の価格および為替レートの変動によって影響を受けます。ファンドの投資対象から得られる(または発生する)すべての損益は、投資者に帰せられます。受益者の投資元本は保証されておりません。以下のリスク要因は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明することを意図したものではありません。

## 受益証券の申込みおよび買戻しの際の投資運用会社の取引プロセス

ファンドの受益証券の申込みが該当する評価日の締切時間までに管理事務代行会社によって受領されかつ承認された場合、投資運用会社は、ファンドの資産に当該申込金を含めた上で直ちに投資を行うことができます。ファンドの既存の受益者およびファンドの受益証券の申込者は、各々の発行済受益証券の1口当たり純資産価格および当該申込みに関して発行される受益証券の1口当たり純資産価格が、当該評価日までに投資運用会社によって締結された投資によって影響(プラスまたはマイナスの影響)を受けることをご承知ください。

同様に、買戻請求が該当する取引日の締切時間までに管理事務代行会社によって受領されかつ承認された場合、投資運用会社は、当該取引日に買戻される受益証券の該当する価額もしくは口数に対応する買戻代金を用意するために、ファンドの資産を直ちに現金化し始めることができます。ファンドの既存の受益者および取引日に受益証券の買戻しを請求した受益者は、各々の発行済受益証券の1口当たり純資産価格および買戻される受益証券に適用される1口当たり純資産価格が、当該評価日までに投資運用会社によって行われる当該資産の現金化によって影響(プラスまたはマイナスの影響)を受けることをご承知ください。

#### 大量買戻しの潜在的影響

受益者から受益証券の大量の買戻しが請求された場合、投資運用会社は、買戻代金の支払いに必要な現金を調達するために、大幅な割引価格で(または損失の発生を伴って)、望ましくないタイミングで速やかにファンドの投資対象の現金化を行う必要が生じます。

#### 投資運用会社への依拠に関するリスク

ファンドの投資運用は、投資運用会社に一任されています。ファンドの投資運用の全側面を投資運用会社の完全な裁量権に委託する意思がない潜在的投資者は、ファンドに投資すべきではありません。

#### 運用歴がないこと

ファンドは新設されたばかりであるため、運用実績はありません。

#### 投資の選定

ファンドの投資戦略が成功するか否かは、投資運用会社の管理能力、スキルおよび洞察力に依存します。受益者には、ファンドの投資または戦略を事前に選択または評価する機会が与えられません。投資運用会社がファンドの投資ポートフォリオの積極的な運用に関与しなくなった場合、ファンドの投資パフォーマンスに重大な影響を与える可能性があります。

#### 事業リスク

事業リスクには、複雑なビジネスを運営することから生じるリスクが含まれます。ファンドの運営においては、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社およびその他のサービス提供会社が高度なシステムと手続きを実行することが要求されます。受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社およびその他のサービス提供会社は、法令遵守および災害復旧計画など、これらのリスクに対処するための一定のシステムと手続きを有していますが、これらのリスクまたは関連する損失を回避できる保証はありません。

#### 信用リスク/カウンターパーティー・リスク

信用リスク/カウンターパーティー・リスクとは、ファンドが投資する債券の発行体もしくは保証人またはデリバティブその他取引のカウンターパーティーが、元利金の適時支払またはその他債務を履行できない(または履行しようとしな)ことをいいます。

#### 外国リスク

外国に所在する発行体への投資に伴うリスクをいいます。ファンドの外国証券への投資は、米国企業の証券への投資よりも、価格が急激かつ極端に変動する可能性があります。国有化、収用またはその他の没収があった場合で、外国証券がそのような没収されたときには、ファンドはその投資の全額を失う可能性があります。ファンドが新興市場国に所在する発行体の証券に投資する場合、新興市場国では政治および経済が不安定となる可能性が高いため、外国リスクが拡大する可能性があります。

#### 一般的な投資リスクおよび市場リスク

投資運用会社の投資戦略が成功する保証はありません。またファンドの活動は、信用供給の可用性、インフレ率、経済的不確実性、法律および規制の変更、国内外の政治状況等の一般的な経済条件および市場条件の影響を受ける可能性があります。関連する証券取引所での取引停止、収用、国有化または没収的課税、所得またはその他の収益に対する源泉税等の課税、為替管理(特定の国から通貨を移転する能力の停止も含まれます。)、為替レートの変動、為替管理規制、国ごとの債務およびその国固有の経済・政治状況により、ファンドの投資対象のレベル、ボラティリティおよび流動性に影響を与える可能

性があります。不測のボラティリティまたは流動性の低下は、ファンドの収益性を損なう可能性または損失を計上する結果となる可能性があります。

#### 流動性リスク

流動性リスクには、一定の証券について売主が望むタイミングまたは価格で売却することが不可能となる場合が含まれます。この結果、ファンドに損失が発生する場合や著しく高い費用が発生する場合があります。

#### 金利リスク

金利リスクとは、金利が上昇した場合にファンドの投資対象の価値が下落するリスクを指します。一般的に、債券の価格は、実勢の金利が下がると上昇し、金利が上がると下落します。一般的に、相対的にデュレーションが長い債券に投資する投資信託は、デュレーションの短い債券に投資する投資信託よりも金利リスクの影響は大きくなります。ゼロクーポン証券および満期までの期間が長い証券の価格は、一般的に、その他の債券よりも金利の変動を受けやすくなります。加えて、景気後退局面または金利上昇局面においては、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、当該証券を売却するファンドの能力が低下する可能性があるため、ファンドの運用成績にマイナスの影響を与える可能性があります。

#### 受益者はファンドの業務へ関与できません

受益者は、ファンドの運営、管理、業務もしくは統治またはファンドの事業に参加することはできません。

#### 規制当局による監督の欠如

ファンドは、一般的に、他の一部の投資ビークルが服している同程度の規制当局による監督の対象となりません。

#### ファンドの投資対象の評価

ファンドの投資対象は、主にファンドの純資産価額ならびに投資運用会社の投資運用報酬を計算する目的で、信託証書に従って定期的に評価されます。ファンドの評価手続きに従いある時点で投資に割り当てられた価額は、ファンドが最終的に実現できる価額とは異なる可能性があります。かかる場合でも、支払われた/発生した投資運用報酬を取り戻すことはできません。

#### 為替レートの変動および通貨に関して考慮すべき事項

ファンドには、様々な通貨間の換算に付随して費用が発生する可能性があります。為替ディーラーは、様々な通貨を売買する際の価格差に基づいて利益を実現します。よって、ディーラーは通常、ファンドに対してあるレートで通貨を売却し、ファンドがその通貨を直ちにディーラーに転売したい場合には、より低い為替レートを提示します。ファンドは、為替市場における実勢の直物レートによるスポットベース(すなわち現金)か、非米ドル通貨を購入または売却するための先渡契約またはノンデリバブルフォワード契約の締結のいずれかにより為替取引を行います。

#### 先渡契約

先渡契約とは、為替トレーダーとその顧客との間で個別に交渉される相対取引契約であり、当事者は、特定の通貨を将来の所定の日に合意された価格で購入または売却する義務を負います。ファンドは、例えば、現地通貨建証券の購入または売却の契約を締結する際または配当金や利息の支払いを見込んで、証券、配当金または利息の米ドル価格をロックイン(固定)するために先渡契約を締結することがあります。ファンドは、ある現地通貨が米ドルに対して大幅に下落する可能性があると考えられる場合、ファンドに組入れられている当該通貨建の証券の一部もしくは全部の価額に概ね等しい当該通貨の金額を売却するための先渡契約を締結する可能性があります。または、米ドルがある現地通貨に対して大幅に下落する可能性があると考えられる場合、米ドルの固定金額に対して当該通貨を購入するための先渡契約を締結する可能性があります。先渡契約は、米ドルと他の通貨の関係におけるプラスの変化から得られる潜在的な利益を制限する可能性があります。通貨価格の不測の変動によって、ファンドが当該契約を締結しなかった場合よりも、ファンドによる全体的なパフォーマンスが悪くなる可能性があります。

#### デリバティブ・リスク

投資運用会社は、様々なデリバティブ商品（先物取引、為替先渡取引およびボラティリティがあり投機的なその他のデリバティブを含みます。）を利用する場合があります。デリバティブは、取引所で取引されるもの（例：先物）と、ディーラー間市場もしくは店頭市場（例：先渡）で取引されるものがあります。デリバティブ商品の利用は、以下を含む様々なリスクを伴います。

- ( ) **トラッキング** - ヘッジ目的で利用される場合、デリバティブ商品の価格変動とヘッジの対象である原投資資産もしくはリスクの価格変動との間の相関性が不完全であるか低下した場合には、投資運用会社は、意図していたヘッジ効果を得ることを妨げられる可能性またはファンドが損失リスクにさらされる可能性があります。
- ( ) **流動性** - デリバティブ商品は、特に多額の取引が行われる場合、すべての状況において流動性が確保されるとは限らず、市場のボラティリティが大きい場合、投資運用会社は、ファンドに損失を発生させることなくポジションを手仕舞うことができない可能性があります。
- ( ) **レバレッジ** - デリバティブ商品は本質的にレバレッジがかかっています。デリバティブ商品の取引によって提供されるレバレッジは、ファンドに発生する利益および損失を拡大させる可能性があります。ファンドがデリバティブ商品のレバレッジ機能を利用しなかった場合よりも、その資産がより大きな変動にさらされる可能性があります。
- ( ) **ボラティリティ** - デリバティブ商品の価格の変動幅は極めて大きくなる可能性があります。ポジションによっては、急激かつ大きな時価の変動にさらされることがあり、その結果、損益の金額が変動します。ファンドの資産が投資されるデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、需給関係、貿易、財政、金融・為替管理プログラムおよび政策の変更、ならびに国内外の政治・経済事象および政策などによって影響を受けます。加えて、政府は、随時、一部の市場、特に為替、証券、先物およびオプションの各市場に直接および規制によって介入します。かかる介入は、しばしば価格に直接影響を与えることを意図して行われ、また、他の要因と相俟って、かかる市場のすべてが急激に同じ方向に動く原因となる可能性があります。ファンドが利益を上げる保証または大きな損失を被らないという保証はありません。
- ( ) **市場の条件** - 多くの店頭取引（OTC）商品のカウンターパーティーとして行為していた大手金融機関が破綻することになった近年の金融市場における出来事により、当該金融商品の流動性が低下し、カウンターパーティー・リスクへの懸念を高めることになりました。
- ( ) **上場デリバティブ** - 先物を取引する多くの取引所では、先物およびオプション契約の一日当たりの値幅を制限しているため、一日当たりの値幅制限を超えた価格で取引を行うことはできません。ある特定の先物契約の価格が一日当たりの値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物およびオプションのポジションを取ることも清算することもできません。先物およびオプションの価格は、時に、数日間連続で一日当たりの値幅制限を動かしたことがあり、取引がほとんど行われないうちか全く行われないうちかとなりまして、将来同様の事象が発生した場合、不利なポジションの迅速な清算が妨げられ、当該ポジションを建てる際に差し入れられた証拠金を超える多額の損失が発生する結果となる可能性があります。値幅制限に達するほどの価格の動きがない場合でも、契約の取引がほとんど行われていない場合、有利な価格で先物およびオプション取引を実行することができない場合があります。また、取引所または規制当局が、特定の契約の取引を一時停止もしくは制限する場合や特定の契約の即時決済を命じる場合または特定の契約の取引を清算のみに限定するよう命じる場合もあります。

米国および米国以外の一部の取引所では、取引者が保有またはコントロールできる最大の正味ロングポジションまたは正味ショートポジションに関してポジション制限を課している場合があります。現在、投資運用会社は、既存のポジション制限がその取引の決定に悪影響を与えることはないと考えていますが、当該制限を超えないようにするために、その取引の決定を変更せざるを得ない場合やファンドが保有するポジションを清算せざるを得ない場合もあり得ます。

- ( ) **店頭取引** - 一部のデリバティブ商品は、取引所で取引されず、中央清算機関によって清算されない場合があります。ファンドによって売買される中央清算されない店頭取引商品には、外国為替契約および先渡契約などがあります(ただし、これらに限定されません)。店頭取引商品は、取引所で取引される商品と異なり、買い手と売り手が価格その他の条件を相対で交渉する二当事者間の契約です。中央清算機関によって清算されない当該商品における債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品の場合よりも大きくなる可能性があり、また、ファンドは、取引所で取引される商品に比べて、当該商品の処分または当該商品を手仕舞うための取引を容易に行うことができない可能性があります。中央清算されない店頭取引商品の履行は、取引所や清算機関によって保証されないため、ファンドは、当該金融商品に関して取引相手方の側の不履行リスクまたは履行拒絶リスクにさらされます。かかる不履行または拒絶は、その理由が破産であれその他の原因であれ、ファンドが多額の損失を被る結果となる可能性があります。
- ( ) **規制** - 法律で認められる場合、ファンドは、デリバティブのカウンターパーティーとの間で、中央清算が義務付けられないデリバティブ取引(外国為替先渡取引を含みます)を相対で交渉することができます。中央清算されないデリバティブは、店頭デリバティブ取引を伴わない投資に比べて、ファンドを異なるリスクまたは増大するリスクにさらす可能性があります。当該リスクには、カウンターパーティーが当該デリバティブ取引に関して履行を拒否するか、履行できない場合に、当該取引で受領する予定であった金額の損失リスクが含まれます。その結果、ファンドは、カウンターパーティーの信用力および破産の可能性に関連するリスクならびにそれらに影響を与える可能性のある一般的な市場リスク、流動性リスクおよびオペレーション・リスク、また市況の不利な変動のリスク、ならびに建玉およびその維持のために多額の費用が発生するリスクにさらされます。さらに、ファンドは、ファンド自身の不履行による取引の早期終了から生じる損失リスクも負います。中央清算されないデリバティブ取引には制限された流動性しかないか、流動性が全くありません。また、新規の中央清算されないデリバティブ取引の価格設定または既存の中央清算されないデリバティブ取引の任意の解消に関する市場の透明性もありません。ただし、スワップ実行ファシリティまたは指定契約市場で実行されるスワップはこの限りではありません。

#### 短期金融商品

またファンドは、短期投資の目的で(通常の条件もしくは不利な条件の時および一時的な防衛目的を含みます)現金、現金同等物およびその他の短期金融商品を保有することができます。ファンドが当該金融商品を保有している間は、ファンドの資産の全般的な値上り益は、ファンドの全資産が投資戦略に従って完全に投資された場合よりも低くなる可能性があります。

#### 通貨リスクおよび集中リスク

多国籍企業への投資には、通常、様々な国の通貨が関係します。従って、ファンドの基準通貨で測定されるファンドの資産価額は、為替レートの変動の影響を受け、その結果、その投資証券のパフォーマンスとは別にパフォーマンスに影響を与える可能性があります。ファンドは、ファンドの投資目的および投資方針に従い、いかなる通貨の組み合わせにも投資を集中させることができます。特定の通貨への集中によって、ファンドは、当該通貨の価値に影響を与える不利な展開(当該国における経済・政治情勢の不利な展開を含みます)に対するファンドのリスクは増大します。為替レートは短期間で大きく変動することがあり、その結果、他の要因と相俟って、ファンドの純資産価額も変動する可能性があります。為替レートは、政府または中央銀行による介入または介入の懈怠、通貨規制または世界中の政治情勢を含む、様々な要因によって予測不可能な影響を受ける可能性があります。ファンドは、外貨エクスポージャーの全部または一部をヘッジする場合もあれば、ヘッジをしない場合もあります。ただし、ファンドが、かかるヘッジ手法を試みたとしても、有価証券の価格は、為替レートの変動とは無関係な独立した要因の結果として変動する可能性が高いため、有価証券の価格に影響を与える為替レートの変動を完全または完璧にヘッジすることは不可能です。

## 通貨取引

ファンドは、さまざまな通貨取引を行うことができます。この点につき、直物・先渡契約および店頭オプションは、取引所や清算機関によって保証されないため、カウンターパーティーがその義務を履行しないリスクにさらされます。よって、契約に不履行があった場合、ファンドは、未実現利益および契約のヘッジ効果を奪われることになるか、購入または売却の義務がある場合には、現在の市場価格でこれを満足させざるを得なくなる可能性があります。ファンドが、通貨ポジションを維持しつつ、証券に完全に投資されている限りにおいては、通貨ポジションを持たない完全に投資されたポートフォリオに比べて、より大きな複合リスクにさらされる可能性があります。通貨取引の利用は、高度な専門性を要する活動であり、通常のポートフォリオ証券取引とは異なる投資技法とリスクを伴います。投資運用会社が市場価値や為替レートの予測を誤った場合、ファンドの投資パフォーマンスは、かかる投資技法を用いなかった場合よりも有利になるとは限らない場合があります。

通貨取引は、一般的にスプレッド（すなわち、各通貨の購入可能価格と売却可能価格の間の差額）に基づき行われ、スプレッドは、該当する取引仲介業者によって取得され、ファンドの費用となります。

## 政府の投資制限

政府の規制や投資制限により、ファンドが購入または売却できる証券の量や種類が制限される場合があります。一部の国の企業や政府の証券に投資するファンドの能力は、制限される場合や禁止される場合があります。その結果、ファンドの資産の大部分は、かかる制限が存在しない国に投資される可能性があります。かかる制限は、証券の市場価格、流動性および権利に影響を与える可能性があり、ファンドの費用を増加させる可能性もあります。加えて、投資収益と元本両方の本国への送還は、政府による一定の同意が必要となるなどの制限をしばしば受けることになり、また明示的な制限がない場合でも、本国への送還手続きがファンドの運営の一定の側面に影響を与える可能性があります。特に、一部の新興国の証券市場に投資するファンドの能力は、程度は様々ですが、外国からの投資を制限する法律によって制限またはコントロールされる場合があります。これらの制限により、ファンドが当該国に直接投資を行うことが禁止されている場合があります。

## 利益相反リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管銀行、投資運用会社およびそれらの各関連会社は、ファンド以外の勘定もしくは事業体の管理に関与しており、そのことによって、ファンドに関して利益相反が発生する可能性があります。投資運用会社および投資運用会社に助言を行うその関連会社は、ファンドと同様の投資目的を持つ（および/またはファンドと同じ種類の証券、通貨および金融商品の取引に従事する）勘定もしくはファンド（個別勘定や他のファンドおよび集団投資ビークルを含みません）に対して自社勘定による持分を有し、それらの管理または助言を行う場合があります。また、投資運用会社およびその関連会社は、世界の通貨、株式、スワップおよび債券市場の主要な参加者でもあり、各ケースにつき自社勘定と顧客勘定の両方で取引を行っています。そのため、投資運用会社およびその関連会社は、ファンドが投資するものと同じ証券、通貨および金融商品の取引に積極的に従事しています。このような活動は、ファンドが投資する証券、通貨および金融商品の価格および可用性に影響を与え得るものであり、その結果、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。投資運用会社および投資運用会社に助言を行うその関連会社の資産運用活動に含まれていないこれらの取引は、自社勘定であれ顧客勘定であれ、ファンドの取引とは独立して実行されるため、価格またはレートは、より有利な場合もあれば不利な場合もあります。投資運用会社および投資運用会社に助言を行うその関連会社が管理する勘定（ファンドを含みます）のために同じ資産を購入または売却しようとする場合、実際に購入または売却される資産は、投資運用会社の裁量により公平と判断された基準に基づき同じ勘定の間で配分され、かつ投資運用会社の裁量により、ファンドの取引と合同でまたは独立して実行されるため、価格またはレートは有利な場合もあれば不利な場合もあります。場合によって、このシステムは、ファンドの計算で購入または売却される資産の量や価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記に列挙されるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に説明しているものでもありません。投資を予定する者は、本書全体をお読みの上、ファンドへの投資を決定する前に、ご自身で弁護士、税理士およびフィナンシャル・アドバイザーに相談する必要があります。

CIMAによって発行されたミューチュアル・ファンド認可証またCIMAへ登録された投資信託によって、CIMAが、当該投資信託の運用成績または信用力に関して、投資者に対して何らかの義務を負うものではありません。

さらに、ミューチュアル・ファンド認可証の発行または投資信託の登録に当って、CIMAは、投資信託の損失もしくはデフォルトに対して、または英文目論見書に記載された意見もしくは表明の正確性について責任を負うものではありません。

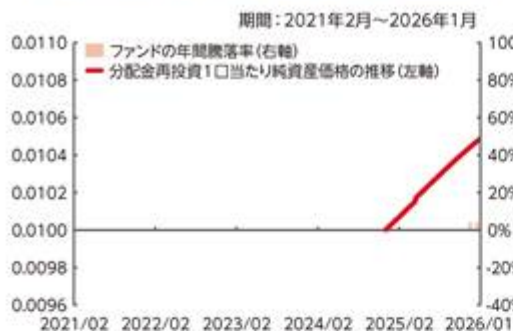
## (2) 投資リスクに対する管理体制(本書提出日現在)

ファンドの運用リスクは、投資運用会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社により管理されています。運用本部は金利感応度、保有債券の残存期間の分散、キャッシュポジションなどのポートフォリオ管理を行っています。一方、運用本部から独立した部署(リスク管理関連部署)もしくは発注管理システムのコンプライアンスチェック機能により運用指図の適切性を確認しています。また、リスク管理関連部署は運用方針や投資制限(信用リスク、流動性リスクなど)に沿った運用が行われているかを日々検証しています。検証結果は売買分析会議を通じて執行役員会に報告されています。

## (3) リスクに関する参考情報

下記のグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金  
(課税前)再投資ベース)・年間騰落率の推移



※課税前分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。2024年12月3日を0.01として指数化しております。

※ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資1口当たり純資産価格を対比してその騰落率を算出したものですが、ファンドは、2024年12月3日から運用を開始したため、運用開始から1年未満の時点では年間騰落率は算出されません。

※ファンドの課税前分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの年間騰落率の比較



出所:指数提供会社のデータに基づいて小野・谷田部グローバル法律事務所が作成したものです。

※上記のグラフは、上記の5年間の各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出し、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。上記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、ファンドは、2024年12月3日から運用を開始したため、運用開始から1年未満の時点では年間騰落率は算出されません。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

※ファンドの年間騰落率は米ドル建てで計算されています。従って、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

<代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について>

資産クラス	指数名	指数の概要
日本株	Morningstar日本株式指数	Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株	Morningstar先進国株式指数(除く日本)	Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株	Morningstar新興国株式指数	Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債	Morningstar日本国債指数	Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債	Morningstarグローバル国債指数(除く日本)	Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債	Morningstar新興国ソブリン債指数	Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、管理会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが管理会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、管理会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの純資産価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの買戻時の純資産価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、管理会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は課されません。

##### (2)【買戻し手数料】

買戻し手数料は課されません。

##### (3)【管理報酬等】

###### 受託会社の報酬

受託会社は、受託業務の対価として、設立報酬5,500米ドルを受領する権利を有します。

受託会社は、ファンドの資産から年率0.01%の報酬(ただし、各四半期の最低報酬金額を3,750米ドルとしますが、当該最低報酬金額は、2025年12月末に終了する四半期までの間は適用されません。)(以下「受託報酬」といいます。 )を受領する権利を有します。受託報酬は日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされます。

また受託会社は、合理的な出費および立替払費用についてファンドの資産から払戻しを受ける権利を有します。

受託報酬は、ファンドに対する受託業務の対価として支払われます。

###### 受託会社のFATCAに関する継続的サービス報酬

受託会社は、投資者最大5人まで四半期毎に375米ドル、投資者が5人を超える場合追加の投資者1人につき年50米ドルの報酬をファンドの資産から四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

###### 受託会社のCRSに関する継続的サービス報酬

受託会社は、ケイマン税務情報庁のポータルでファンドの登録時または登録抹消時に1回限り支払われる500米ドルの手数料をファンドの資産から受領する権利を有します。

また受託会社は、主要なコンタクト・ポイントおよび主要なコンタクト・ポイントに関する変更通知を行う権限を付与された個人(PPOC変更通知者)を提供します。

###### 受託会社の反マネー・ロンダリング報告サービス報酬

受託会社は、ファンドおよびトラストに対するケイマンの反マネー・ロンダリング報告サービスの提供に対して、ファンドの資産から、四半期毎に後払いされる毎四半期750米ドルの報酬を受領する権利を有します。

###### 管理会社の報酬

管理会社は、設立報酬5,000米ドルを受領する権利を有します。

管理会社は、ファンドの資産から年率0.01%の報酬(ただし、各四半期の最低報酬金額を5,000米ドルとしますが、当該最低報酬金額は、2025年12月末に終了する四半期までは適用されません。)(以下「管理報酬」といいます。 )を受領する権利を有します。管理報酬は日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされます。

また管理会社は、ファンドに関して信託証書に基づくその義務の履行の際に適正に負担したすべての立替払費用についてファンドの資産から払戻しを受ける権利を有します。

管理報酬は、ファンド資産の投資および再投資ならびに受益証券の発行・買戻しの全般的な監督の対価として支払われます。

###### 管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、設立報酬12,500米ドルを受領する権利を有します。

管理事務代行会社は、日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる年率0.075%の報酬(以下「管理事務代行報酬」といいます。)をファンドの資産から受領する権利を有します。

また管理事務代行会社は、その提供するサービスに関して合理的に負担した立替払費用の支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、純資産価額の計算、受益証券の申込みおよび買戻請求の取扱い等の管理事務代行業務ならびに登録・名義書換事務代行業務の対価として支払われます。

#### 保管銀行の報酬

保管銀行は、日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる年率0.015%の報酬(以下「保管報酬」といいます。)をファンドの資産から受領する権利を有します。

また保管銀行は、別途受託会社と合意する取引手数料を受領する権利を有します。

保管銀行は、その提供するサービスに関して合理的に負担した立替払費用の支払いを受ける権利を有します。

保管報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として支払われます。

#### 投資運用会社の報酬

投資運用会社は、ファンドの純資産価額の年率0.18%を上限とする報酬(以下「投資運用報酬」といいます。)をファンドの資産から受領する権利を有します。

投資運用報酬は四半期毎に必要な応じて見直され、別途合意する特定の日までに管理会社、受託会社および管理事務代行会社に確認されます。

投資運用報酬は、ファンド資産の一任の投資運用業務の対価として支払われます。

#### 日本における販売会社の報酬

日本における販売会社は、ファンドの純資産価額の年率0.35%を上限とする報酬(以下「販売報酬」といいます。)をファンドの資産から受領する権利を有します。

販売報酬は四半期毎に必要な応じて見直され、別途合意する特定の日までに投資運用会社より管理会社、受託会社および管理事務代行会社に確認されます。

販売報酬は、日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務の対価として支払われます。

#### 代行協会の報酬

代行協会は、ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬(以下「代行協会報酬」といいます。)をファンドの資産から受領する権利を有します。

代行協会報酬は、目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券の1口当たり純資産価格の公表、決算報告書等の日本における販売会社への送付等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務の対価として支払われます。

#### (4) 【その他の手数料等】

受託会社または管理会社は、ファンドの設立、運営、管理および維持に関するすべての費用を、それらが受託会社、管理会社またはその他の者によって負担されたか否かにかかわらず、ファンドの信託財産のみから支払う(または支払いを手配する)ことができます。これらの費用には、以下の一部(または全部)が含まれますが、以下に限定されません。

(a) 英文目論見書に記載されているすべての設立費、ならびに投資対象の登録および管理または投資対象の保有または投資対象に関する所有権証書の保管に関連して発生する費用(手数料および費

- 用、配送中の所有権証券の紛失に対する保険料、および書類の保管に関して受託会社の代理人によって請求される費用を含みます)
- (b) 受託会社による収益もしくは元本の回収または税金の決定に際して発生するすべての費用(税金還付もしくは免除を取得する際に発生する専門家報酬およびその他費用を含みます)
  - (c) 収益、または資本の分配、または預託資産の保有または取引に関して課せられる、またはファンドに関して受託会社もしくは管理会社(両者の収入もしくは利益を除く)に対して課せられる(または受託会社もしくは管理会社から回収可能な)すべての税金(信託証券に基づき受益者に対して行われた(または行われる予定の)分配に対して課せられる税金を除きますが、いずれかの者に対する税金に関する補償金の支払を含みます)
  - (d) 監査人の報酬および費用
  - (e) 法務、監査、評価および会計の費用、取引仲介手数料、コンピュータソフトウェアサービスおよび管理事務手数料(該当する管理事務代行会社の報酬ならびにファンドの運営に際して受託会社および該当する管理事務代行会社が負担した立替払費用を含みます)
  - (f) 信託証券に基づき授権された受託会社の立替払費用
  - (g) ファンドの計算による投資対象の保有または取引において発生するすべての税金および手数料
  - (h) 追補信託証券の作成および受益者集会の開催の報酬および費用
  - (i) 信託証券またはファンドの設立または終了から(またはそれに関して)発生する印紙税その他の公租公課
  - (j) 登録・名義書換代理人およびファンドに関して正当に任命されたその受任者の報酬および費用
  - (k) ファンドの終了に関連して発生する受託会社の報酬および費用(管理会社の合意に基づくものとしませんが、合意がない場合は、放棄されない限り、現在の商業レートに基づくものとします)

ファンドは、上記のその他の手数料および費用に加えて、(a) ファンドのために実行されるすべての取引および(b) ファンドの管理に係る費用を負担します。かかる費用には以下が含まれます。

( ) 取引仲介手数料(もしあれば)およびすべての証券取引において課される発行税もしくは譲渡税、( ) 政府または政府機関に支払われるすべての税金および法人手数料(該当する場合、後述するAE01要件の遵守に関連する費用を含みます)、( ) 借入利息、( ) 投資者サービスに関する通信費ならびにファンドの受益者集会および財務その他の報告書、議決権指図に関する委任状、目論見書その他の類似書類の作成、翻訳、印刷および配布に係るすべての費用、( ) 保険料(もしあれば)、( ) 訴訟・補償費用および通常の業務の過程では発生しない臨時費、( ) 副保管銀行における口座開設費および口座維持費、( ) その他すべての設立費および営業費(監査報酬、ファンドの組成に関する企業財務もしくはコンサルタント報酬を含みます)、( ) (該当する場合) ドッド・フランク法、EMIRおよびAE01の要求事項を遵守するための費用、および( ) ファンドのために受託会社によって行われる税還付手続きに係る報酬および費用。上記の費用がトラストの特定のシリーズ・トラストに直接的に帰属するものではない場合、各シリーズ・トラストは、各々の純資産価額の比率に応じて当該費用を負担するものとします。

トラストおよびファンドの設立および受益証券の当初募集に係る費用は、約107,698米ドルになります。かかる費用は、管理事務代行会社が受託会社と協議の上で別段の会計処理を適用する場合を除き、2025年10月1日から5年間を超えない期間において償却されるものとします。

本「(4) その他の手数料等」に記載する上記費用は、実費が計上されるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。また上記費用の合計額については、運用実績、保有期間、資産規模等により異なりますので、あらかじめ表示することができません。

本「4. 手数料等及び税金」に記載する上記の報酬および運営費用の合計額については、ファンドの運用状況などに応じて異なりますので、事前に確定することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

ファンドへの投資をお考えの方は、受益証券を取得、保有、買戻請求もしくは譲渡した場合にご自身の国の関連法の下でどのように取扱われるか(課税・規制上の影響および為替管理要件、また、特にAE01規則(下記に定義されます。))に基づく規定など)について、ご自身の税理士等に相談する必要があります。投資者に税額控除・減免・免除が適用可能か否か、およびその金額を含めて、かかる影響は、投資者が市民権を有する国、投資者の居住国、住所を置く国または設立国の法律および実務慣行、および投資者の個人的状況によって異なります。米国連邦所得税法上、米国の取引または米国の事業に従事している非米国人に当る方で受益証券を購入した方も、トラストの受益証券への投資についての課税上の取扱いに関して、ご自身の税理士等の専門家に相談する必要があります。

すべての投資について言えることですが、トラストへの投資が行われた時点で一般的とされる税務ポジション(または提案されている税務ポジション)が永久に変わらないという保証はありません。ケイマン諸島の課税および米国連邦源泉徴収税に関する以下の記載は、現在有効な法律および実務慣行に基づいたものです。投資者の皆様は、課税水準および課税ベースは変更される可能性があること、かつ税額控除・減免・免除の金額は、納税者の個々の状況によって異なることに留意する必要があります。

## 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

### ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。))または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。))。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができません。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

## ケイマン諸島

トラストおよび受益者は、ケイマン諸島の現行法に基づき、ケイマン諸島政府によって、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、財産税、相続税、贈与税、源泉徴収税を課税されることはありません。ケイマン諸島は、いずれの国とも二重課税防止条約を締結しておりません。ケイマン諸島におい

ては、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに際して印紙税は課されません。現在、ケイマン諸島には為替管理規制はありません。

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(改正済)第81条に基づき、ファンドの設定から50年間、所得もしくは元本資産、利得もしくは値上がり益を対象とした税金もしくは賦課金または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために将来制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する資産またはファンドに生じる所得に適用されないこと、またかかる資産または所得に関し受託会社または受益者に対して適用されないことを保証する証明書をケイマン諸島の財務秘書官に申請しており、取得する予定です。

#### ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の目的で、米国との間で政府間協定(以下「US IGA」といいます。)を締結しました。またケイマン諸島は、金融口座情報の自動交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といいます。)を実施するために、他の100を超える国々と共に、多国間の当局間協定を締結しました。(以下、US IGAおよびCRSを併せて「AEOI」といいます。)

US IGAおよびCRSを実施するためのケイマン諸島の規則が施行されました(以下、併せて「AEOI規則」といいます。)。AEOI規則に従って、ケイマン諸島租税情報局(以下「TIA」といいます。 )は、US IGAおよびCRSの適用に関するガイダンスノートを発行しました。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOIの一または複数の制度に関し、報告義務の免除規定に依拠できる「非報告金融機関」(該当するAEOI規則に定義されます。)となる場合を除き(その場合は、CRSの登録義務のみが適用されます)、AEOI規則の登録義務、デューデリ調査義務および報告義務を遵守することが要求されます。

ファンドは、各AEOI規則で適用可能な免除規定のいずれかに依拠しています。米国FATCAについては「スポンサー付投資事業体」免除規定が適用され、CRS規則については「免除集団投資ピークル」免除規定が適用されます。したがって、ファンドは「非報告金融機関」の資格を有しています。よって、ファンドは、AEOI規則の下で、CRSに関する義務を除き、いかなる義務も課せられません。CRSに関しては、ファンドは、ケイマン諸島税務情報局に対して以下を通知する義務があります。( ) CRSの下でのファンドのステータスと分類(ファンドが依拠する免除を含みます)、( ) ファンドに関して、主要なコンタクト・ポイントおよび主要なコンタクト・ポイントに関する変更通知を行う権限を付与された個人(PPOC変更通知者)の詳細。

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を承認したものとみなされます。受託会社に対して追加の情報を提供しなければならない場合があること、ファンドがAEOI規則を遵守するために、投資者の情報ならびに口座保有者および/または支配する者に関する情報を開示しなければならない場合があること、ならびに当該情報は海外の税務当局との間で交換される場合があること。投資者が要求された情報を提供しない場合、その結果の如何にかかわらず、受託会社は、あらゆる措置を講じ、および/またはあらゆる救済策を自由に追求する義務を負う場合があります(対象となる投資者の強制償還もしくは買戻しおよび/または当該投資者の口座の閉鎖が含まれますが、これに限定されません)、および/またはかかる権利を留保しています。ケイマン諸島の税務情報局が発行したガイドラインに従って、口座開設から90日以内に自己認証が得られなかった場合、ファンドは、投資者の口座を閉鎖することが義務付けられています。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は次のとおりです。ファンドは、2024年12月3日に運用を開始しました。

(1)【投資状況】

資産別および国別の投資状況

(2026年1月末現在)

資産の種類	国	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ゼロクーポン債券	アメリカ合衆国	179,575,350	34.27
普通債券	日本	107,215,137	20.46
	国際機関	39,712,609	7.58
	フィンランド	28,051,970	5.35
	小計	174,979,716	33.39
ゼロクーポンCD(譲渡性預金証書)	日本	39,894,935	7.61
投資有価証券合計		394,450,002	75.27
現金およびその他資産(負債控除後)		129,571,864	24.73
合計(純資産総額)		524,021,866 (80,521百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(「米ドル」)の円貨換算は、便宜上、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)によります。以下同じです。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、それに対応する数値につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中においては、同じ情報につき異なる円貨表示がなされている場合があります。

## (2) 【投資資産】

## (イ) 投資有価証券の主要銘柄

## 投資有価証券全銘柄

(2026年1月末現在)

順位	銘柄名	種類	発行国	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	数量/ 額面金額(米 ドル)	簿 価	時 価	投資 比率 (%)
							米ドル	米ドル	
1	東京都債	地方債	日本	1.125	2026/5/20	90,200,000	88,453,766.00	89,414,919.24	17.06
2	三菱UFJ銀行ゼロクーポンCD	譲渡性 預金証書	日本	-	2026/2/26	40,000,000	39,597,252.00	39,894,935.30	7.61
3	米国財務省ゼロクーポン債	国債	米国	-	2026/3/17	40,000,000	39,782,880.28	39,828,695.17	7.60
4	米国財務省ゼロクーポン債	国債	米国	-	2026/2/5	35,000,000	34,848,994.44	34,989,704.17	6.68
5	米国財務省ゼロクーポン債	国債	米国	-	2026/2/19	35,000,000	34,879,412.36	34,941,428.86	6.67
6	米国財務省ゼロクーポン債	国債	米国	-	2026/2/24	35,000,000	34,828,111.11	34,924,368.89	6.66
7	米国財務省ゼロクーポン債	国債	米国	-	2026/3/5	35,000,000	34,877,108.68	34,891,153.40	6.66
8	フィンランド地方金融公社債	政府関係 機関債	フィン ランド	0.875	2026/9/2	28,500,000	28,001,250.00	28,051,970.34	5.35
9	アフリカ開発銀行債	国際 機関債	-	0.875	2026/3/23	17,406,000	17,076,156.30	17,330,826.32	3.31
10	アフリカ開発銀行債	国際 機関債	-	0.875	2026/7/22	11,500,000	11,295,990.00	11,345,859.11	2.17
11	アジア開発銀行債	国際 機関債	-	0.500	2026/2/4	11,038,000	10,897,817.40	11,035,923.22	2.11
12	地方公共団体金融機構債	政府関係 機関債	日本	1.125	2026/4/20	10,000,000	9,934,200.00	9,941,763.22	1.90
13	株式会社日本政策投資銀行債	政府関係 機関債	日本	1.250	2026/10/20	8,000,000	7,849,200.00	7,858,454.87	1.50

## (ロ) 投資不動産物件

該当なし

## (ハ) その他投資資産の主要なもの

該当なし

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

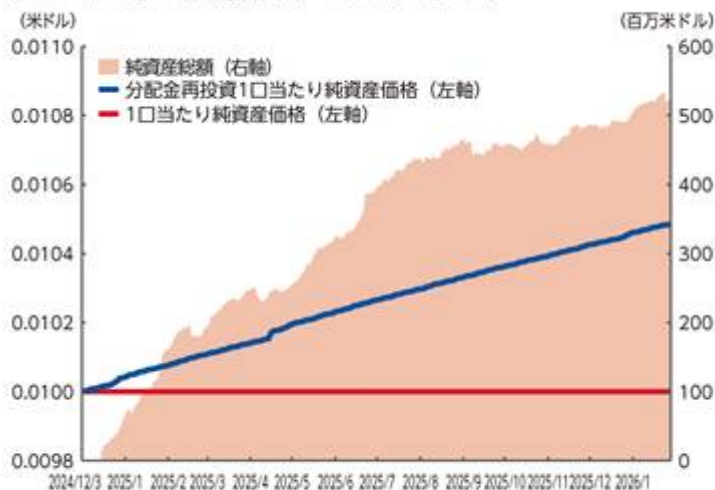
第1期末および2026年1月末日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1期末 (2025年9月30日)	454,382,232	69,820,374	0.01	1.54
2025年2月末	194,245,224	29,847,721	0.01	1.54
3月末	247,843,561	38,083,642	0.01	1.54
4月末	251,963,966	38,716,783	0.01	1.54
5月末	318,955,624	49,010,721	0.01	1.54
6月末	388,594,170	59,711,380	0.01	1.54
7月末	435,346,394	66,895,327	0.01	1.54
8月末	463,608,133	71,238,026	0.01	1.54
9月末	454,382,232	69,820,374	0.01	1.54
10月末	458,709,285	70,485,269	0.01	1.54
11月末	482,605,325	74,157,134	0.01	1.54
12月末	509,518,184	78,292,564	0.01	1.54
2026年1月末	524,021,866	80,521,200	0.01	1.54

## 参考情報

## 純資産の推移

(2024年12月3日(運用開始日)～2026年1月31日)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして算出した金額であり、実際の1口当たり純資産価格と異なることがあります。2024年12月3日の当初発行価格を起点としています。

## 【分配の推移】

受託会社および管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を0.01米ドルに維持するために必要な金額の分配を毎日宣言する方針です。発行済受益証券についての分配金は、その受益証券の払込日(当日を含みます)からその買戻日(当日を除きます)までの期間について発生します。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言された発生済で未払いのすべての分配金(受益者の国において分配金に課せられる源泉税その他税金を控除後)は、(当該最終取引日の直前の取引日に

決定される1口当たり純資産価格での受益証券の追加発行と引換えに)自動的に再投資されます。販売会社または販売ディーラーが、受益者に代り、登録・名義書換代理人にそのように指示した場合、分配金は、その代わりとして、当該最終取引日の翌取引日に小切手または銀行振込により、現金で支払われるものとします。ただし、かかる支払いを請求した受益者の国において適用される外国為替規制に服するものとします。

支払期日から5年以内に回収されなかった分配金は失効し、ファンドに帰属します。

第1期の1口当たりの分配金(税引前)の合計額は、以下のとおりです。

計算期間	1口当たり分配金(課税前)の合計額 (米ドル)
第1期 自 2024年12月3日(運用開始日) 至 2025年9月30日	0.00035347

#### 参考情報

#### 分配の推移

会計年度	一口当たり分配金 (課税前)合計額
第1期 (2024年12月3日(運用開始日)~ 2025年9月30日)	0.00035347
直近1年累計 (2025年2月1日~2026年1月31日)	0.00040540
設定来累計 (2024年12月3日(運用開始日)~ 2026年1月31日)	0.00047590

#### 【収益率の推移】

第1期について、収益率は以下のとおりです。

計算期間	収益率(注) (%)
第1期 自 2024年12月3日(運用開始日) 至 2025年9月30日	+3.53

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 第1期末の1口当たり純資産価格(運用開始日から2025年9月末日までの分配金の合計額を加えた額)

b = 1口当たり当初発行価格(0.01米ドル)

## 参考情報

## 収益率の推移(暦年ベース)



(注)収益率(%)=100

 $\times(a-b)/b$ 

a=暦年末の1口当たり純資産価格(当該暦年(2024年については

2024年12月中)の分配金の合計額を加えた額)

(ただし、2026年については、2026年1月末の1口当たり純資

産価格(2026年1月中の分配金の合計額を加えた額))

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落ち

ベース)

(ただし、2024年については、当初発行価格)

## (4)【販売及び買戻しの実績】

第1期について、受益証券の販売および買戻しの実績ならびに期末現在の発行済口数は以下のとおりです。

計算期間	販売口数	買戻口数	期末発行済口数
第1期			
自 2024年12月3日 (運用開始日)	256,664,789,690 (256,664,789,690)	211,226,566,511 (211,226,566,511)	45,438,223,179 (45,438,223,179)
至 2025年9月30日			

(注) ( )の数字は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売

##### 受益証券の継続募集

受益証券は、各取引日に適用のある申込価格で申し込みをすることができます。あるクラスの受益証券の1口当たり申込金額は、取引日に決定される当該クラスの受益証券の1口当たり純資産価格とします。取引日における受益証券の1口当たり申込価格は、請求により、当該取引日に管理事務代行会社から入手可能です。

受益証券の申込者および受益証券の追加申込みを希望している受益者は、締切時間の前までに（または特定のケースにつき管理会社が決定する締切時間以降の時間までに）、管理事務代行会社によって受領されるように、不備のない申込書を（申込者の本人確認情報・書類と共に）送付する必要があります。受益証券は、該当する取引日の翌ファンド営業日に発行されます。

即時決済用資金が（要求される申込代金の支払資金の出所を証明する書類と共に）、受益証券の買付申込みが受領される適用ある取引日の次の取引日において、または管理会社もしくは管理事務代行会社はその合理的な裁量で決定するその後の日において、ファンドの口座で受領される必要があります。

当該申込書が指定された時間までに管理事務代行会社によって受領されない場合、申込みは、申込書が（申込者の本人確認書類および申込代金の支払資金の出所を証明する書類と共に）受領された後の最初の取引日まで留保され、受益証券は当該取引日における該当する申込価格で発行されるものとします。

申込書は、電子メールにより、PDF形式で送付することができます。管理会社、受託会社、販売会社および管理事務代行会社のいずれも、電子メールで送付された申込書が受信されなかった場合または判読不能であった場合により生じる一切の損失に対し、また適正に授権された者から発せられた指示として善意で信じて実行された行為に起因して生じた一切の損失に対し、責任を負わないことに投資者は留意すべきです。

すべての申込代金は、申込者の名前で保有されている口座を出所としている必要があります。第三者による支払いは認められません。

投資者が管理事務代行会社との間で他の通貨による払込みの手配をした場合を除き、払込みはファンドの取引可能通貨で行う必要があります。

受益証券の端数口は発行されません。受益証券1口に満たない端数を表示する申込金額はファンドの利益のために留保されます。

管理会社は、その合理的な裁量によって、いずれの申込みも拒否することを決定できます。

不備のない申込書が管理会社によって受諾された場合、その時点から当該申込書は取消不能となります。管理事務代行会社は、不備のない申込書および（必要な場合）申込者の本人確認および申込代金の支払資金の出所確認のために請求したすべての証拠書類を受領後、これらをクリアした申込者に対して書面による所有確認書を発行するものとします。かかる所有確認書は、通常、当該取引日に発行されます。管理事務代行会社が書面による所有確認書を送付する前に申込者から追加の情報を得る必要がある旨を決定した場合には、管理事務代行会社は当該申込者に連絡し、必要な情報を請求するものとします。

なお、申込者の本人確認および申込代金の支払資金の出所確認のために請求したすべての情報および書類を受領するまで、受益証券の申込みは取扱われないものとし、受益証券は発行されないものとします。管理会社が該当する取引日後10ファンド営業日以内に当該情報および書類を受領しない場合、受領した申込代金は、送金元の口座に利息を付すことなく返還されるものとします。

受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の申込者は、該当する取引日から有効に発行されたものとして取扱われます(ただし、当該受益証券は、当該取引日より後にファンドの受益者名簿に登録される場合があります)。従って、申込者により支払われた申込代金は、当該取引日からファンドにおいて投資リスクにさらされます。

#### 非適格投資者

受益証券の申込予定者には、申込書において、当該申込者が適格投資者であり、(特に)適用法令に違反することなく受益証券を取得し保有することができる旨を表明し、保証することが要求されます。

ある者に対する受益証券の販売もしくは発行により、ファンドが本来負担することのない税金が課税されることになるか本来被ることのないその他の金銭上の不利を被る結果になると管理会社が考える状況においては、かかる者に対して受益証券は販売もしくは発行されないものとします。

受益証券の申込者は、申込書において、(特に)ファンドへの投資のリスクを評価するための金融に関する知識、専門性および経験を有していること、ファンドが投資する資産への投資に付随するリスクならびにファンドが当該資産を保有および/または取引する方法に付随するリスクを認識していること、かつファンドへの投資金額全額の損失に耐えられることを表明し、保証する必要があります。

#### 受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式で発行されます。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、ファンドの受益者名簿への登録によって証明されるものとします。

#### 一時停止

管理会社は、後記「3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、純資産価額の計算の一時停止」に記載されている状況においては、受益証券の発行を一時停止することができます。かかる一時停止期間中は、受益証券の発行は行われません。

#### マネー・ロンダリング防止

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散資金供与防止を目的とする法令規則を遵守するために、受託会社には、トラストのために、申込者の本人確認および実質的支配者(該当する場合)の確認および資金の出所の確認を行うための手続きを整備することが要求され、申込者に対して当該確認のための証拠書類を提供するよう求めることができます。受託会社は、認められている場合、一定の条件に従って、これらの手続きの実施(デューデリジェンス情報の取得を含みます)が適切な者によって維持されることに依拠すること、またはこれらの手続きの実施の維持を適切な者に委任することができます(以下「関連するAML受任者」といいます。)

受託会社、管理事務代行会社および受託会社を代理する関連するAML受任者は、受益者(すなわち申込者または譲受人)の本人確認およびその実質的支配者(該当する場合)の確認のために必要な情報を請求する権利を留保しています。状況により認められる場合、受託会社、管理事務代行会社または受託会社を代理する関連するAML受任者は、適用法の下で免除が適用される場合は、申込みの際に完全なデューデリジェンスを必要としないことを認めることができます。ただし、受益証券の持分に対する支払いまたは受益証券の持分の譲渡の前に詳細な確認情報が要求される場合があります。

本人確認等のために申込者に請求された情報の提供が遅れた場合や提出されなかった場合、受託会社、管理事務代行会社または受託会社を代理する関連するAML受任者は、当該申込みの受諾を拒絶すること(すでに申込みが発生している場合は持分を停止するか買い戻すこと)ができます。その場合、受領した資金は、当初の振込元の口座宛に利息を付さずに返還されます。

受託会社、管理事務代行会社および受託会社を代理する関連するAML受任者は、ある受益者への買戻代金または分配金の支払いが適用法令規則に違反することが疑われる場合(またはその旨助言された場合)、または受託会社、ファンド、管理事務代行会社または関連するAML受任者による適用法令規則の遵守を確保するために必要または適切と判断された場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶する権利を留保しています。

ケイマン諸島金融庁は、ファンドがケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(随時行われる改正を含みます。)の規定に違反した場合には、受託会社に対して相当の行政罰金を課す裁量の権限を有しています。受託会社が行政罰金を科せられる場合には、当該罰金および関連する手続きの費用はファンドの負担となります。

ケイマン諸島にいる者は、ケイマン諸島にいる他の者が犯罪行為またはマネー・ロンダリングを行っているか、テロ活動またはテロ資金供与およびテロ関連財産に係わっていることを知った場合またはその疑いを持った場合またはかかる認識もしくは疑いを持つ合理的な根拠がある場合で、かつ、かかる認識もしくは疑いに関する情報を、規制事業部門の業務の過程で、またはその他の事業、職業もしくは雇用において認識するに至った場合には、( )それが犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに係る場合には、ケイマン諸島の犯罪収益法(改正済)に従いケイマン諸島の金融報告庁(以下「FRA」といいます。)に対し、または( )それがテロ活動またはテロ資金供与およびテロ関連財産に係っている場合には、ケイマン諸島のテロリズム法(改正済)に従ってFRAまたは巡査もしくは指定された役人に対し、かかる認識もしくは疑いを報告する義務を負います。かかる報告は守秘義務の違反または法律その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

受益者に関する情報は、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社およびそれらの受任者、代理人および関連会社によって、ケイマン諸島内外において、マネー・ロンダリングや税務に関する情報の交換、規制および類似の事項に関連して規制当局その他からの要求に応じて開示される場合があります。受益者は、受益証券に申し込むことにより、受益者自らについておよび受益者の実質支配者を代理してこれに同意するものとします。

受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社ならびにそれらの各受任者、代理人および関係会社は、申込者が、受託会社または受託会社を代理する管理事務代行会社によって請求された情報および書類を適時に提供しなかった場合における受益証券の申込みの拒絶または処理の遅延の結果として申込者に生じるいかなる損失に対しても免責されるものとします。

さらに、管理事務代行会社またはその受任者もしくは代理人ならびに保管銀行は、ルクセンブルク法の下でマネー・ロンダリングやテロ資金供与の疑いをルクセンブルグ検察庁に報告する義務を負います。かかる疑いを報告することは、顧客に対する守秘義務違反とはみなされません。

マネー・ロンダリング防止規則に基づき、受託会社は、マネー・ロンダリング防止コンプライアンスオフィサー、マネー・ロンダリング報告オフィサーおよび副マネー・ロンダリング報告オフィサー(以下「AMLオフィサー役職」といいます。)として行為する自然人(以下「AMLオフィサー」といいます。)を指名する必要があります。受託会社は、ケイマン諸島法に従ってAMLオフィサー役職を遂行する自然人が指名されていることを確認しています。

受益者は、受託会社または管理事務代行会社に連絡して、現在のAMLオフィサーの詳細(連絡先を含みます)を入手することができます。

## 制 裁

トラストは、法律により、適用ある制裁制度の対象となる法人、個人、組織および/または投資と取引することを制限されています。

したがって、受託会社は、投資者に対して、継続的に、投資者自身が、また投資者の知る限りにおいて投資者の実質的所有者、支配者または授権した者(以下「関係当事者」といいます。)が、以下のいずれにも該当しないことを表明し、保証することを要求します。( )米国財務省の外国資産管理局(OFAC)によって、または欧州連合(EU)および/または英国(枢密院勅令によってケイマン諸島に拡大適用されます。)の法令および/またはケイマン諸島の法令に基づいて、作成される制裁対象の法人または個人のリストに名前が記載されていないこと、( )国連、OFAC、EU、英国および/またはケイマン諸島によって課される制裁が適用される国または地域に営業拠点または住所を置いていないこと、または( )国連、OFAC、EU、英国(枢密院勅令によってケイマン諸島に拡大適用されます。)または

ケイマン諸島によって課されるその他の制裁の対象となっていないこと(以下、総称して「制裁対象者」といいます)。

投資者または関係当事者が制裁対象者である場合または制裁対象者となった場合、受託会社またはその受任者は、当該投資者が制裁対象者でなくなるかまたは当該取引を継続するための適用法に基づく免許が取得されるまで、当該投資者との取引および/または当該投資者の受益証券の取引を、当該投資者に通知することなく直ちに停止することを要求される可能性があります(以下「制裁対象者事由」といいます)。

トラスト、受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社は、制裁対象者事由の発生の結果当該投資者が被ることのある一切の負債、費用、損害および/または損失(直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、罰金および法的費用およびその他すべての専門家費用が含まれますが、これらに限定されません。)については一切の責任を負いません。

加えて、トラストのために行われた投資が後に適用ある制裁の対象となった場合、受託会社またはその受任者は、適用される制裁が解除されるか当該取引を継続するための適用法に基づく免許が取得されるまで、当該投資に係る取引を、投資者に通知することなく直ちに停止することができます。

#### ケイマン諸島のデータ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日、データ保護法(改正済)(以下「データ保護法」といいます。)を制定しました。データ保護法は、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づいて法的要件を導入したものです。

受託会社および管理会社は、トラストおよびファンドに関するデータ保護義務およびデータ保護法に基づく受益者(および受益者に関連する個人)のデータ保護権を概説する文書(以下「ファンドプライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンドプライバシー通知は、ファンドの申込書に記載されており、また請求により、管理事務代行会社から入手可能です。

潜在的な投資者は、ファンドへの投資、ならびに受託会社、管理会社およびそれらの関連会社および/または受任者との関連するやり取り(申込書の記入や該当する場合には電磁的通信や電話通話の記録を含みます。)を行うことにより、または投資者に関連する個人(例えば、取締役、受託者、管理者、従業員、代表者、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人)に関する個人情報を受託会社や管理会社に提供することにより、これらの個人がデータ保護法の意味における個人データを構成する一定の個人情報を受託会社、管理会社およびそれらの関連会社および/または受任者(管理事務代行会社を含むがこれに限定されない)に提供することになることに留意する必要があります。受託会社および/または管理会社は、これらの個人データに関してデータ管理者として行為し、関連会社および/または受任者(管理事務代行会社、投資運用会社ならびにその他のトラストもしくはファンドのサービス提供者を含みます。)は、データ取扱者として(または状況に応じて、自らデータ管理者として)行為します。

ファンドに投資すること、またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンドプライバシー通知を詳細に読み、理解したものとみなされ、ファンドプライバシー通知がファンドへの投資に関連する投資者のデータ保護に関する権利および義務の概要を記載したものであることを了承したものとみなされます。申込書には、関連する表明および保証が含まれています。

データ保護法の監督機関は、ケイマン諸島の苦情処理機関です。受託会社または管理会社がデータ保護法に違反した場合は、当該苦情処理機関によっては是正命令の発行、罰金の賦課または刑事訴追への付議などが執行される場合があります。

#### 情報開示の要求

##### ケイマン諸島

受託会社またはケイマン諸島の居住者である受任者もしくは代理人は、適用法令に基づき規制当局もしくは政府当局または関係機関から情報提供の要請があった場合(例えば、金融庁法(改正済)に基づくCIMAからの要請(CIMA自ら要請する場合と海外の公認の規制当局のために要請する場合がありま

す。)、租税情報局法(改正済)ならびに関連する規則、条約、取決めおよび覚書に基づく租税情報局からの要請など)には、情報を開示しなければならない場合があります。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、守秘義務の違反とはみなされず、かつ、一定の場合、受託会社、受任者または代理人は、かかる要請があったことの開示さえも禁止される場合があります。

#### ルクセンブルグ

管理事務代行会社またはルクセンブルグの居住者である受任者もしくは代理人ならびに保管銀行は、適用法令に基づき規制当局もしくは政府当局または関係機関から情報提供の要請があった場合(例えば、金融監督委員会またはルクセンブルグの国の検察官からの要請(それらが自ら要請する場合と海外の公認の規制当局のために要請する場合があります。))、ルクセンブルグ税務当局からの要請など)には、情報を開示しなければならない場合があります。ルクセンブルグ法で要求される秘密情報の開示(マネー・ロンダリング防止および税務報告が含まれますが、これらに限定されません。)は、守秘義務の違反とはみなされず、かつ、一定の場合、管理事務代行会社またはルクセンブルグの居住者である受任者もしくは代理人ならびに保管銀行は、かかる要請があったことの開示さえも禁止される場合があります。

## (2) 日本における販売

日本においては、前記「募集事項等記載書面 - 証券情報 - (7) 申込期間」記載の申込期間に、同証券情報に従って、日本における販売会社により取扱いが行われます。

日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。投資者はまた、日本における販売会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。

受益証券の1口当たりの申込価格は、該当する取引日に決定される受益証券の1口当たり純資産価格(通常は0.01米ドル)とします。

申込みは、原則として該当する取引日の午後2時30分(日本時間)または日本における販売会社が別に定める時間までに日本における販売会社に対して行い、日本における販売会社は該当する取引日の午後5時(日本時間)または管理会社が定めるこれより遅い時間までに管理事務代行会社が受領するように送付しなければなりません。

申込金額は、米ドルまたは円貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドル建通貨への換算は、国内約定日(申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日をいい、原則として、申込みが行われた取引日となります。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)

申込手数料は課されません。

投資者は、国内約定日(申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日をいい、原則として、申込みが行われた取引日となります。)の翌取引日までに、日本における販売会社に対して申込金額を支払います。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から申込代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできません。

なお、前記「(1) 海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。受益証券の申込みに関する照会先は、前記「証券情報(8) 申込取扱場所」に記載する日本における販売会社です。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し

#### 受益証券の買戻し

下記の記載を条件として、受益者は、取引日において、その受益証券の買戻しを請求することができます。

特定の取引日に買戻しが実施されるためには、受益者は、当該取引日における締切時間までに(または特定のケースにつき管理会社が決定する締切時間以降の時間までに)、管理事務代行会社に対し買戻請求書を送付する必要があります。当該時間を過ぎて受領された買戻請求書は、次の取引日に取り扱われるものとします。受益者は、管理会社が別途同意した場合を除き、一度提出された買戻請求書を取消することはできません。

受益者は、いずれの取引日においても、1口未満の受益証券の買戻しを請求することはできません。

受益証券の端数口は発行されません。受益証券の1口に満たない端数を表示する金額はファンドの利益のために留保されます。

受益者への買戻代金の支払いによって、いずれかの者によるいずれかの関連する法域における反マネー・ロンダリング法の違反もしくは侵害の結果となる疑いがあるかまたはその旨の助言を受けた場合、またはいずれかの関連する法域において、受託会社、管理会社または管理事務代行会社が反マネー・ロンダリング法の遵守を確保するために必要である場合、受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その合理的な裁量により、受益者への買戻代金の支払いを行うことを拒否することができます。

当該買戻しが他の受益者に対し不利益を与える、またはファンドの資産の適切な運用を阻害すると管理会社が考える場合、管理会社は、買戻請求の全部または一部の受理を拒絶することができます。管理会社がかかる拒絶を行う場合は、当該受益者に直ちに通知されるものとします。

受益証券の1口当たり買戻価格は、該当する取引日に当たる評価日における該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格とし、当該取引日に当たる評価日で決定されます。各取引日の1口当たり買戻価格は、当該取引日に請求により管理事務代行会社から入手することができます。

管理事務代行会社は、通常、該当する取引日の次の取引日に、買戻された受益証券の基準通貨で買戻代金を(分配金とともに)電信送金により送金します。支払いは、受託会社が管理事務代行会社と協議の上で別途の合意を行った場合を除き、買戻しを請求している受益者が当初受益証券の申込金額を送金した口座と同じ口座宛てに直接行われ、そのリスクおよび費用は受益者による負担とします。該当する取引日から買戻代金が当該受益者に支払われる日までの期間について、買戻代金に対する利息は支払われません。

買戻請求が受理された場合、買戻しを請求している受益者がファンドの受益者名簿から抹消されたか否かにかかわらず、また、買戻価格が決定されたかもしくは送金されたかにかかわらず、受益証券は、当該取引日から有効に買戻されたものとして取扱われます。従って、当該取引日以降、受益者は、買い戻される受益証券に関して、信託証書に基づき発生する権利(ファンドの受益者集会の通知を受領し、出席し、議決権を行使する権利を含みます。)を行使する権利もしくは能力を有しないものとします。ただし、買戻金額を受領する権利および当該取引日の前までに宣言された未払分配金(いずれの場合も買戻しが請求されている受益証券に関するものとする。)を受領する権利を有します。買戻しを請求した受益者は、買戻代金に関してファンドの債権者となります。倒産による清算の場合、買戻しを請求した受益者は一般の債権者に劣後しますが、受益者に優先します。

#### 買戻しの繰り延べ

管理会社は、いずれの取引日においても、買戻される受益証券の総口数を、当該日における発行済受益証券の一定の割合または金額(管理会社により決定される)に制限する選択を行うことができます。その場合、買戻請求は按分比例で縮減され、残りの買戻請求は、後続の取引日に、当該後続の取引日に関して受領された買戻請求に優先して買戻されます(当該後続の取引日の買戻しが同じ権限に従って制限される場合はさらに繰り延べられるものとします)。

#### 一時停止

管理会社は、後記「3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、純資産価額の計算の一時停止」に記載された状況においては、受益証券の買戻しを一時停止することができます。かかる一時停止期間中は、受益証券の買戻しは行われません。

#### 強制買戻し

受託会社は、適切と判断した場合はいつでも、書面による通知を行うことで、受益者が保有する受益証券の全部または一部を償還することができます。当該受益証券は、強制償還の日の評価時点(その日が評価日でない場合は直前の評価日)に決定された受益証券の該当するクラスの1口当たり純資産価格に等しい価格から適用ある償還手数料を差し引いた額で償還されます。

前述の一般性を損なうことなく、受益証券が以下のいずれかに該当する者によって直接または実質的に所有されていることを受託会社が認識した場合、またはそのように考える理由が受託会社にある場合、受託会社は、( )かかる者に対して通知(受託会社が適切と判断する形式による)を送付し、当該受益証券を保有する資格のある別の者に買戻価格で譲渡するよう要求する権利、または( )当該受益証券の買戻しを書面で要求する権利を有します。かかる通知を受けた者が14日以内に当該受益証券を譲渡しない場合または受託会社に対して当該受益証券の買戻請求書を提出しない場合、かかる者は、14日が経過した時点で当該受益証券の全部の買戻しを請求したものとみなされます。

- (a) 当該受益証券を保有する資格がないためにいずれかの国または政府当局の法律または要件に違反している者で、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担する必要がない税金債務を負う(または本来被ることのない不利益を被る)状況をもたらし得る者
- (b) 適格投資者でない者、または適格投資者でない者のためにもしくはその利益のために当該受益証券を取得した者
- (c) ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担することのない税金債務を負う(または本来被ることのない法律上、金銭上、規制上、もしくは重大な行政上の、不利益を被る)結果をもたらし得る状況にあると管理会社が考える者

#### 受益証券の譲渡

各受益者は、受託会社と管理会社を代理する管理事務代行会社から事前に書面で同意を得ることを条件として、受託会社と管理会社を代理する管理事務代行会社が随時承認する様式の証書によって、その保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、受託会社および/もしくは管理会社および/もしくは管理事務代行会社が、関連するまたは適用ある法域の現行の法規定または政府その他の要求もしくは規制、または受託会社および/もしくは管理会社および/もしくは管理事務代行会社の現行の方針を遵守するために要求される情報または受託会社および/もしくは管理会社および/もしくは管理事務代行会社が要求するその他の情報を最初に提供するものとします。

譲受人は、受託会社と管理会社を代理する管理事務代行会社に対して、書面により、以下を表明することが要求されます。(a) 受益証券の譲渡は、適格投資者に対して行われること、(b) 譲受人は、投資目的に限り、自己の計算で受益証券を取得すること、かつ(c) 受託会社および/または管理会社が管理事務代行会社と協議の上、その裁量で要求するその他の事項。

受託会社と管理会社を代理する管理事務代行会社は、各譲渡証書に、譲渡人と譲受人(またはそれらの代理人)の署名を要求することができます。当該譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が当該譲渡の対象となる受益証券に関する受益者として受益者名簿に登録されるまで、譲渡人は引き続き受益者であるものとし、当該受益証券に対する権利を有するものとします。譲渡は、譲渡証書の原本と上記の情報が管理事務代行会社によって受領されない間は登録されないものとし、譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が当該受益証券に関する受益者として受益者名簿に登録されるまで、譲渡人は、引き続きファンドのリスクにさらされるものとします。

#### 資産の譲渡および再使用

本書中に別段の定めがある場合を除き、ファンドに資金を提供するカウンターパーティーの費用を削減する手段としてファンドが採用する譲渡および再使用の取り決めについては、ファンドはいかなる制限も課しません。

#### (2) 日本における買戻し

日本における受益者は、日本における販売会社を通じ、管理事務代行会社に対し、その保有する受益証券の買戻しを請求することができます。

受益証券は、該当する取引日に当たる評価日で決定される受益証券の1口当たり純資産価格(通常は0.01米ドル)で買い戻されます。買戻し単位は、1口以上1口単位です。

買戻請求は、原則として取引日の午後2時30分(日本時間)または日本における販売会社が別に定める時間までに日本における販売会社に対して行い、日本における販売会社は午後5時(日本時間)または管理会社が定めるこれより遅い時間までに管理事務代行会社に送付しなければなりません。

買戻代金の支払いは、米ドルまたは円貨により、日本における販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされます。買戻代金が円貨で支払われる場合における換算は、国内約定日(買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日をいい、原則として、買戻しの申込みが行われた取引日となります。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)

買戻手数料は課されません。

日本における販売会社は、国内約定日(買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日をいい、原則として、買戻しの申込みが行われた取引日となります。)の翌取引日以降、買戻代金を支払います。

なお、前記「(1)海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。受益証券の買戻しに関する照会先は、前記「証券情報(8)申込取扱場所」に記載する日本における販売会社です。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 純資産価額の決定

受託会社は、各評価日の評価時点で、ファンドの純資産価額およびファンドの各クラスの1口当たり純資産価格を計算するものとします(または受託会社の適法に任命された受任者によって計算されることを確保します)。

ファンドの基準通貨建の純資産価額は、信託財産を構成するファンドの信託財産中の投資対象、現金およびその他すべての資産の価額を確定し、ファンドの信託財産から支払われる(または弁済される)負債総額を差し引くことによって計算されます。ファンドに一つのクラスの受益証券しか発行されていない場合、ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価額を発行済受益証券口数で割ることによって計算され、その端数については、管理会社が受託会社と協議の上で決定します。

ファンドに複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産価額は、ファンドの各クラスの受益証券に帰属する資産および負債がファンドの当該クラスの受益証券の受益者のみによって実質的に負担されるように(ファンドの他のクラスの受益証券の受益者によって負担されることがないように)、受託会社(または受託会社を代理する管理事務代行会社)が決定する合理的な配分方法に基づいて、ファンドについて発行済の異なる受益証券クラスの間で配分されるものとします。ファンドの受益証券の各クラスに帰属するファンドの基準通貨以外の通貨建の純資産価額は、ファンドの各評価日に、受託会社(または受託会社を代理する管理事務代行会社)が決定する為替レートで、ファンドの当該受益証券クラスが表示される取引通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を行った後で)ファンドの純資産価額のうち該当する受益証券クラスに帰属する部分を、ファンドの当該クラスの発行済受益証券口数で割ることによって計算されます。ファンドの当該受益証券クラスの1口当たり純資産価格は、管理会社が決定します。

受託会社は、ファンドの純資産価額およびファンドの各クラスの各受益証券の1口当たり純資産価格を決定するに当たって、以下の評価方針および評価手続きに従うものとします。

ファンドの資産は、以下を含むものとします。

- (a) 手元現金、預金または要求払預金(発生済利息を含みます)および配当金またはその他発生済の未払分配金

- (b) すべての投資
- (c) すべての支払手形、要求払手形、約束手形および売掛債権
- (d) 受託会社が決定するファンドの設立費(費用計上されていない場合)
- (e) 受託会社が随時評価の上定める前払費用を含む、ファンドに帰属するその他すべての資産  
ファンドに帰属する負債は、以下を含むものとします。
- (a) すべての支払手形、約束手形および買掛債務
- (b) 毎日計算されるすべての未払費用および/または発生済費用
- (c) 受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む、ファンドに帰属するあらゆる種類および性質のその他すべての負債(受託会社の裁量による「税金および手数料」(信託証書で定義される)に対する引当金が含まれますが、これに限定されません)

トラストのいずれの費用および負債も、受託会社が監査人と協議の上で公平かつ衡平とみなす期間にわたって償却することができます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従って計算されます。

- (a) 手元現金または預金、支払手形、要求払手形、売掛債権、前払費用、宣言済もしくは発生済であるが未受領の現金配当金および利息は、その全額とします。ただし、かかる預金、支払手形、要求払手形または売掛債権がその全額の価値を有しないと管理会社が決定した場合はこの限りでなく、その場合、その価額は、管理会社がその合理的な価額と考える価額とします。
- (b) 下記(c)項が適用される「投資先ファンド」の持分の場合を除き、また下記(d)、(e)および(f)項の規定に従うことを条件として、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、建値され、取引されまたは取り扱われる投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該計算が行われる日の当該計算が行われる場所の評価基準時点の当該投資対象の主要な取引所または市場における現地の規則および実務慣行に従った最終売買価格または公式の終値に基づくものとし、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない投資の価額は、当該投資のマーケットメイクを行う者、会社または金融機関が当該投資について提示する価格を参照して計算されるものとします(マーケット・メイカーが複数いる場合は、管理会社が指定するマーケット・メイカーとします)。ただし、管理会社(またはその適法に任命された受任者)がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価格が、あらゆる状況において、その投資に対するより公正な基準を提供していると考えられる場合、当該価格を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)項の規定に従うことを条件として、ファンドと同じ日に評価が行われる「投資先ファンド」に対する各持分の価額は、当該日に計算される当該「投資先ファンド」の1口/1株/その他持分単位当たりの純資産価額とし、当該「投資先ファンド」の評価がファンドと同じ日に行われない場合は、当該「投資先ファンド」の公表された直近の1口/1株/その他持分単位当たりの純資産価額(入手可能な場合)または(同価額が入手できない場合は)当該受益証券/株式/その他持分単位の公表された直近の買戻価格または買い呼び値とする。特に、「投資先ファンド」の評価のための相場価格がない場合は、投資先ファンドまたはその代理人によって公表された、またはファンドに対して書面で報告された当該評価日現在の価額に従って計算されるものとし、当該評価日において「投資先ファンド」の評価が行われない場合は、公表または報告された直近の価額とします。計算を行う際、管理会社は、第三者(「投資先ファンド」およびその管理事務代行者、代理人、投資運用者もしくは投資助言者、またはその他の取引子会社を含みます。)から受領した無監査の評価および報告書ならびに見積評価額に依拠する権利を有し、管理会社は、当該評価および報告書の内容も正確性も確認する責任を負わないものとし、また確認することを要求されないものとします。

- (d) 上記(b)項または(c)項に規定する純資産価額、買戻価格、買い呼び値、取引価格もしくは終値、または相場価格が入手できない場合、当該資産の価額は、管理会社が随時決定する方法により決定される。
- (e) 上記(b)項に基づいて、いずれかの投資の上場価格、相場価格、取引価格または市場取扱価格を確認する目的で、受託会社は、機械化されたおよび/または電磁的な価格配信システムによって提供された価格データおよび/または価格情報を使用し、それに依拠する権利を有し、かかるシステムによって提供される価格は、上記(b)項の目的上、直近の取引価格または公式の終値とみなされるものとします。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、他の評価方法による価額が該当する投資の公正価値をより良く反映すると考える場合、その絶対的な裁量により、かかる他の評価方法を用いることを認めることができます。
- (g) ファンドが表示される通貨以外の通貨建の投資(有価証券または現金であるかを問いません。)の価額は、関連するプレミアムもしくは割引および為替費用等を考慮しつつ、管理会社(または管理会社を代理する管理事務代行会社)が状況に応じて適切とみなすレート(公式であるか否かを問いません。)で当該表示通貨に換算されます。

前述の方針および手続きは、純資産価額またはその一部を計算し、純資産価額または特定の受益証券クラスに帰属する純資産価額を、ファンドの発行済(または発行済とみなされる)受益証券口数またはファンドの該当する受益証券クラスの発行済(または発行済とみなされる)受益証券口数で割る際に、以下の条件に従うものとします。

- (a) 発行が合意されている各受益証券は発行済とみなすものとし、発行が合意されている受益証券の対価として受託会社が受領する予定である現金またはその他の資産の価額を含めるものとします。
- (b) 管理会社が受益証券の買戻しおよび取消しを決定したが、当該買戻しおよび取消しが計算時点でその効力を生じていない場合、当該受益証券は発行されていないものとして扱い、ファンドの信託財産の純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の目的においては考慮しないものとします。また受託会社は、当該買戻しおよび取消しの結果ファンドの信託財産から支払われるべき金額を控除しますが、買戻しまたは取消しが行われていないために支払われるべき金額を計算できない場合は、上記は適用されないものとします。
- (c) 投資対象の取得または処分に関して契約上の債務が存在するが、当該計算の時点で当該取得または処分が完了していない場合、かかる投資は、ファンドの資産に含める(または資産から除く)ものとし、当該取得または処分が正当に完了されたものとして、取得価格の総額または処分所得の純額を除く(または含める)ものとします。
- (d) 純資産価額または1口当たり純資産価格のすべての計算には、当該計算日以前に発生した収益または利得に対する税金に関して、受託会社が支払うべき金額または還付の権利がある金額を考慮に入れるものとします。
- (e) ファンドの資産からは、以下に関して控除が行われるものとします。
- ( ) 上記に記載されているもの以外の発生済未払費用
  - ( ) ファンドに関して、受託会社または管理会社が借入れた資金の未返済残高の合計額、および
  - ( ) 上記に記載されているもの以外で、信託証書に基づき資本から支払われるべき、または支払われることが見積もられている金額
- (f) 管理会社は、外貨で支払われるべき(または支払われる予定である)負債の金額を同じ通貨建の投資または現金の価額から差し引くことができます。

#### ファンドに関する純資産価額の計算

受託会社は、上記の規定に加えて下記の規定に従って、純資産価額を計算する責任を管理事務代行会社に委託しています。

ファンドの1口当たり純資産価格は、各取引日において、日々の配当金の宣言の直後に決定されます。

ファンドの組入有価証券は、その償却原価に基づき評価されます(以下「償却原価法」といいます)。これは、金融商品はその取得原価で評価し、その後、金利の変動が当該金融商品の市場価値に与える影響に関係なく、割引またはプレミアムを満期まで定額で償却する方法です。この方法は、確実な評価を提供する一方で、償却原価で決定された価額が、ファンドが当該金融商品を売却した場合に受け取る価格よりも高くなるまたは低くなる期間が生じる可能性があります。

ファンドは、下記のとおり評価されたそのすべての資産の合計額とそのすべての負債の合計額をその受益証券の発行済口数で割ることにより、恒常的な1口当たり純資産価格を計算します。

- (a) 短期金融商品(ならびにレポ契約)は、償却原価法に基づき評価されます。一方、リバースレポ契約は、経過済利息を含む取得原価で評価されます。
- (b) 投資先ファンドの株式または受益証券は、当該投資先ファンドによって報告される入手可能な直近の純資産価額で評価されます。
- (c) 規制市場で取引される金融デリバティブ商品は、該当する取引日現在で入手可能な値洗い価格を用いて評価されます。
- (d) 手元現金または預金、支払手形および要求払手形および売掛債権、前払費用、宣言済もしくは発生済であるが未受領の現金配当金および利息は、その全額としますが、その全額が支払われる(または受領できる)見込みがない場合はこの限りではなく、その場合、その価額は、受託会社はその公正価値を反映させるためにかかる場合に適切であると考えられる割引を適用した後の額とします。

各ポートフォリオの保有資産は、一定の純資産価額と変動する純資産価額の間乖離が存在するかどうかを確認するため、投資運用会社またはその指示の下で日々監視されます。

もし、乖離が存在し、その結果、投資家または既存の受益者に対して重大な希薄化やその他の不公平な結果が生じる可能性があるとして判断される場合、投資運用会社は、管理会社および管理事務代行会社と協議のうえ、必要かつ適切とみなされる是正措置を講じます。

#### 純資産価額の計算の一時停止

受託会社は、以下を含む場合、理由の如何を問わず、その単独の裁量により、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格ならびに/または発行および/もしくは買戻しを一時停止することができます。

- (a) ファンドの直接もしくは間接の投資対象のいずれかが上場されている証券取引所が通常の祝日および週末以外にクローズしている期間または当該取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) 緊急事態を構成すると受託会社が考える状況が存在しており、その結果として、ファンドによる投資対象の評価または処分が合理的に実行不可能であり、ファンドの受益者の利益を著しく損なうことになる場合
- (c) ファンドの直接もしくは間接の投資対象の価格もしくは価額または上記の証券市場の現在価格の決定に際し通常用いられる通信手段に故障が生じている期間、またはその他の理由で、ファンドが(直接または間接に)所有する投資対象の価格もしくは価額が合理的に、迅速かつ正確に確定できない場合
- (d) 投資対象の現金化または取得に伴う資金の移動が、通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議の上で考える場合
- (e) ファンド、受託会社、管理会社、またはそれらの関連会社、子会社等、またはファンドのその他サービス提供会社に関連して、受託会社、管理会社または該当する管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために必要であると受託会社が考える期間

一時停止が1週間を超えて続く可能性が高い場合は、一時停止がされてから7日間に、すべての受益者に一時停止について書面で通知されるものとし、一時停止が解除される場合は速やかに通知されるものとしします。

(2) 【保管】

管理会社の決定がある場合を除き、受益者名簿に記載された登録所有者の関連する口数の所有権を証明する証書は発行されません。受益者名簿は、ファンドの受益証券の所有権の決定的な証拠となります。

日本の投資者が日本における販売会社を通じて取得した受益証券は、日本における販売会社またはその保管機関の名義で受益者名簿に登録されます。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は定められておりません。ただし、ファンドは、後記「(5) その他 ファンドの終了」に定めるいずれかの事由が発生した場合には終了されます。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は、各年の9月の最終暦日に終了します。なお、最初の会計年度は、2025年9月30日に終了します。

(5) 【その他】

ファンドの終了

ファンドは以下の場合終了するものとしします。

- (a) ファンドの受益者が終了する旨のシリーズ・トラスト決議を行った場合
- (b) 当局によるケイマン諸島における規制対象投資信託としての信託のライセンスが取り消された場合、または不利に変更された場合
- (c) 受託会社が管理会社と協議の上、ファンドを継続することが現実的でない、もしくは望ましくないと判断した場合、または受益者の利益に反すると判断した場合
- (d) トラストの場合、受託会社が辞任する意思を通知してから90日以内もしくは受託会社の解任から90日以内に、受託会社の適切な代わりもしくは後任が見つからない場合
- (e) トラストの場合、管理会社が辞任する意思を通知してから90日以内に後任が見つからない場合
- (f) 管理会社が決定し、関連する英文目論見書で開示されている日付または状況になった場合
- (g) ファンドの受益証券の発行済総数が2,000,000,000口を下回り、管理会社が受託会社および投資運用会社と協議の上、ファンドの終了を決定する場合

ファンドが終了される場合、受託会社は、終了予定日の30日前までに、かかる意図および適用法に基づいて要求されるその他の情報を、すべての受益者に公表または通知するか、公表または通知させるものとしします。

ファンドの終了がどのようなものであれ、管理会社はファンドに代わって保有する投資、財産、その他の資産を換価し、適切に支払うべきすべての負債を支払うか、または十分な引当金を計上し、終了にかかる費用を計上した後、その換価の収益を、ファンドの終了日に登録されているファンドの受益者に、その保有する、または保有するとみなされるファンドの各クラスの受益証券の総数に応じて分配するよう受託会社に指示します。

支払期日から12カ月を経過した後に受託会社が保有する未請求の正味収入金またはその他の現金(未請求の分配金を含みます)は、受託会社が裁判所に支払います。ただし、受託会社はその支払いに関連して発生した費用を保持する権利を有するものとしします。

## 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に10日前の通知(かかる通知は、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議により、受益者は適宜放棄することができます。)を行った上で、基本信託証書の補足証書により、いかなる目的においても、適切または望ましいと考えられる方法および範囲で、基本信託証書の条項を修正、変更または追加する権利を有するものとします。ただし、ここに定める場合を除き、かかる修正、変更または追加は、適宜、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議の承認なくしては行われたいものとします。以下の場合、修正、変更または追加についてのかかる承認は要求されないものとします。

- (a) ミューチュアル・ファンド法、当該法律に基づく規制、リテール・ミューチュアル・ファンド(日本)規制および/または信託法の改正またはケイマン諸島の法律に基づくその他の規制の変更によってもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の変更を実施するために必要な場合
- (b) かかる法改正の直接的な結果として必要な場合
- (c) トラストまたはファンドの名称を変更する場合
- (d) 年次の会計期間の開始日および終了日を変更する場合、または年次の収益の配分日を変更する場合
- (e) その他の会計期間の開始日または終了日を変更する場合、またはかかる会計期間(中間の会計期間もしくは配分日を含みます)に関連する配分日を変更する場合
- (f) 受益者またはファンドの受益者および潜在的な受益者の利益のためであるか、または彼らに重大な不利益を与えないことを管理会社および受託会社が合意する修正を行う場合
- (g) 基本信託証書から使われなくなった条項を削除する場合
- (h) 管理会社または受託会社が解任された場合、辞任を希望する場合、または辞任した場合に、管理会社または受託会社を交代させる場合
- (i) 明らかな誤りを修正する場合
- (j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、当該法律に基づく規制、リテール・ミューチュアル・ファンド(日本)規制および/または信託法、またはトラストが随時従うその他の法律、規則、規制の要件を反映または遵守する場合
- (k) シリーズ・トラストを追加設定する場合

かかる補足証書に関連して受託会社または管理会社が負担したすべての費用および経費(必要な場合、受益者集会またはファンドの受益者集会の開催にかかった費用を含みます)は、関連するファンドの信託財産に対して請求されるものとします。

## 別の法域への移転

受託会社が、トラストをケイマン諸島とは別の法域に移すことが受益者の最善の利益になると判断した場合、受託会社は、( )かかる法域が信託の存在を認め、受益権者の権利を執行すること、( )受託会社の裁量で承認された適切かつ実質的な信託会社が受託者として任命されること、および( )受託会社が基本信託証書の規定に従って受益者の同意を得たことを条件として、これを行うことができます。

上記の「(5)その他 信託証書の変更」に従うことを条件として、受託会社は、トラストがケイマン諸島の法律の下と同様に新しい法域の法律の下でも有効であることを確保するために必要または望ましい変更または追加を行うことができます。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続

### 投資運用契約

投資運用契約は、当該契約に従って早期に終了しない限り、ファンドの存続期間中継続し、効力を有するものとします。当該契約は、当事者のいずれか一方が他方に対して90日前に書面で通知することにより、いつでも終了することができます。投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠します。

#### 保管契約

保管契約は、当該契約に従って早期に終了しない限り、ファンドの存続期間中継続し、効力を有するものとします。当該契約は、当事者のいずれか一方が他方に対して90日前に書面で通知することにより、いつでも終了することができます。保管契約は、ルクセンブルグの法律に準拠します。

#### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、当該契約に従って早期に終了しない限り、ファンドの存続期間中継続し、効力を有するものとします。当該契約は、当事者のいずれか一方が他方に対して90日前に書面で通知することにより、いつでも終了することができます。受託会社は、受益者の利益を保護するために適切または必要であると判断した場合、単独の裁量で管理事務代行契約をいつでも即時に終了させる権利を留保します。管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠します。

#### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面で通知することにより終了します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社により後任の代行協会員が指定されることを条件とします。代行協会員契約は、日本の法律に準拠します。

#### 受益証券販売・買戻契約

いずれの当事者も、3ヶ月以上前に書面で通知することにより受益証券販売・買戻契約を終了することができます。受益証券販売・買戻契約は、日本の法律に準拠します。

## 4【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対して直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

#### 分配金請求権

受益者は、受託会社が管理会社と協議の上で決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

#### 買戻請求権

受益者は、取引日において、受益証券の買戻しを、管理事務代行会社に請求する権利を有します。

#### 残余財産分配請求権

ファンドが終了した場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて信託財産の分配を請求する権利を有します。

#### 議決権

受託会社または管理会社は、適切と思われる日時および場所(以下に定めるところに従うものとします)受益者集会を開催することができ、受託会社は、(受益者集会の場合)発行済の受益証券の10分の1以上を保有するものとして登録された受益者の書面による請求があった場合、または(ファンドの受益者集会の場合)ファンドの発行済の受益証券の10分の1以上を保有するものとして登録された受益者の書面による請求があった場合は、受益者集会を開催しなければならないものとします。

受益者に対しては、少なくとも14日前(通知が送達された日、または送達されたとみなされた日、および通知がなされた日を含みます。)までに集会の通知を行うものとします。通知には、集会の場所、日付、時間、および提案される決議事項を明記しなければならないものとします。

集会の定足数は、トラストまたはファンドの発行済の受益証券の純資産総額の10分の1以上を保有する受益者が直接または代理人を通じて出席した場合とします。集会に付される決議は、投票が要求されない限り、挙手により決定されます。挙手による場合は、(個人の場合)本人もしくは代理人が出席したとき、または(法人の場合)正当な権限を有する代表者もしくは代理人が出席したとき、すべての受益者が1票を有するものとします。投票による場合は、(個人の場合)本人もしくは代理人が出席したとき、または(法人の場合)正当な権限を有する代表者もしくは代理人が出席したとき、すべての受益者は、その受益者である受益証券1口につき1票の投票権を有するものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

小野・谷田部グローバル法律事務所

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 小野 雄作

弁護士 谷田部 耕介

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階

小野・谷田部グローバル法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

以下に掲げるファンドの日本語の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定によるものです。

ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しております。

ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額を併記しております。円換算は、便宜上、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=153.66円）により行っております。なお、千円未満の金額は四捨五入しております。

（１）【貸借対照表】

ケイマン籍アンブレラ型契約型投資信託

SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ -  
USドル・マネー・マーケット・ファンド

純資産計算書  
2025年9月30日現在

	注記	米ドル	千円
<b>資 産</b>			
投資有価証券（時価）	2.2	312,186,815	47,970,626
銀行預金		142,151,664	21,843,025
未収債券利息（純額）		373,343	57,368
設立費（純額）	2.4	107,698	16,549
未収預金利息		15,600	2,397
資産合計		454,835,120	69,889,965
<b>負 債</b>			
未払管理事務代行報酬	5	83,550	12,838
未払管理報酬	9	22,648	3,480
未払投資運用報酬	7	110,867	17,036
未払取引手数料	6	480	74
未払受託報酬およびその他サービス報酬	4	11,152	1,714
未払専門家報酬		13,520	2,077
未払保管報酬	6	16,710	2,568
未払販売報酬	8	110,867	17,036
その他負債		83,094	12,768
負債合計		452,888	69,591
期末純資産総額		454,382,232	69,820,374
発行済受益証券口数		45,438,223,179	
1口当たり純資産価格		0.01	1.54円

添付の注記は本財務書類と不可分である。

## （２）【損益計算書】

## ケイマン籍アンブレラ型契約型投資信託

SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ -  
USドル・マネー・マーケット・ファンド損益計算書および純資産変動計算書  
自2024年12月3日（運用開始日）至2025年9月30日

	注記	米ドル	千円
期首純資産総額		-	-
収 益			
債券利息（純額）	2.5	718,496	110,404
定期預金利息		2,718,001	417,648
収益合計		3,436,497	528,052
費 用			
管理事務代行報酬	5	170,560	26,208
管理報酬	9	22,648	3,480
投資運用報酬	7	168,741	25,929
販売報酬	8	168,741	25,929
専門家報酬		13,851	2,128
保管報酬	6	34,023	5,228
受託報酬およびその他サービス報酬	4	22,652	3,481
取引手数料	6	2,060	317
その他費用		51,239	7,873
費用合計		654,515	100,573
純投資収益 / （損失）		2,781,982	427,479
純実現利益 / （損失）			
- 投資有価証券の売却		4,773,324	733,469
- 外貨	2.3	331	51
当期純実現利益 / （損失）		4,773,655	733,520
純未実現評価益 / 評価損の変動			
- 投資有価証券		1,612,268	247,741
当期純未実現評価益 / 評価損の変動		1,612,268	247,741

運用による純資産の増加/(減少)		9,167,905	1,408,740
申込み	3.1	2,566,647,897	394,391,116
買戻し	3.2	(2,112,265,665)	(324,570,742)
支払分配金	3.3,11	(9,167,905)	(1,408,740)
期末純資産総額		454,382,232	69,820,374

添付の注記は本財務書類と不可分である。

ケイマン籍アンブレラ型契約型投資信託

SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ -  
USドル・マネー・マーケット・ファンド

統 計 情 報 (無監査)

2025年9月30日現在

---

純資産総額	米ドル	454,382,232
-------	-----	-------------

---

受益証券発行済口数		45,438,223,179
-----------	--	----------------

---

1口当たり純資産価格	米ドル	0.01
------------	-----	------

---

## ケイマン籍アンブレラ型契約型投資信託

### SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ - USドル・マネー・マーケット・ファンド

#### 財務書類に対する注記 2025年9月30日現在

#### 注記1 - 組織

SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ(以下「トラスト」といいます。)は、ケイマン諸島の法律に準拠して、アンブレラ型ユニット・トラストとして、2024年10月2日に創設および設定されました。

2024年10月2日、シーアイピーシー・カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。)は、トラストの最初のシリーズ・トラストとして、USドル・マネー・マーケット・ファンド(以下「ファンド」といいます。)を創設し、設定しました。ファンドは、受託会社によって締結された追補信託証書によって構成される別個の信託です。ファンドは、その資産および負債について他のシリーズ・トラストとは区別されます。受託会社は、随時、トラストに複数のシリーズ・トラストを設定することができます。各シリーズ・トラストは、それぞれ別個の信託であり、受託会社によって締結された基本信託宣言に対する個別の追補証書によって構成されます。

各適格投資者に販売される受益証券は、ファンドに対する分割不能な持分を表します。受益証券は、2024年12月2日に、1口当たり0.01米ドルの購入価格で適格投資者によって申し込まれます(当初募集期間)。

2024年12月3日以降、受益証券は、各取引日(各ファンド営業日および/または管理会社が随時決定するその他の日)に適用される該当する申込価格で申し込まれます。受益証券各クラスの1口当たり申込価格は、該当する取引日に決定される受益証券の各クラスの1口当たり純資産価格です。取引日における受益証券各クラスの1口当たり申込価格は、該当する取引日に、請求により、管理課事務代行会社から入手できます。

ファンドの投資目的は、主に高格付けの短期金融商品に投資することにより、元本の確保と流動性の確保を図りつつ、受益証券1口当たり1米セント(0.01米ドル)の純資産価格を維持し、短期金融市場の金利に沿った安定した収益率を追求することです。

ファンドは、米ドル建の短期金融商品に投資することにより、元本および流動性を維持しつつ、安定した収益を追求することを目指します。

ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2024年12月3日(運用開始日)から2025年9月30日までの期間です。

#### 注記2 - 重要な会計方針の要約

##### 2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されています。ファンドの基準通貨は、米ドルです。

## 2.2 投資の評価

ファンドの投資は、特に、ファンドの純資産価額を計算する目的およびそれによって投資運用会社の投資運用報酬を計算する目的で、信託証書に従って定期的に評価されます。ファンドの評価手続きに従い投資に割当てられる価額は、ファンドが最終的に実現できる価額とは異なる可能性があります。そのような場合でも、支払われた/計上された投資運用報酬を取り戻すことはできません。

ファンドの投資有価証券は、その償却原価に基づいて評価されます(以下「償却原価法」といいます)。償却原価法とは、証券を取得原価で評価した後、割引やプレミアムを償還日まで一定の割合で償却して計算する方法で、金利の変動が当該証券の市場価額に与える影響は反映されません。この方法は、確実な評価が得られる一方で、償却原価法によって計算された価額が、ファンドが当該証券を売却した場合に受け取る価格よりも高くなる(または低くなる)期間が生じる可能性があります。

## 2.3 外貨の換算

米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、期末の実勢為替レートで米ドルに換算されます。米ドル以外の通貨建の収益および費用は、取引日の実勢為替レートで換算されます。

米ドル以外の通貨で表示される有価証券の取得原価は、購入日の実勢為替レートで換算されます。

外国為替に係る損益は、損益計算書および純資産変動計算書に計上されます。

ファンドは、外国為替レートの変動による影響を、保有する有価証券の市場価格の変動による影響とは区別して報告します。これらの変動は、「外貨に係る純実現利益/(損失)」に含まれます。

2025年9月30日現在、以下の為替レートが使用されています。

1 ユーロ = 1.16920米ドル

1 円 = 0.00669米ドル

## 2.4 設立費

トラストおよびファンドの設立ならびに受益証券の募集に関連する費用は、107,698米ドルです。

これらの費用は、2025年10月1日から開始する5年を超えない期間にわたり償却されます。ただし、管理事務代行会社が受託会社と協議の上でその他の方法を適用することを決定した場合はこの限りではありません。

## 2.5 利息

利息は、発生主義に基づき計上され、収益は、源泉税がある場合はその控除後の金額で計上されません。

## 注記3 - 受益証券資本

### 3.1 受益証券の申込み

受益証券の当初発行のための発行価格は、1口当たり0.01米ドルで、その後は、該当する評価日現在の1口当たり純資産価格となります。一申込者当たりの当初最低投資金額は、100,000米ドルです。

### 3.2 受益証券の買戻し

受益者は、その選択により、各取引日に受益証券の買戻しを請求することができます。最低買戻金額は、1口です。

買戻代金が支払われる受益者がマネー・ロンダリング防止法に違反していることが疑われる場合、または当該受益者に対する買戻代金の支払いの結果、いずれかの者がいずれかの関連法域においてマネー・ロンダリング法に違反する結果となる可能性がある旨の助言を受けた場合、あるいは受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社がいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法を遵守するために必要である場合、受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その合理的な裁量により、当該受益者への買戻代金の支払いを拒絶することができます。

また管理会社は、当該買戻しが、その他の受益者またはファンドの資産の適切な運用を害するものであると考える場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができます。拒絶される場合、該当する受益者に直ちに通知されます。

### 3.3 受益者への分配

受託会社および管理会社は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を、その投資方針において定める金額に維持するために必要な金額の分配を毎日宣言する方針です。

発行済受益証券についての分配金は、当該受益証券の払込日(当日を含みます)から買戻日(当日を除きます)までの期間について発生します。

## 注記4 - 受託報酬

受託会社は、設立報酬5,500米ドルを受領する権利を有します。

受託会社は、ファンドの資産から年率0.01%の報酬を受領する権利を有します。ただし、各四半期の最低報酬金額を3,750米ドルとしますが、当該最低報酬金額は、2025年12月31日に終了する四半期末までは適用されません。

受託報酬は日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされます。

また受託会社は、合理的な出費および立替払費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有します。

#### 注記5 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる年率0.075%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

また管理事務代行会社は、その提供するサービスに関して合理的に負担した立替払費用の支払いを受ける権利を有します。

#### 注記6 - 保管報酬

保管銀行は、日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる年率0.015%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

また保管銀行は、2025年3月31日まで証券取引一件当たり30米ドル、2025年4月1日以降は証券取引一件当たり20米ドルの取引手数料を受領する権利を有します。

保管銀行は、その提供するサービスに関して合理的に負担した立替払費用の支払いを受ける権利を有します。

#### 注記7 - 投資運用報酬

##### 2025年6月30日まで

投資運用会社は、運用開始から2025年12月31日まで、ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。本報酬は、米ドルで支払われ、四半期毎に後払いされます。

##### 2025年7月1日より

投資運用会社は、運用開始から2025年12月31日まで、ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。本報酬は、米ドルで支払われ、四半期毎に後払いされます。

その後、投資運用会社は、日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる年率0.18%を上限とする報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

投資運用報酬は、四半期毎に必要なに応じて見直され、別途合意する所定の日までに管理会社と受託会社/管理事務代行会社に確認されます。

#### 注記8 - 販売報酬

##### 2025年6月30日まで

販売会社は、2025年12月31日に終了する期間について、ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

##### 2025年7月1日より

販売会社は、2025年12月31日に終了する期間について、ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

その後、販売会社は、日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる年率0.35%を上限とする報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

本報酬は、四半期毎に必要な応じて見直され、別途合意する所定の日までに管理会社と受託会社/管理事務代行会社に確認されます。

#### 注記9 - 管理報酬

管理会社は、設立報酬5,000米ドルを受領する権利を有します。

管理会社は、ファンドの資産から年率0.01%の報酬を受領する権利を有します。ただし、各四半期の最低報酬金額を5,000米ドルとしますが、当該最低報酬金額は、2025年12月31日に終了する四半期末までは適用されません。管理報酬は日々計上され、該当する四半期中のファンドの平均純資産価額に基づき四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされます。

また管理会社は、ファンドに関して信託証書に基づくその義務の履行の際に適正に負担したすべての立替払費用についてファンドの資産から払戻しを受ける権利を有します。

#### 注記10 - 課税上の取り扱い

トラスト、ファンドを含む各シリーズ・トラストおよび受益者は、ケイマン諸島の現行法に基づき、ケイマン諸島政府によって、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、財産税、相続税、贈与税、源泉徴収税を課税されることはありません。ケイマン諸島は、ファンドに対して(またはファンドによって)行われる支払いに関連するいずれの国とも二重課税防止条約を締結しておりません。ケイマン諸島においては、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに際して印紙税は課されません。

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(改正済)第81条に基づき、以下を保証する誓約書をケイマン諸島の財務秘書官から取得しております:(1)ファンドの創設日から50年間、利益、収益、稼得もしくは評価益を対象とした税金もしくは賦課金を課するためにケイマン諸島で制定されるいかなる法律もファンドまたは受託会社に適用されないこと、加えて、(2)( )ファンドの株式、社債またはその他債務に対して、またはそれらに関して、または( )ファンドが受益者に対して行う配当の支払やその他収益もしくは資本の分配の一部または全部、またはファンドの社債またはその他債務に基づいて支払われる元本、利息その他の金銭の支払いに対して源泉徴収により、利益、収益、稼得もしくは評価益を対象としたいかなる税金もしくは遺産税もしくは相続税の性質を有するいかなる税金も課税されないこと。

#### 注記11 - 分配

受託会社および管理会社は、ファンドの1口当たり純資産価格を、その投資方針に定める金額に維持するために必要な金額の分配を毎日宣言する方針です。

発行済受益証券についての分配金は、その受益証券の払込日(当日を含みます)からその買戻日(当日を除きます)までの期間について発生します。

毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言された発生済で未払いのすべての分配金(受益者の国において分配金に課せられる源泉税その他税金を控除後)は、当該最終取引日の直前の取引日に決定される1口当たり純資産価格での受益証券の追加発行と引換えに、自動的に再投資されます。販売会社または販売ディーラーが、受益者に代り、登録・名義書換代理人にそのように指示した場合、分配金は、その代わりとして、当該最終取引日の翌取引日に小切手または銀行振込により、現金で支払われるものとします。ただし、かかる支払いを請求した受益者の国において適用される外国為替規制に服するものとします。

支払期日から5年以内に回収されなかった分配金は失効し、ファンドに帰属します。

2025年9月30日現在、支払われた分配金の総額は、9,167,905米ドルです。

#### 注記12 - 投資有価証券の変動明細書

ファンドの投資有価証券の変動明細書は、請求により、ファンドの管理事務代行会社の登記上の事務所で入手できます。

#### 注記13 - 後発事象

ファンドの受託会社は、2025年10月1日から本財務書類の公表日である2026年1月27日までの期間についての後発事象を検討し、開示すべき後発事象は発生していないと判断しました。

## (3) 【投資有価証券明細表等】

## ケイマン籍アンブレラ型契約型投資信託

SBI岡三・グローバル・ファンド・シリーズ -  
USドル・マネー・マーケット・ファンド投資有価証券明細表  
2025年9月30日現在

通貨	数量/額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時 価 (米ドル)	純資産 に対する 比率 (%)
<b>公認証券取引所に上場されている/その他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券</b>					
<b>債券</b>					
カナダ					
米ドル	13,830,000	オンタリオ州債 0.625% 21-21/1/26	13,676,487	13,684,293	3.01
カナダ合計			13,676,487	13,684,293	3.01
日本					
米ドル	25,000,000	中日本高速道路株式会社債 0.894% 20-10/12/25	24,487,500	24,829,976	5.46
米ドル	40,000,000	東京都債 1.125% 21-20/5/26	38,941,600	39,196,253	8.64
日本合計			63,429,100	64,026,229	14.10
国際機関					
米ドル	17,406,000	アフリカ開発銀行債 0.875% 21-23/3/26	17,076,156	17,140,591	3.77
米ドル	11,038,000	アジア開発銀行債 0.5% 21-4/2/26	10,897,818	10,907,163	2.40
国際機関合計			27,973,974	28,047,754	6.17
<b>債券合計</b>			<b>105,079,561</b>	<b>105,758,276</b>	<b>23.28</b>
<b>ゼロクーポン債</b>					
米国					
米ドル	30,000,000	アメリカ合衆国債 0% 24-2/10/25	29,868,966	29,996,459	6.60
米ドル	20,000,000	アメリカ合衆国債 0% 24-30/10/25	19,915,774	19,935,722	4.39
米ドル	20,000,000	アメリカ合衆国債 0% 25-12/11/25	19,723,356	19,901,533	4.38
米ドル	25,000,000	アメリカ合衆国債 0% 25-16/10/25	24,918,870	24,958,036	5.49
米ドル	40,000,000	アメリカ合衆国債 0% 25-18/11/25	39,686,049	39,785,536	8.75
米ドル	20,000,000	アメリカ合衆国債 0% 25-23/10/25	19,797,422	19,948,178	4.39
米ドル	22,000,000	アメリカ合衆国債 0% 25-28/10/25	21,714,450	21,931,162	4.83
米ドル	30,000,000	アメリカ合衆国債 0% 25-9/10/25	29,870,099	29,971,913	6.60
米国合計			205,494,986	206,428,539	45.43
<b>ゼロクーポン債合計</b>			<b>205,494,986</b>	<b>206,428,539</b>	<b>45.43</b>
<b>公認証券取引所に上場されている/その他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券合計</b>			<b>310,574,547</b>	<b>312,186,815</b>	<b>68.71</b>
<b>投資有価証券合計</b>			<b>310,574,547</b>	<b>312,186,815</b>	<b>68.71</b>

上記の注記は本財務書類と不可分である。

投資有価証券の国別分類(2025年9月30日現在)(無監査)

	純資産に対する比率(%)
アメリカ合衆国	45.43
日本	14.10
国際機関	6.17
カナダ	3.01
	<b>68.71</b>

投資有価証券のセクター別分類(2025年9月30日現在)(無監査)

	純資産に対する比率(%)
政府 - 中央政府	45.43
政府 - 地方自治体(市町村など)	8.64
国際機関(銀行)	6.17
運輸インフラ	5.46
政府 - 地域政府(州など)	3.01
	<b>68.71</b>

[次へ](#)

**US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN  
GLOBAL FUND SERIES)**

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

**Statement of net assets as at September 30, 2025**

	Notes	USD
<b>ASSETS</b>		
Investments in securities at market value	2.2	312,186,815
Cash at banks		142,151,664
Interest on bonds receivable, net		373,343
Formation expenses, net	2.4	107,698
Bank interest receivable		15,600
<b>Total Assets</b>		<b>454,835,120</b>
<b>LIABILITIES</b>		
Administrator's fees payable	5	83,550
Manager's fees payable	9	22,648
Investment Manager's fees payable	7	110,867
Transaction fees payable	6	480
Trustee's fees and Other Services fees payable	4	11,152
Professional fees payable		13,520
Custodian's fees payable	6	16,710
Distributor's fees payable	8	110,867
Other liabilities		83,094
<b>Total Liabilities</b>		<b>452,888</b>
<b>Net Asset Value at the end of the period</b>		<b>454,382,232</b>
Number of units outstanding		45,438,223,179
Net Asset Value per unit		USD 0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN  
GLOBAL FUND SERIES)**

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

**Statement of operations and changes in net assets for the period from  
December 3, 2024 (date of commencement of operations) to September 30, 2025**

	Notes	USD
Net Asset Value at the beginning of the period		-
<b>INCOME</b>		
Interest on bonds, net	2.5	718,496
Interest on time deposits		2,718,001
<b>Total Income</b>		<u>3,436,497</u>
<b>EXPENSES</b>		
Administrator's fees	5	170,560
Manager's fees	9	22,648
Investment Manager's fees	7	168,741
Distributor's fees	8	168,741
Professional fees		13,851
Custodian's fees	6	34,023
Trustee's fees and other services fees	4	22,652
Transaction fees	6	2,060
Other expenses		51,239
<b>Total Expenses</b>		<u>654,515</u>
<b>Net investment income/(loss)</b>		<u>2,781,982</u>
<b>Net realised gain/(loss):</b>		
- on sales of investments		4,773,324
- on foreign currencies	2.3	331
<b>Net realised gain/(loss) for the period</b>		<u>4,773,655</u>
<b>Change in net unrealised appreciation/depreciation:</b>		
- on investments		1,612,268
<b>Change in net unrealised appreciation/depreciation for the period</b>		<u>1,612,268</u>
<b>Increase/(decrease) in net assets as a result of operations</b>		<u>9,167,905</u>
Subscriptions	3.1	2,566,647,897
Redemptions	3.2	(2,112,265,665)
Dividends paid	3.3, 11	(9,167,905)
<b>Net Asset Value at the end of the period</b>		<u>454,382,232</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN  
GLOBAL FUND SERIES)**

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

---

**Statistical information (unaudited)**

September 30, 2025

---

<b>Net Asset Value</b>	<b>USD</b>	<b>454,382,232</b>
------------------------	------------	--------------------

---

Number of units outstanding		45,438,223,179
Net Asset Value per unit	USD	0.01

---

## US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN GLOBAL FUND SERIES)

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

---

### Notes to the financial statements as at September 30, 2025

#### Note 1 - Organisation

SBI Okasan Global Fund Series (the "Trust") was created and established on October 2, 2024 as an Umbrella Unit Trust under the laws of the Cayman Islands.

On October 2, 2024, CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee"), created and established US Dollar Money Market Fund (the "Series Trust") as the first Series Trust of the Trust. The Series Trust is a separate trust constituted by the Supplemental Trust Deed made by the Trustee. The Series Trust is separate and distinct with respect to its assets and liabilities. The Trustee may establish multiple Series Trusts of the Trust from time to time. Each Series Trust will be a separate trust and will be constituted by a separate trust deed made supplemental to the Master Declaration of Trust executed by the Trustee.

Units offered to each Eligible Investor in the Series Trust represent an undivided interest in the Series Trust. Units are subscribed for by Eligible Investors on December 2, 2024 (initial offer period) at the purchase price of USD 0.01 per Unit.

After December 2, 2024, Units are subscribed at the relevant subscription price applicable on each Dealing Day (each Business Day and/or any other days as the Manager may from time to time determine). The subscription price per Unit of a class of Units is the Net Asset Value per Unit of such class of Units determined on the relevant Dealing Day. The subscription price per Unit of a class of Units on a Dealing Day is available upon request from the Administrator on the relevant Dealing Day.

The investment objective of the Series Trust is to keep a constant Net Asset Value of 1 cent (USD 0.01) per unit to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing mainly in high-grade money market instruments.

The Series Trust aims to pursue stable income while maintaining principal and liquidity by investing in short-term money market instruments denominated in US dollars.

The Series Trust's financial year ends is on September 30 of each year. The first financial year of the Series Trust is the period from December 3, 2024 (date of commencement of operations) to September 30, 2025.

#### Note 2 - Summary of significant accounting policies

##### 2.1 Presentation of financial statements

These financial statements have been prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Principles in Luxembourg applicable to investment funds. The reference currency of the Series Trust is USD.

##### 2.2 Valuation of investments

The Series Trust's investments are valued periodically in accordance with the Trust Deed for purposes of calculating, among other things, the Net Asset Value of the Series Trust and, thereby, the Investment Manager's investment management fee. The value assigned to an investment at a certain time in accordance with the Series Trust's valuation procedures may differ from the value that the Series Trust is ultimately able to realize. In such case, investment management fees paid/accrued will not be subject to reversal.

The Series Trust's securities portfolio is valued based upon its amortised cost (the "Amortised Cost Method"). This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Series Trust would receive if it sold the instrument.

---

**US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN  
GLOBAL FUND SERIES)**

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

---

**Notes to the financial statements as at September 30, 2025 (continued)**

**Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)**

*2.3 Translation of foreign currencies*

Assets and liabilities denominated in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rates prevailing at period-end. Income and expenses denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rate prevailing at transaction date.

The cost of securities denominated in currencies other than USD is translated at the exchange rates prevailing at purchase date.

Gains and losses on foreign exchange are recognised in the Statement of operations and change in net assets.

The Series Trust separately reports the effects of changes in foreign exchange rates from changes in market prices on securities held. Such changes are included in "net realised gain / (loss) on foreign currencies".

The following exchange rates have been used as at September 30, 2025:

1 EUR = 1.16920 USD  
1 JPY = 0.00669 USD

*2.4 Formation expenses*

The costs and expenses in connection with the establishment of the Trust and the Series Trust and the offering of the Units amount to USD 107,698. Such costs and expenses are amortised starting from October 1, 2025 over a period not exceeding five years unless the Administrator, in consultation with the Trustee, decides that some other method is applied.

*2.5 Income*

Interests are recorded on an accrual basis and income are recorded net of withholding tax, if any.

**Note 3 - Unit capital**

*3.1 Subscriptions of units*

The Issue Price for the initial issue of Units is USD 0.01 per Unit and thereafter at the Net Asset Value per Unit as at the relevant valuation date. The minimum initial investment per subscriber for Units is USD 100,000.

**US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN  
GLOBAL FUND SERIES)**

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

---

**Notes to the financial statements as at September 30, 2025 (continued)**

**Note 3 - Unit capital (continued)**

*3.2 Redemptions of units*

Units may redeemed at the option of Unitholders on each Dealing Day. The minimum redemption amount is one Unit.

The Trustee, the Manager or the Administrator may, in its reasonable discretion, refuse to make a redemption payment to a Unitholder if any such person suspects or is advised that the payment of any redemption proceeds to such Unitholder may result in a breach or violation of any anti-money laundering law by any person in any relevant jurisdiction, or such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee, the Manager or the Administrator with any anti-money laundering law in any relevant jurisdiction.

The Manager may also refuse to accept all or part of any redemption request if it is of the opinion that the relevant redemption or redemptions will be prejudicial to any other Unitholders or the proper management of the assets of the Series Trust. Such refusal, if any, shall be immediately notified to the relevant Unitholders.

*3.3 Distributions to Unitholders*

It is the intention of the Trustee and the Manager to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain the Series Trust's Net Asset Value per Unit at the amount specified in its investment policy.

The dividends in respect of the Units issued will accrue during the period from (and including) the payment date of the Units up to (but excluding) the repayment date of such Units.

**Note 4 - Trustee's fees**

The Trustee is entitled to a set-up fee of USD 5,500.

The Trustee is entitled to receive a fee out of the assets of the Series Trust at a rate of 0.01% per annum subject to a quarterly minimum fee of USD 3,750, save that such minimum fee is not applicable until the quarter end of December 31, 2025.

The Trustee's fee is accrued daily, calculated quarterly based on the average Net Asset Value of the Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears. The Trustee is also entitled to receive compensation for any reasonable disbursements and any out-of-pocket expenses out of the assets of the Trust.

**Note 5 - Administrator's Fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee of 0.075% per annum, accrued daily, calculated quarterly based on the average Net Asset Value of the Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears.

The Administrator is also entitled to be paid its out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services to be rendered by it.

**US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN  
GLOBAL FUND SERIES)**

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

---

**Notes to the financial statements as at September 30, 2025 (continued)**

**Note 6 - Custodian's fees**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee of 0.015% per annum, accrued daily, calculated quarterly based on the average Net Asset Value of the Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears.

The Custodian is also entitled to a transaction fee amounting to USD 30, per security transaction, until March 31, 2025. Since April 1, 2025, the transaction fee amounting to USD 20, per security transaction.

The Custodian is also entitled to be paid its out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services to be rendered by it.

**Note 7 - Investment Manager's fees**

Until June 30, 2025, the Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust from the commencement to December 31, 2025 payable in USD, quarterly in arrears.

Since July 1, 2025, the Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee of 0.10% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust from the commencement to December 31, 2025 payable in USD, quarterly in arrears.

Thereafter, the Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee up to of 0.18% per annum, accrued daily, calculated quarterly based on the average Net Asset Value of the Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears.

The fee is reviewed on quarterly basis as necessary and is confirmed to the Manager and the Trustee/Administrator accordingly by the specific date agreed separately.

**Note 8 - Distributor's fees**

Until June 30, 2025, the Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust for the period ended December 31, 2025.

Since July 1, 2025, the Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee of 0.10% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust for the period ended December 31, 2025.

Thereafter, the Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.35% per annum, accrued daily, calculated quarterly based on the average Net Asset Value of the Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears.

The fee is reviewed on quarterly basis as necessary and is confirmed by the Investment Manager to the Manager and the Trustee/Administrator accordingly by the specific date agreed separately.

## US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN GLOBAL FUND SERIES)

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

---

### Notes to the financial statements as at September 30, 2025 (continued)

#### Note 9 - Manager's fees

The Manager is entitled to a set-up fee of USD 5,000.

The Manager is entitled to receive a fee out of the assets of the Series Trust at a rate of 0.01% per annum, subject to a quarterly minimum fee of USD 5,000, save that such minimum fee is not applicable until the quarter end of December 31, 2025. The Manager's fee is accrued daily and calculated quarterly based on the average Net Asset Value of the Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears.

The Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred in performing its obligations under the Trust Deed in respect of the Series Trust.

#### Note 10 - Taxation

The Government of the Cayman Islands does not, under existing legislation, impose any income, corporate or capital gains tax, estate duty, inheritance tax, gift tax or withholding tax upon the Trust, any series trust, including the Series Trust, or the Unitholders. The Cayman Islands is not a party to any double tax treaty with any country that is applicable to any payments made to or by the Series Trust. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or redemption of Units in the Series Trust.

The Series Trust has obtained an undertaking from the Financial Secretary of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Act (As Revised) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Series Trust no laws which is enacted in Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on profit, income, gains or appreciation shall apply to the Series Trust or the Trustee and, in addition, that no tax to be levied on profits, income, gains or appreciations or which is in the nature of estate duty or inheritance tax shall be payable (i) on or in respect of the shares, debentures or other obligations of the Series Trust or (ii) by way of withholding in whole or in part of a payment of dividend or other distribution of income or capital by the Series Trust to the Unitholders or a payment of principal or interest or other sums due under a debenture or other obligation of the Series Trust.

#### Note 11 - Dividends

It is the intention of the Trustee and the Manager to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain the Series Trust's Net Asset Value per Unit at the amount specified in its investment policy.

The dividends in respect of the Units issued will accrue during the period from (and including) the payment date of the Units up to (but excluding) the repayment date of such Units.

On the last Dealing Day in each month all dividends declared, accrued (up to and including the day immediately preceding the last Dealing Day) and not yet paid (after deducting withholding and other taxes required to be paid (if any) in countries of Unitholders in respect of dividends), are automatically reinvested against issue of further Units at the Net Asset Value per Unit determined on the Dealing Day preceding the aforesaid last Dealing Day. If the Distributor or selling dealer, on behalf of the Unitholder, has so indicated to the Transfer Agent, dividends will instead be paid in cash on the next Dealing Day following the aforesaid last Dealing Day by check or bank transfer, subject to applicable foreign exchange regulations applicable in the country where the payment has been requested to be made.

Distributions not collected within five years from their due date will lapse and will revert to the Series Trust.

As at September 30, 2025, the total amount of dividend paid is USD 9,167,905.

**US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN  
GLOBAL FUND SERIES)**

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

---

**Notes to the financial statements as at September 30, 2025 (continued)**

**Note 12 - Statement of changes in investments in securities**

The list of changes in investments in securities of the Series Trust is available upon request at the registered office of the Administrator of the Series Trust.

**Note 13 - Subsequent events**

The Trustee of the Series Trust has performed a subsequent events review from October 1, 2025 through to January 27, 2026, being the date that the financial statements were available to be issued, and have determined that there were no subsequent events that require disclosure.

# US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN GLOBAL FUND SERIES)

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

## Statement of investments as at September 30, 2025

Currency	Quantity/ Nominal	Description	Cost USD	Market Value USD	% of Net Asset Value
<b><u>Transferable securities admitted to an official stock exchange and/or dealt in on another regulated market</u></b>					
<b>Bonds</b>					
<i>Canada</i>					
USD	13,830,000	ONTARIO (PROVINCE OF) BDS .625% 21-21/1/26	13,676,487	13,684,293	3.01%
<i>Total Canada</i>			13,676,487	13,684,293	3.01%
<i>Japan</i>					
USD	25,000,000	CENTRAL NIPPON EXPRESSWAY CO LTD 0.894% 20-10/12/25	24,487,500	24,829,976	5.46%
USD	40,000,000	TOKYO METROPOLITAN GOVT BDS 1.125% 21-20/5/26	38,941,600	39,196,253	8.64%
<i>Total Japan</i>			63,429,100	64,026,229	14.10%
<i>Supranational</i>					
USD	17,406,000	AFRICAN DEVELOPMENT BANK BDS .875% 21-23/3/26	17,076,156	17,140,591	3.77%
USD	11,038,000	ASIAN DEVELOPMENT BANK BDS .5% 21-4/2/26	10,897,818	10,907,163	2.40%
<i>Total Supranational</i>			27,973,974	28,047,754	6.17%
<b>Total Bonds</b>			<b>105,079,561</b>	<b>105,758,276</b>	<b>23.28%</b>
<b>Zero coupon bonds</b>					
<i>United States of America</i>					
USD	30,000,000	UNITED STATES OF AMERICA BDS 0% 24-2/10/25	29,868,966	29,996,459	6.60%
USD	20,000,000	UNITED STATES OF AMERICA BDS 0% 24-30/10/25	19,915,774	19,935,722	4.39%
USD	20,000,000	UNITED STATES OF AMERICA BDS 0% 25-12/11/25	19,723,356	19,901,533	4.38%
USD	25,000,000	UNITED STATES OF AMERICA BDS 0% 25-16/10/25	24,918,870	24,958,036	5.49%
USD	40,000,000	UNITED STATES OF AMERICA BDS 0% 25-18/11/25	39,686,049	39,785,536	8.75%
USD	20,000,000	UNITED STATES OF AMERICA BDS 0% 25-23/10/25	19,797,422	19,948,178	4.39%
USD	22,000,000	UNITED STATES OF AMERICA BDS 0% 25-28/10/25	21,714,450	21,931,162	4.83%
USD	30,000,000	UNITED STATES OF AMERICA BDS 0% 25-9/10/25	29,870,099	29,971,913	6.60%
<i>Total United States of America</i>			205,494,986	206,428,539	45.43%
<b>Total Zero coupon bonds</b>			<b>205,494,986</b>	<b>206,428,539</b>	<b>45.43%</b>
<b>Total Transferable securities admitted to an official stock exchange and/or dealt in on another regulated market</b>			<b>310,574,547</b>	<b>312,186,815</b>	<b>68.71%</b>
<b>Total investments</b>			<b>310,574,547</b>	<b>312,186,815</b>	<b>68.71%</b>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**US DOLLAR MONEY MARKET FUND (A SERIES TRUST OF SBI OKASAN  
GLOBAL FUND SERIES)**

A Cayman Islands Umbrella Unit Trust

---

**Geographical classification of investments as at September 30, 2025 (unaudited)**

	% of Net Assets
United States of America	45.43%
Japan	14.10%
Supranational	6.17%
Canada	3.01%
<b>Total</b>	<b>68.71%</b>

**Economic classification of investments as at September 30, 2025 (unaudited)**

	% of Net Assets
Government - Sovereign	45.43%
Gvt - Municipal-Country	8.64%
Supranational Bank	6.17%
Transportation Infrastructure	5.46%
Gvt - Regional (State-Province)	3.01%
<b>Total</b>	<b>68.71%</b>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年1月末現在)

	米ドル	千円
資産総額	524,321,522	80,567,245
負債総額	299,656	46,045
純資産総額( - )	524,021,866	80,521,200
発行済受益証券口数	52,402,186,610口	
受益証券1口当たり純資産価格( / )	0.01	1.54円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J・F・ケネディ・アベニュー49

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合には日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

### (2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、適切と思われる日時および場所(以下に定めるところに従うものとし)受益者集会を開催することができ、受託会社は、(受益者集会の場合)発行済の受益証券の10分の1以上を保有するものとして登録された受益者の書面による請求があった場合、または(ファンドの受益者集会の場合)ファンドの発行済の受益証券の10分の1以上を保有するものとして登録された受益者の書面による請求があった場合は、受益者集会を開催しなければならないものとします。

受益者に対しては、少なくとも14日前(通知が送達された日、または送達されたとみなされた日、および通知がなされた日を含みます。)までに集会の通知を行うものとします。通知には、集会の場所、日付、時間、および提案される決議事項を明記しなければならないものとします。

集会の定足数は、トラストまたはファンドの発行済の受益証券の純資産総額の10分の1以上を保有する受益者が直接または代理人を通じて出席した場合とします。集会に付される決議は、投票が要求されない限り、挙手により決定されます。挙手による場合は、(個人の場合)本人もしくは代理人が出席したとき、または(法人の場合)正当な権限を有する代表者もしくは代理人が出席したとき、すべての受益者が1票を有するものとします。投票による場合は、(個人の場合)本人もしくは代理人が出席したとき、または(法人の場合)正当な権限を有する代表者もしくは代理人が出席したとき、すべての受益者は、その受益者である受益証券1口につき1票の投票権を有するものとします。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

信託証書の規定に従うことを条件として、受益者は、登録・名義書換代理人が随時承認する形式の文書によって、当該受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。すべての譲渡文書は、譲渡人または譲渡人の代理人および譲受人または譲受人の代理人によって署名されなければなりません。

登録・名義書換代理人は、受託会社および管理会社と協議の上、譲渡の登録を拒否することができます。受託会社および管理会社は、信託証書の規定に従っていない譲渡を認めず、同意せず、登録しません。また、譲受人の名前がトラストの受益者名簿に登録されるまで、譲渡の対象となっている受益証券に関する権利について、譲渡人を受益者として扱います。

## 第二部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

管理会社の資本金の額は、

2025年12月末現在、4,182,929米ドル（643百万円）で、発行済および全額払込済の普通株式500,000株および償還可能優先株式3,000,000株で構成されます。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年1月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝153.66円）によります。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりです。

会計年度末（12月31日）	資本金の額（米ドル）
2021年	2,000,000
2022年	2,000,000
2023年	2,000,000
2024年	2,000,000
2025年	4,182,929

##### (2) 会社の機構

管理会社は、2名以上（代理の取締役を除く。）により構成される取締役会を有するものとします。ただし、管理会社は、通常決議により適宜取締役の人数制限を増加または削減することができます。

ケイマン諸島の会社法、管理会社の基本定款および通常定款の規定ならびに特別決議により与えられた指示に従うことを条件として、管理会社の事業は、管理会社のすべての権能を行使することができる取締役会により管理されるものとします。正当に招集され定足数が出席している取締役会は、取締役会が行使することのできるすべての権能を行使することができます。

管理会社は、通常決議により、CIMAの事前の承認を条件として、いかなる者も取締役に任命することができます。また通常決議により取締役を解任することができます。

取締役は、空席を埋めるためまたは追加の取締役として、いずれの者も取締役に任命することができます。ただし、任命により、取締役の人数が取締役の最大人数として管理会社の通常定款によりまたはこれに従って定められている人数を超過することはないものとします。

管理会社の通常定款の規定に従うこと条件として、取締役会は、その適切と考える方法により、取締役会の議事進行を定めることができます。会議で提起される問題は、多数決により決定されます。票が同数の場合、議長は第二の票または決定票を持つものとします。

全取締役または取締役会の委員会の全メンバー（代理の取締役の場合は、その任命者を代理して当該決議に署名する権限を有する者）によって署名された書面決議（一もしくは複数の複本で構成されます）は、正当に招集され開催された取締役会または取締役会の委員会の会議で採択された場合と同様に有効かつ拘束力を有するものとします。

取締役会は、その権限を1名以上の取締役により構成される委員会に委任することができます。また取締役会は、業務執行取締役または他の執行職についている取締役に、その者により行使されることが望ましいと判断される権限を委任することもできます。ただし、代理の取締役は、業務執行取締役として行為することはできません。

取締役会は、委任状その他により、取締役会が決定する条件に基づき、いずれの者も管理会社の代理人に任命することができます。

取締役会は、取締役が直接もしくは間接に候補に挙げた者が否かにかかわらず、取締役会が適切と考える目的のため、委任状その他により、管理会社が適切と考える期間について、かつ管理会社が適切と考える条件に基づき、いかなる会社、法人、自然人もしくは団体を管理会社の代理人または授權された署名者に任命することができ、(管理会社の通常定款に基づき取締役に付与されまたは行使し得るものを上回らない)権限、権能および裁量権を付与することができます。かかる委任状その他による任命には、当該代理人または授權された署名者として行為する者の保護および便宜のために取締役会が適切と考える規定を含むことができ、また、当該代理人または授權された署名者に対して、それら自身に付与された権限、権能および裁量権のすべてまたは一部を委任する権限を付与することができます。

取締役会は、取締役会が必要と考える役員を、取締役会が適切と考える条件および報酬により任命し、取締役会が適切と考える失格および解任規定を条件として、取締役会が適切と考える職務を履行させることができます。その任命条件に別途規定されていない限り、役員は、取締役会または株主の決議により解任されます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ケイマン諸島の法律に基づき、1990年6月15日に、当初、クイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(Queensgate Bank & Trust Company Ltd.)の名称で設立されました。管理会社は、同じくケイマン諸島で設立された会社であるクイーンズゲート・グループ・リミテッド(Queensgate Group Ltd.)の完全所有子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの資産の投資および再投資の管理に責任を有します。

信託証書に基づくその義務の履行において管理会社による故意の不正行為、詐欺または重過失があった場合を除き、管理会社およびその取締役、役員および従業員は、ファンド、受益者または受託会社に対して一切の責任を負わないものとします。

管理会社は、いかなる潜在的な債権者との取引においても、当該取引の結果として当該債権者に対して支払義務のある(支払義務を負う可能性のある)債務を満足させるために、当該債権者がファンドの資産のみを請求対象とすることを確保します。

管理会社は、(信託証書に基づくその権限および義務の適切な履行において)ファンドに関して、管理会社として直面する可能性のある訴訟、費用、請求、損害、費用または要求に対する補償の目的で、ファンドの信託財産に対してリコースする権利を有しています。ただし、管理会社自身による故意の不正行為、詐欺または重過失に起因する訴訟、費用、請求、損害、費用または要求についてはこの限りではありません。なお、管理会社は、あるシリーズ・トラストに関して発生した負債について、別のシリーズ・トラストの信託財産から補償を受ける権利を有しないものとし、また、過去または現在のいかなる受益者からも補償を受ける権利を有しないものとします。

管理会社は、いかなる者、会社または法人に対しても、信託証書に基づくその機能、権限、裁量権、特権および義務もしくはそれらの一部を委任する権限を有し、かかる委任の条件(報酬、補償、免責および再委託の権限の規定を含みます)は、管理会社が適切と考える条件とすることができます。管理会社は、その受任者または復受任者のいずれの任命においても、十分な注意と勤勉さをもってこれを行うものとなりますが、いずれの者の行為も監督する義務を負わないものとします。

上記の権限に基づき、管理会社は、信託証書によって付与された委任の権限に従って、その事務管理機能の一部を管理事務代行会社に委託しています。また管理会社は、投資運用契約に基づき、ファンドの一任の投資運用業務をSBI岡三アセットマネジメント株式会社に委託しています。

管理会社の業務執行取締役は、J デニス・ハンター(J. Dennis Hunter)、カルラ・ボッデン(Karla J. Bodden)およびキャロル・レイノルド(Carol Reynolds)です。

2025年12月末現在、管理会社は、ケイマン諸島籍のユニット・トラスト21本および投資法人270本(合計で500億米ドルを超える純資産額)の管理および運用を行っています。

### 3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近の事業年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、円貨換算額を併記しております。日本円による金額は、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝153.66円）で換算しております。なお、千円未満の金額は四捨五入しております。

## (1)【貸借対照表】

## クイーンズゲート

## 連結財政状態計算書

2024年および2023年12月31日現在

(米ドル表示)

	2024年		2023年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資 産</b>				
<b>流動資産</b>				
現金および現金同等物(注3)	7,248,286	1,113,772	6,786,842	1,042,866
顧客に対する売掛金(注4、9)	441,126	67,783	309,878	47,616
その他未収金	17,002	2,613	59,294	9,111
前払費用	53,453	8,214	62,257	9,566
	<b>7,759,867</b>	<b>1,192,381</b>	<b>7,218,271</b>	<b>1,109,160</b>
<b>非流動資産</b>				
固定資産(注5)	33,307	5,118	60,251	9,258
	<b>7,793,174</b>	<b>1,197,499</b>	<b>7,278,522</b>	<b>1,118,418</b>
<b>負債および株主資本</b>				
<b>流動負債</b>				
未払金および未払費用(注9)	360,074	55,329	527,595	81,070
前受手数料	89,695	13,783	282,275	43,374
	<b>449,769</b>	<b>69,112</b>	<b>809,870</b>	<b>124,445</b>
<b>株主資本</b>				
株式資本(注6)	2,000,000	307,320	2,000,000	307,320
留保利益	5,343,405	821,068	4,468,652	686,653
	<b>7,343,405</b>	<b>1,128,388</b>	<b>6,468,652</b>	<b>993,973</b>
	<b>7,793,174</b>	<b>1,197,499</b>	<b>7,278,522</b>	<b>1,118,418</b>

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 【損益計算書】

クイーンズゲート

連結包括利益計算書

2024年および2023年12月31日終了年度

(米ドル表示)

	2024年		2023年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>収 益</b>				
取締役業務提供報酬、受託報酬 および管理報酬(注9)	4,816,936	740,170	4,821,000	740,795
雑収入	214,529	32,965	232,471	35,721
受取利息	215,213	33,070	139,646	21,458
賃貸料収入	-	-	34,933	5,368
	<b>5,246,678</b>	<b>806,205</b>	<b>5,228,050</b>	<b>803,342</b>
<b>営業費用</b>				
給与および手当(注10)	3,044,303	467,788	3,020,111	464,070
管理費(注8,9)	1,109,580	170,498	1,082,186	166,289
賃借料(注9)	181,781	27,932	346,322	53,216
減価償却費(注5)	36,261	5,572	37,748	5,800
予想信用損失(注4)	-	-	5,600	860
	<b>4,371,925</b>	<b>671,790</b>	<b>4,491,967</b>	<b>690,236</b>
<b>純利益および包括利益</b>	<b>874,753</b>	<b>134,415</b>	<b>736,083</b>	<b>113,107</b>

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

クイーンズゲート

連結株主資本変動計算書  
 2024年および2023年12月31日終了年度  
 (米ドル表示)

	株式資本		留保利益		株主資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2022年12月31日現在残高	2,000,000	307,320	3,957,569	608,120	5,957,569	915,440
純利益および包括利益	-	-	736,083	113,107	736,083	113,107
配当金(注6)	-	-	(225,000)	(34,574)	(225,000)	(34,574)
2023年12月31日現在残高	2,000,000	307,320	4,468,652	686,653	6,468,652	993,973
純利益および包括利益	-	-	874,753	134,415	874,753	134,415
配当金(注6)	-	-	-	-	-	-
2024年12月31日現在残高	2,000,000	307,320	5,343,405	821,068	7,343,405	1,128,388

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

クイーンズゲート

連結キャッシュ・フロー計算書  
2024年および2023年12月31日終了年度  
(米ドル表示)

	2024年		2023年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>営業活動により得られた(に使用された)現金</b>				
<b>営業活動</b>				
純利益および包括利益	874,753	134,415	736,083	113,107
非現金項目および非営業項目の調整:				
減価償却費(注5)	36,261	5,572	37,748	5,800
受取利息	(215,213)	(33,070)	(139,646)	(21,458)
	695,801	106,917	634,185	97,449
営業資産および負債の変動:				
顧客に対する売掛金	(131,248)	(20,168)	109,599	16,841
その他未収金	42,292	6,499	(48,245)	(7,413)
前払費用	8,804	1,353	22,681	3,485
未払金および未払費用	(167,521)	(25,741)	64,918	9,975
前受手数料	(192,580)	(29,592)	74,074	11,382
	255,548	39,268	857,212	131,719
<b>投資活動により得られた(に使用された)現金</b>				
固定資産の購入(注5)	(9,317)	(1,432)	(3,293)	(506)
受取利息	215,213	33,070	139,646	21,458
	205,896	31,638	136,353	20,952
<b>財務活動により得られた(に使用された)現金</b>				
支払配当金(注6)	-	-	(225,000)	(34,574)
<b>現金および現金同等物の純変動</b>	461,444	70,905	768,565	118,098
<b>期首現在現金および現金同等物</b>	6,786,842	1,042,866	6,018,277	924,768
<b>期末現在現金および現金同等物</b>	7,248,286	1,113,772	6,786,842	1,042,866

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

## クイーンズゲート

### 連結財務書類に対する注記 2024年および2023年12月31日終了年度 (米ドル表示)

#### 1. 当社および主要事業

クイーンズゲート(以下「当社」といいます。 )は、ケイマン諸島の法律に基づき、1990年6月15日にクイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(Queensgate Bank & Trust Company Ltd. ) (以下「QBTC」といいます。 )として設立されました。当社は、同じくケイマン諸島で設立された会社であるクイーンズゲート・グループ・リミテッド(Queensgate Group Ltd. ) (以下「親会社」といいます。 )の完全所有子会社です。

2009年1月2日、QBTCは、信託事業と銀行事業を分離させるために事業再編を実施しました。その後、2014年1月1日、当社は、銀行事業と信託事業を再統合するために合併を行いました。2014年1月2日、当社は、名称をクイーンズゲート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド(Queensgate Bank and Trust Company Ltd. )に変更しました。新名称の会社は、従前にクイーンズゲート・トラスト・カンパニー・リミテッド(Queensgate Trust Company Ltd. )と称していた事業体として存続し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。 )から、クラスB銀行ライセンス、信託会社ライセンスおよびミューチュアル・ファンド管理事務代行者ライセンスを取得しました。

2023年10月5日、CIMAは、クラスB銀行ライセンスの返上を受諾し、クイーンズゲート(Queensgate)への名称変更に対する承認を付与しました。2024年および2023年12月31日終了の各年度において、当社は、顧客の預金または当座貸越を有していません。

当社は、2031年2月1日まですべてのケイマン諸島の所得税、利益税およびキャピタル・ゲイン税を免除される旨の保証をケイマン諸島政府から取得しています。現在、ケイマン諸島において、かかる税金は存在しません。

#### 2. 重要性のある会計方針に関する情報

本連結財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。 )に準拠して作成されており、以下の重要性のある会計方針に関する情報が反映されています。

##### 連結の基礎

連結財務書類は、当社、当社が支配する事業体およびその子会社の財務書類を組み込んでいます。支配は、以下の場合に達成されます。

- ・当社が投資先に対する権限を有している場合
- ・当社が投資先への関与から生じる変動リターンにさらされているか、それに対する権利を有している場合、かつ
- ・当社が当該リターンに影響を及ぼす権限を行使する能力を有する場合。

事実および状況によって上記の三つの支配の要素のうち一以上に変更が生じたことが示唆される場合、当社は投資先を支配しているか否かを再評価します。

子会社の連結は、当社が子会社に対する支配を獲得する時点で開始し、当社が子会社に対する支配を失う時点で終了します。具体的には、当期中に取得または処分された子会社の収益および費用は、子会社に対して当社が支配を獲得する日から当社が支配を失う日まで連結包括利益計算書に計上されます。

すべての重要な会社間取引および残高は、連結に際して消去されています。子会社に関連するその他の開示については注記7を参照してください。

## 見積の使用

IFRSに準拠して作成される財務書類において経営者は、資産および負債の報告金額、財務書類の日付現在の偶発資産・負債の開示ならびに報告期間中の利益および費用の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求されます。実際の結果は、かかる見積りと異なる可能性があります。

## 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、現金および当初の満期が3か月以内の短期預金が含まれます。

## 顧客に対する売掛金および貸倒引当金

顧客に対する売掛金には、当社の取締役業務提供報酬、受託報酬および管理報酬から生じる未収報酬ならびに顧客に代り行った立替払金に係る未収金が含まれます。未収報酬は、予想信用損失に対する引当金を控除した金額で表示されます。顧客に代り行った立替払金に係る未収金は、未請求の立替払金の残高であり、通常これらは請求後すぐに回収できる見込みであることから、関連する予想信用損失に対する引当金は計上されていません。

予想信用損失に対する引当金は、各未収金残高の予想信用損失に基づき、費用計上することによって設定されます。これらは、当社の顧客の現状についての経営者の認識に基づきます。

## 固定資産

固定資産は、取得原価から減価償却累積額を控除した金額で表示されています。減価償却は、以下の推定耐用年数に基づき定額法で計算されます。

備品およびコンピュータ機器	3から15年
自動車	8年

当社は、各報告期間末に、固定資産に減損損失の発生の兆候があるか否かを判断するため、固定資産の簿価を見直します。減損損失の兆候がある場合、減損損失(もしあれば)の程度を判断するため、当該資産の回収可能価額を見積もります。2024年および2023年12月31日終了の各年度について、当社は減損損失が計上された資産を認識していません。

## 前受手数料

当社は、年次報酬の年次支払請求サイクルの一部として顧客から手数料を徴収し、その後、様々な規制機関または政府機関にこれらを送金します。これらの手数料は、当社の収入として認識されません。

## 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、すべての金利商品について、実効金利法を使用して発生主義で連結包括利益計算書において認識されます。

## 収益の認識

当社は、以下の源泉から収益を認識しています。

- ・顧客に提供される取締役業務提供サービス、受託サービス、管理サービスおよびその他の類似サービス
- ・顧客に提供されるその他様々なサービス、ならびに提供される取締役業務提供サービス、受託サービスおよび管理サービスに関連して顧客に提供されるサービスに係る立替払金
- ・事務所スペースの使用に係る賃貸料収入

収益は、当社が契約により顧客から受領する対価に基づいて測定され、第三者のために回収された金額は除きます。当社は、履行義務が充足された時点で、発生主義により収益を認識します。

当社の主な収益源は、取締役業務提供サービス、受託サービス、管理サービスおよび登記上の事務所サービスを顧客に提供することです。当社は、これらのサービスについて、サービスの契約期間(暦年に一致)にわたり収益を認識します。複数のサービスが単一の顧客に提供される場合、各種類のサービスから生じる収益は個別に認識されます。

雑収入には、当社の経費について顧客に請求される立替払手数料および会議のコピーサービスや宅配費などその他のサービスについて顧客に請求される手数料が含まれます。立替払手数料収益は、取締役業務提供サービス、受託サービス、管理サービスおよびその他の類似サービスの契約収益に対する割合に基づいて請求され、これらのサービスからの収益と同じパターンで認識されます。その他のサービスについて顧客に請求される報酬は、それらが提供された時点で収益として認識されます。

当社は、第三者に対する事務所スペースの賃貸から賃貸料収入を計上しています。賃貸料収入は、月単位で稼得・認識され、契約に基づくものではありません。2024年中に受領した賃貸料収入はありませんでした(2023年:34,933米ドル)。

### 営業費用および未払金

営業費用および関連する未払金は、減価償却費および予想信用損失を除き、連結包括利益計算書において発生主義で認識されます。

### 外貨換算

当社の表示通貨は米ドルです。米ドル以外の通貨で表示または会計処理される資産および負債は、財政状態計算書の日付現在の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算されています。外貨建の取引ならびに外貨建の収益・費用項目は、取引時点の為替レートで換算されています。換算に伴い生じた利益および損失は、連結包括利益計算書に計上されます。

### 管理資産

信託財産として、代理人としてまたは受託者の資格において、顧客のために保有される有価証券、現金およびその他の資産は、当社の財産ではないため、連結財務書類に含まれていません。

### 金融商品

金融資産および金融負債は、当社が当該商品の契約上の規定の当事者となる時に当社の財政状態計算書において認識されます。金融資産および金融負債は、当初は公正価値で測定され、その後はキャッシュ・フローの特徴に応じて償却原価で測定されるか、または公正価値で測定されます。当社が保有する金融資産および金融負債は性質上短期であるため、簿価は公正価値に近似します。

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または金融資産と当該資産の所有に係る実質的にすべてのリスク・リワードが他の事業体に譲渡された場合に、その認識が中止されます。金融負債は、当社の債務が免責され、取消されまたは失効した場合に、その認識が中止されます。

IFRS第9号により、売掛金の減損に適用される原則は、予想信用損失に基づいています。2024年および2023年12月31日終了の各年度において、予想信用損失に対する引当金は計上されていません。

### 受託業務

当社は、受託者としての資格において、通常の業務の過程で訴訟および申立ての当事者になる可能性があります。当社の弁護士の助言に基づき、取締役会は、2024年および2023年12月31日現在引当金の計上は必要ないと考えています。

## リース

IFRS第16号「リース」に基づき、リースの借り手は、期間が12か月以内の短期リースまたは低額資産リースを除き、すべてのリース契約について資産および負債を認識します。2024年および2023年12月31日現在および同日終了の各年度中存在した1件のリース契約（注記9）は短期的な性質のため、当社は、月極めのリース料を賃借料として連結包括利益計算書に計上しています。

### 公表済であるがまだ強制適用されていない新IFRS基準および改訂IFRS基準

当社は、公表済であるがまだ強制適用されていないIFRS基準を検討し、将来の期間において当該基準が財務書類へ及ぼす重大な影響はないと結論付けています。

### 当期について強制適用となる新IFRS基準および改訂IFRS基準

当社は、当期について強制適用となるIFRS基準を検討し、以下を除き、当該基準の適用が財務書類へ及ぼす影響はないと結論付けています。

- ・当社は、当期において、IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂を適用しました。本改訂は、貸借対照表における負債の流動または非流動への分類に関するものです。本改訂は、負債の決済を報告期間後少なくとも12か月間延期することのできる企業の権利が実質的なものであり、期末日時点で存在していることを要求しています。負債の分類は、報告期間後少なくとも12か月間負債の決済を延期する権利を企業が行使する可能性によって影響されません。本財務書類に対する影響としては、すべての過年度の負債の比較対応数値は流動負債として分類されています。

### 会計上の重要な判断および見積りの不確実性の主要な源泉

当社は、資産および負債の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行います。見積りは、継続的に評価され、過去のデータと、現状では合理的とみなされる将来事象の予想を含むその他の要因に基づきます。評価または見積りの重要な分野は、固定資産の見積り耐用年数ならびに顧客に対する売掛金と顧客に対する債権の顧客からの回収可能性に関するものです。固定資産の見積り耐用年数は、同様の資産の従前の経験に基づきます。顧客に対する売掛金および顧客に対する債権は、信用リスクを考慮した上で12か月予想信用損失または満期までの全期間の予想信用損失のどちらかで測定されます。

## 3. 現金および現金同等物

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
コール預金	748,286	1,186,842
短期定期預金	6,500,000	5,600,000
	7,248,286	6,786,842

2024年および2023年12月31日現在の短期定期預金は、当初発行日から3か月以内に満期が到来します。

## 4. 顧客に対する売掛金

当社が稼得した報酬収益および顧客の代理で行った立替払いに関する未収金額は、以下のとおり構成されます。

	2024年	2023年
--	-------	-------

	米ドル	米ドル
未收受取報酬	316,114	192,938
顧客の代理で行った立替払いに関する未収金	125,012	116,940
控除：予想信用損失に係る引当金	-	-
	<u>441,126</u>	<u>309,878</u>

未收受取報酬には、報告期間末において期日を経過している金額が含まれていますが、信用度に重大な変更はなく金額は依然として回収可能と判断されているため、当社は予想信用損失に係る引当金を認識していません。未收受取報酬の回収可能性の判断において、当社は、当初の与信日から報告期間末日までの期間について未収金の信用度の変動を考慮します。

期日を経過しているが減損していない未収受取報酬の経過日数

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
91日から180日	39,308	25,400
181日から360日	-	20,200
360日超	-	17,000
合計 - 期日を経過しているが減損していない	39,308	62,600

予想信用損失に係る引当金の変動は以下のとおりです。

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
期首現在残高	-	-
減損損失の戻入れ	-	-
当期中に回収不能として除却された金額	-	(5,600)
引当金の増加	-	5,600
期末現在残高	-	-

信用リスクに対するエクスポージャーを減少させるため、当社は、オンボーディング・プロセスの一部として、顧客の信用度を検討し、与信限度を定めます。未収金ポートフォリオの信用度および限度は、年間を通じて継続的に見直されます。

## 5. 固定資産

	備品および		
	コンピュータ機器	自動車	合計
	米ドル	米ドル	米ドル
<u>取得原価：</u>			
2022年12月31日現在残高	793,393	372,854	1,166,247
処分	-	(69,635)	(69,635)
追加	3,293	-	3,293
2023年12月31日現在残高	796,686	303,219	1,099,905
処分	-	-	-
追加	9,317	-	9,317
2024年12月31日現在残高	806,003	303,219	1,109,222

### 減価償却累積額：

2022年12月31日現在残高	737,162	334,379	1,071,541
処分	-	(69,635)	(69,635)

減価償却費	26,861	10,887	37,748
2023年12月31日現在残高	764,023	275,631	1,039,654
処分	-	-	-
減価償却費	26,861	23,445	36,261
2024年12月31日現在残高	764,023	299,076	1,075,915
2023年12月31日現在正味帳簿価額	32,663	27,588	60,251
2024年12月31日現在正味帳簿価額	29,164	4,143	33,307

## 6. 株式資本

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
授権資本：		
各額面1米ドルの議決権付普通株式10,000,000株		
発行済：		
議決権付普通株式2,000,000株		
(2023年：2,000,000株)	2,000,000	2,000,000

取締役会は、発行済株式について配当金および分配金を宣言し、当社の資金からの配当金または分配金の支払いを承認することができます。配当金または分配金は、当社の実現または未実現利益以外を原資として支払われることはないものとします。2024年12月31日終了年度について宣言され、支払われた配当金はありません(2023年：225,000米ドル)。優先権またはその他の権利付で発行されたいかなるクラスの株式についても、その所有者に付与された権利は、当該クラス株式の発行要項において別段の明示的規定がある場合を除き、同順位の追加株式の創設または発行によって変更されるものとみなされません。

## 7. 子会社

本連結財務書類には、当社および当社の完全所有子会社であるTilly Nominees LimitedとCoultry Directors Ltdの勘定が含まれており、Tilly Nominees Limitedも同様に、2社の完全所有子会社(Tilly Directors LimitedおよびTilly Secretaries Limited)の親会社です(以下、これらを併せて「子会社」といいます。)。下記のすべての子会社は、Nominee (Trust) CompaniesとしてCIMAからライセンスを取得しています。

子会社の名称	主要事業	設立地および 営業拠点	当社が保有する所有持 分および議決権の割合	
			2024年	2023年
Tilly Nominees Limited	ノミニー株主サービスの提供	ケイマン諸島	100%	100%
Coultry Directors Ltd	会社取締役サービスの提供	ケイマン諸島	0%	100%
Tilly Directors Limited	会社取締役サービスの提供	ケイマン諸島	100%	100%
Tilly Secretaries Limited	会社秘書役サービスの提供	ケイマン諸島	100%	100%

当社は、当期中、その子会社に対して財務支援を提供しておらず、財務支援またはその他の支援を提供することを意図していません。子会社の資産にアクセスするまたは子会社の資産を使用するまたは子会社の負債の決済を行う当社の能力に重大な制限はありません。Coultry Directors Ltd は、2024年9月30日に登録が抹消され、法的に存在しなくなりました。

2024年12月31日現在、当社は、子会社に代って、総額975,610米ドル(2023年:975,610米ドル)の保証をケイマン諸島政府に対して発行しています。

## 8. 管理費

管理費は以下のとおりです。

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
専門家報酬	383,055	333,615
IT費用	248,612	245,971
政府手数料	250,212	223,549
その他営業費用	169,714	178,562
公共料金	57,987	100,489
	1,109,580	1,082,186

## 9. 関係当事者取引

連結財務書類には、以下の関係当事者間の残高および取引が含まれています。

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
<u>12月31日現在:</u>		
顧客に対する売掛金	5,427	15,988
未払金および未払費用	14,086	15,893
<u>12月31日終了年度:</u>		
取締役業務提供報酬、受託報酬および管理報酬	19,000	106,350
取締役報酬(管理費に含まれる)	25,000	25,000
賃借料	181,781	346,322

関係当事者間のすべての取引は、通常の商業条件に基づき、優遇金利ではない金利で行われます。

また親会社は、親会社の継続的な業務運営のために、当社の一部の従業員および当社の一部の資産を使用します。当社は、従業員の業務提供および資産の使用について、親会社に対して再請求しておらず、個別に定量化することはできません。

## 10. 年金プラン

当社は、適格な従業員全員のために確定拠出年金制度を運営しています。拠出金は、上限5%の規定に基づき給与に対する割合で計算され、当社が同額を積み増しします。当社は、従業員の負担分を支払いません。2024年12月31日終了年度中に認識された年金費用総額は、110,602米ドル(2023年:139,082米ドル)で、連結包括利益計算書の給与および手当に計上されています。

## 11. リスク管理

金融商品は、一方の事業体に金融資産を生じさせ、もう一方の事業体に金融負債を生じさせる契約です。当社は、その通常の業務の過程で金融商品を伴う契約を締結します。

金融商品から生じるリスク・エクスポージャーは、経営者によって監視されます。当社の金融商品から生じる主なリスクは、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよび為替リスクです。かかるリスクに対するエクスポージャーおよびその管理については、以下にその要約が記載されています。本連結財務書類に報告されている期末の金融商品の金額は、当期を通じて保有されたポジションを反映しており、経営者によって承認されている目的、方針および戦略と一致しています。

### 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクは、金融商品の一方の当事者による義務の不履行によって、他方当事者に金融損失が生じるリスクです。当社が信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性のある金融商品は、主に現金および現金同等物および顧客に対する売掛金で構成されます。

当社は、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャーを管理するため、現金および定期預金についてはケイマン諸島における規制されている金融機関に預金し、ビジネスを行う場合は紹介を受けたものに限定し、また注記4のとおり未収金残高を監視します。

当社はすべての現金および現金同等物をケイマン諸島の1つの金融機関に預託しているため、当社には集中リスクがあります。

2024年12月31日終了年度において、当社の取締役業務提供報酬、受託報酬および管理報酬の約58.97%(2023年:57.16%)は、当社の顧客のうち上位3つ(2023年:3つ)から得られたものです。2024年または2023年において、当該3つの顧客以外に、当社の取締役業務提供報酬、受託報酬および管理報酬の10%超を占める顧客はいません。

### 流動性リスク

流動性リスクは、当社が、金融負債に付随する義務を充足することが困難になるリスクです。

流動性リスクは、当社が将来予測される現金の流出を賄えるように十分な流動資産を有し、かつ流動性リスクを管理するために資産の相当部分を現金で保有することにより当社の経営者によって監視されます。流動性ギャップの分析については金利リスクの表による開示を参照してください。

## 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。当社の市場リスクは、金利リスクおよび為替リスクにより構成されます。

## 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。

当社は、資産の金利が、これを相殺する該当負債の金利と同等であるかまたはそれを超過することを確保することにより金利リスクを管理します。下表は、2024年および2023年12月31日現在における当該マッチングを要約したものです。各項目は、次の金利再設定日と満期日のいずれか早い方を基準とした期間帯に割当てられています。

### 2024年

	実効金利				合計
	または範囲	要求払	3ヶ月未満	3ヶ月超	
	%	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
<b>貨幣性資産：</b>					
現金および現金同等物	0.01 - 3.25	7,248,286	-	-	7,248,286
顧客に対する売掛金	-	441,126	-	-	441,126
その他未収金	-	17,002	-	-	17,002
		7,706,414	-	-	7,706,414
<b>貨幣性負債：</b>					
未払金および未払費用	-	360,074	-	-	360,074
		360,074	-	-	360,074
<b>感応度 / 流動性ギャップ</b>		7,346,340	-	-	7,346,340

2023年

	実効金利				合計
	または範囲	要求払	3ヶ月未満	3ヶ月超	
	%	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
<b>貨幣性資産：</b>					
現金および現金同等物	0.03 - 3.5	6,786,842	-	-	6,786,842
顧客に対する売掛金	-	309,878	-	-	309,878
その他未収金	-	59,294	-	-	59,294
		7,156,014	-	-	7,156,014
<b>貨幣性負債：</b>					
未払金および未払費用	-	527,595	-	-	527,595
		527,595	-	-	527,595
<b>感応度 / 流動性ギャップ</b>		6,628,419	-	-	6,628,419

当社は、固定金利および変動金利の実勢水準の変動がキャッシュ・フローに及ぼす影響に付随するリスクにさらされます。

2024年12月31日現在、変動金利エクスポージャーに関して、市場金利が30（2023年：30）ベースポイント高かったと仮定し、その他すべての変数を一定とした場合、株主資本は2,245米ドル増加（2023年：3,561米ドル増加）することになります。市場金利が30（2023年：30）ベースポイント低かったと仮定し、その他すべての変数を一定とした場合、一部の口座残高について30ベースポイントより低い金利で利息が発生するため、株主資本は2,245米ドル未満の金額分減少（2023年：3,561米ドル未満の金額分減少）することになります。

2024年12月31日現在、固定金利エクスポージャーに関して、市場金利が30（2023年：30）ベースポイント高かったと仮定し、その他すべての変数を一定とした場合、株主資本は19,500米ドル増加（2023年：16,800米ドル増加）することになります。市場金利が30（2023年：30）ベースポイント低かったと仮定し、その他すべての変数を一定とした場合、一部の口座残高について30ベースポイントより低い金利で利息が発生するため、株主資本は19,500米ドル未満の金額分減少（2023年：16,800米ドル未満の金額分減少）することになります。

本分析は、期末に保有していた利付商品に基づき、金利の変動が期首に生じ、当該利付証券が報告期間を通じて保有されたと仮定して行われています。30ベースポイントは、主要な経営幹部に対して金利リスクを社内報告する場合に使用される感応度レートであり、2024年および2023年12月31日終了の各年度において、市場金利の変動の可能性についての経営者による評価を表しています。

### 為替リスク

為替リスクは、外国為替レートの変動により金融商品の評価額が変動するリスクです。

当社はケイマン諸島で営業しており、ケイマン諸島ドル（2023年：ケイマン諸島ドル）に対して正味エクスポージャーを有する商品を主に保有しています。ケイマン諸島ドルは、米ドルに連動する固定相場制をとっています。

2024年および2023年12月31日終了の各年度において、米ドルに連動する固定相場制をとるケイマン諸島ドル以外の外貨建資産および負債は保有していません。

## 12. 資本リスク管理

当社は、負債と資本のバランスを最適化することにより株主に対するリターンを最大化しつつ、継続企業として存続できるようにするために当社の資本を管理します。当社の全体的な戦略は、2023年から変更ありません。

当社の資本は、発行済議決権付普通株式と留保利益で構成されています。

## 13. 規制関連事項

当社には、CIMAが定める資本規制が課せられます。最低資本要件を満たせない場合、規制当局は一定の措置を講じることができ、その場合、当社の連結財務書類に直接的に重大な影響を及ぼす可能性があります。CIMAが使用する、ケイマン諸島の「銀行および信託会社法」に定められる自己資本比率ガイドラインに従い、当社は、規制に従った会計実務に基づき算出される当社の資産、負債および一定のオフ・バランスシート項目の定量的測定により、一定の資本ガイドラインを満たさなければなりません。また当社の資本金の額と分類は、構成およびリスク加重についてCIMAによる定性的判断の対象となります。

クラスB銀行ライセンスを返上する前、当社は、最低15%の自己資本比率を維持することが要求されていました。当社は、2022年12月31日現在および同日終了年度ならびに2023年1月1日から10月5日(ライセンス返上日)までの期間において当該要件を遵守していました。

ライセンスの条件に基づき、当社には、400,000ケイマン諸島ドル(500,000米ドル)の最低純資産を維持することが要求されます。当社は、2024年および2023年12月31日現在および同日終了の各年度において本要件を遵守しています。

## 14. 比較対応数値

当年度の表示に合わせて、過年度の一定の数値が再分類されています。

## 15. 連結財務書類の承認

本連結財務書類は、2025年3月6日に、取締役会の委員会により承認され、その公表が承認されました。

[次へ](#)

# QUEENSGATE

## Consolidated Statements of Financial Position

December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

	<u>2024</u>	<u>2023</u>
<b>ASSETS</b>		
<b>CURRENT ASSETS</b>		
Cash and cash equivalents (Note 3)	\$ 7,248,286	\$ 6,786,842
Client accounts receivable (Note 4, 9)	441,126	309,878
Other receivables	17,002	59,294
Prepaid expenses	<u>53,453</u>	<u>62,257</u>
	7,759,867	7,218,271
<b>NON-CURRENT ASSETS</b>		
Fixed assets (Note 5)	<u>33,307</u>	<u>60,251</u>
	<u>\$ 7,793,174</u>	<u>\$ 7,278,522</u>
<b>LIABILITIES AND SHAREHOLDER'S EQUITY</b>		
<b>CURRENT LIABILITIES</b>		
Accounts payable and accrued expenses (Note 9)	\$ 360,074	\$ 527,595
Fees received in advance	<u>89,695</u>	<u>282,275</u>
	<u>449,769</u>	<u>809,870</u>
<b>SHAREHOLDER'S EQUITY</b>		
Share capital (Note 6)	2,000,000	2,000,000
Retained earnings	<u>5,343,405</u>	<u>4,468,652</u>
	<u>7,343,405</u>	<u>6,468,652</u>
	<u>\$ 7,793,174</u>	<u>\$ 7,278,522</u>

See notes to consolidated financial statements

Page 3

## QUEENSGATE

### Consolidated Statements of Comprehensive Income

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

	<u>2024</u>	<u>2023</u>
<b>INCOME</b>		
Directorship, trustee and management fees (Note 9)	\$ 4,816,936	\$ 4,821,000
Miscellaneous	214,529	232,471
Interest income	215,213	139,646
Rental income	-	34,933
	<u>5,246,678</u>	<u>5,228,050</u>
<b>OPERATING EXPENSES</b>		
Salaries and benefits (Note 10)	3,044,303	3,020,111
Administration (Note 8,9)	1,109,580	1,082,186
Rent expense (Note 9)	181,781	346,322
Depreciation (Note 5)	36,261	37,748
Expected credit loss (Note 4)	-	5,600
	<u>4,371,925</u>	<u>4,491,967</u>
<b>NET INCOME AND COMPREHENSIVE INCOME</b>	<u>\$ 874,753</u>	<u>\$ 736,083</u>

See notes to consolidated financial statements

Page 4

## QUEENSGATE

### Consolidated Statements of Changes in Shareholders' Equity

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

	<u>Share capital</u>	<u>Retained earnings</u>	<u>Total shareholder's equity</u>
Balance at December 31, 2022	\$ 2,000,000	\$ 3,957,569	\$ 5,957,569
Net income and comprehensive income	-	736,083	736,083
Dividends (Note 6)	-	<u>(225,000)</u>	<u>(225,000)</u>
Balance at December 31, 2023	2,000,000	4,468,652	6,468,652
Net income and comprehensive income	-	874,753	874,753
Dividends (Note 6)	-	-	-
Balance at December 31, 2024	<u>\$ 2,000,000</u>	<u>\$ 5,343,405</u>	<u>\$ 7,343,405</u>

See notes to consolidated financial statements

Page 5

## QUEENSGATE

### Consolidated Statements of Cash Flows

for the years ended December 31, 2024 and 2023

*(expressed in United States dollars)*

	2024	2023
<b>CASH PROVIDED BY (USED IN):</b>		
<b>OPERATING ACTIVITIES</b>		
Net income and comprehensive income	\$ 874,753	\$ 736,083
Adjustments for non-cash items and non-operating items:		
Depreciation (Note 5)	36,261	37,748
Interest income	<u>(215,213)</u>	<u>(139,646)</u>
	695,801	634,185
Changes in operating assets and liabilities:		
Client accounts receivable	(131,248)	109,599
Other receivables	42,292	(48,245)
Prepaid expenses	8,804	22,681
Accounts payable and accrued expenses	(167,521)	64,918
Fees received in advance	<u>(192,580)</u>	<u>74,074</u>
	<u>255,548</u>	<u>857,212</u>
<b>INVESTING ACTIVITIES</b>		
Purchase of fixed assets (Note 5)	(9,317)	(3,293)
Interest income	<u>215,213</u>	<u>139,646</u>
	<u>205,896</u>	<u>136,353</u>
<b>FINANCING ACTIVITIES</b>		
Dividends paid (Note 6)	<u>-</u>	<u>(225,000)</u>
<b>NET CHANGE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>	<b>461,444</b>	<b>768,565</b>
<b>CASH AND CASH EQUIVALENTS, BEGINNING OF YEAR</b>	<b><u>6,786,842</u></b>	<b><u>6,018,277</u></b>
<b>CASH AND CASH EQUIVALENTS, END OF YEAR</b>	<b><u>\$ 7,248,286</u></b>	<b><u>\$ 6,786,842</u></b>

*See notes to consolidated financial statements*

**Page 6**

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

---

### 1. THE COMPANY AND ITS PRINCIPAL ACTIVITY

Queensgate (the "Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on June 15, 1990 as Queensgate Bank & Trust Company Ltd. ("QBTC") and is a wholly-owned subsidiary of Queensgate Group Ltd. (the "Parent"), a company also incorporated in the Cayman Islands.

On January 2, 2009, QBTC undertook a restructuring in order to separate the banking activities from the trust activities. Subsequently, on January 1, 2014, the Company undertook a merger to re-combine the bank and the trust activities. On January 2, 2014, the Company changed its name to Queensgate Bank and Trust Company Ltd. The newly named company continued as the entity formerly named Queensgate Trust Company Ltd. and was licensed with a Class B Banking license, a Trust Company license and Mutual Fund Administration license with the Cayman Islands Monetary Authority ("CIMA").

On October 5, 2023 CIMA accepted the surrender of the Class B Banking license and granted approval for the change of name to Queensgate. During the years ended December 31, 2024 and 2023, the Company did not have any deposits with clients or overdrafts.

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until February 1, 2031. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

### 2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION

The consolidated financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") and reflect the following material accounting policy information:

#### ***Basis of consolidation***

The consolidated financial statements incorporate the financial statements of the Company and entities controlled by the Company and its subsidiaries. Control is achieved when the Company:

- has power over the investee;
- is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee; and
- has the ability to use its power to affect its returns.

The Company reassesses whether or not it controls an investee if facts and circumstances indicate that there are changes to one or more of the three elements of control listed above.

Consolidation of a subsidiary begins when the Company obtains control over the subsidiary and ceases when the Company loses control of the subsidiary. Specifically, income and expenses of a subsidiary acquired or disposed of during the year are included in the consolidated statements of comprehensive income from the date the Company gains control until the date when the Company ceases to control the subsidiary.

All significant intercompany transactions and balances have been eliminated on consolidation. Refer to Note 7 for other disclosures relating to the subsidiaries.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (continued)

#### *Use of estimates*

Financial statements prepared in accordance with IFRS require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expense during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

#### *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents include cash and short-term deposits with an original maturity of three months or less.

#### *Client accounts receivable and allowance for doubtful accounts*

Client accounts receivable includes fee income receivables generated from the Company's directorship, trustee and management fees and receivables for disbursements made on behalf of clients. Fee income receivables are stated net of a provision for expected credit losses. Receivables for disbursements made on behalf of clients do not have a related provision for expected credit losses as these balances typically represent unbilled disbursements that the Company expects to recover once billed.

The provision for expected credit losses is established by charges to income based on the expected credit losses in receivable balances. These are based upon management's knowledge of the current condition of the Company's clients.

#### *Fixed assets*

Fixed assets are stated at cost less accumulated depreciation. Depreciation is calculated using the straight-line method and is based on the estimated lives as follows:

Furniture and computer equipment	3 to 15 years
Motor vehicles	8 years

At the end of each reporting period, the Company reviews the carrying amount of its fixed assets to determine whether there is any indication that those assets have suffered an impairment loss. If any such indication exists, the recoverable amount of the asset is estimated in order to determine the extent of the impairment loss (if any). For the years ended December 31, 2024 and 2023, the Company has not identified any assets for which an impairment loss was recorded.

#### *Fees received in advance*

The Company collects payment from clients as a part of the annual billing cycle for annual fees which are subsequently remitted to various regulatory or governmental bodies. These fees are not recognised as revenue for the Company.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (continued)

#### *Interest income and expense*

Interest income and expense are recognised in the consolidated statements of comprehensive income for all interest bearing instruments on an accrual basis using the effective yield method.

#### *Revenue recognition*

The Company recognises revenue from the following sources:

- directorship, trustee, management and other similar services provided to clients;
- miscellaneous services provided to clients and disbursement charges for services provided to clients in connection with the directorship, trustee and management services being provided; and
- rental income for use of its office space.

Revenue is measured based on the consideration that the Company is contracted to receive from its clients and excludes amounts collected on behalf of third parties. The Company recognises revenues on an accrual basis as performance obligations are satisfied.

The primary source of revenue for the Company is from the provision of directorship, trustee, management, and registered office services to its clients. For these services, the Company recognises revenues over the contracted period of service which coincides with a calendar year. Where multiple services are provided to a single client, the revenues generated from each type of service are recognised separately.

Miscellaneous income includes disbursement fees charged to clients for the Company's overhead and fees charged to clients for miscellaneous services such as copy services for meetings or courier costs. Disbursement fee revenue is charged based on a percentage of the contracted revenue for directorship, trustee, management and other similar services and is recognised in the same pattern as the revenues for those services. Fees charged to clients for miscellaneous services are recognised in revenue at the point in time in which they are provided.

The Company records rental income from leasing out their office space to third parties. The rental income is earned and recognised on a month to month basis and is not based on a contract. No rental income was received during 2024 (2023: \$34,933).

#### *Operating expenses and accounts payable*

Operating expenses and the associated accounts payable, with the exception of depreciation and expected credit loss, are recognised in the Consolidated Statements of Comprehensive Income on an accrual basis.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (continued)

#### *Foreign currency translation*

The Company's presentation currency is the United States dollar. Assets and liabilities denominated or accounted for in currencies other than United States dollars have been translated into United States dollars at the applicable exchange rates ruling at the statement of financial position date. Foreign currency transactions and income and expense items have been translated at the exchange rates existing at the time of the transaction. Gains and losses arising from translation are included in the consolidated statements of comprehensive income.

#### *Assets under administration*

Securities, cash and other assets held on behalf of clients in a trust, agency or fiduciary capacity are not included in these consolidated financial statements as such assets are not the property of the Company.

#### *Financial instruments*

Financial assets and financial liabilities are recognised in the Company's statement of financial position when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial assets and financial liabilities are initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost or subsequently measured at fair value depending on their cash flow characteristics. Due to the short term nature of the financial assets and liabilities held by the Company, carrying value approximates fair value.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the financial asset and substantially all of the risks and rewards of ownership of the asset to another entity. Financial liabilities are derecognised when the Company's obligations are discharged, cancelled, or they expire.

With IFRS 9, the principle applied for the impairment of accounts receivable is based on expected credit losses. No provision for expected credit losses was recorded for the year ended December 31, 2024 and 2023.

#### *Fiduciary activities*

The Company, in its fiduciary capacity, may be a party to litigation and claims in the normal course of business. In the opinion of the Directors, which is based on the advice from the Company's lawyers, no provisions are required at December 31, 2024 and 2023.

#### *Leases*

Under IFRS 16 Leases, a lessee recognises assets and liabilities for all lease arrangements unless the term is 12 months or less or the underlying asset has a low value. Due to the short term nature of the one lease contract (Note 9) existing as at and during the years ended December 31, 2024 and 2023, the Company has recorded the month to month lease costs as rent expense on the consolidated statements of comprehensive income.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

*(expressed in United States dollars)*

*(continued)*

### 2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION *(continued)*

#### *New and revised IFRS standards in issue but not yet effective*

The Company has reviewed the IFRS standards that have been issued but are not yet effective and has concluded that they will not have a material impact on the financial statements in future periods.

#### *New and amended IFRS standards that are effective for the current year*

The Company has reviewed the IFRS standards that are effective for the current year and has concluded that these standards did not have an impact on the financial statements upon adoption, with the exception of the following:

- The Company has adopted the amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements in the current year. The amendments relate to classification of liabilities as current versus non-current on the balance sheet. The amendments require that an entity's right to defer settlement of a liability for at least twelve months after the reporting period must have substance and must exist at the end of the reporting period. Classification of a liability is unaffected by the likelihood that the entity will exercise its right to defer settlement for at least twelve months after the reporting period. The impact on the financial statements is that all prior year comparative liabilities have been classed as current.

#### *Critical accounting judgement and key source of estimation uncertainty*

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The key areas of judgement or estimation are with regard to the expected useful economic lives of fixed assets as well as the recoverability of client accounts receivable from clients and due from clients. The expected useful economic lives of fixed assets are based on prior experience of similar assets. Client accounts receivable and due from clients are measured as either a 12 month or lifetime Expected Credit Losses ("ECL") based on credit risk considerations.

### 3. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024	2023
Call deposits	\$ 748,286	\$ 1,186,842
Short-term fixed deposits	6,500,000	5,600,000
	\$ 7,248,286	\$ 6,786,842

Short-term fixed deposits as at December 31, 2024 and 2023 mature within three months from the original issued date.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 4. CLIENT ACCOUNTS RECEIVABLE

Amounts receivable in respect of fee income earned by the Company or disbursements made on behalf of clients are comprised as follows:

	<u>2024</u>	<u>2023</u>
Fee income receivables	\$ 316,114	\$ 192,938
Receivables for disbursements made on behalf of clients	125,012	116,940
Less: provision for expected credit losses	<u>-</u>	<u>-</u>
	<u>\$ 441,126</u>	<u>\$ 309,878</u>

Fee income receivables include amounts that are past due at the end of the reporting period for which the Company has not recognised a provision for expected credit losses as there has not been a significant change in credit quality and amounts are still considered recoverable. In determining the recoverability of the fee income receivables, the Company considers any change in the credit quality of the receivables from the date the credit was initially granted up to the end of the reporting period.

Age of fee income receivables that are past due but not impaired:

	<u>2024</u>	<u>2023</u>
91 to 180 days	\$ 39,308	\$ 25,400
181 to 360 days	-	20,200
Over 360 days	<u>-</u>	<u>17,000</u>
Total – past due but not impaired	<u>\$ 39,308</u>	<u>\$ 62,600</u>

Movements in the provision for expected credit losses were as follows:

	<u>2024</u>	<u>2023</u>
Balance at beginning of year	\$ -	\$ -
Impairment losses reversed	-	-
Amounts written off during the year as uncollectible	-	(5,600)
Increase in provision	<u>-</u>	<u>5,600</u>
Balance at end of year	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

To reduce exposure to credit risk, the Company reviews the credit quality of its customers and defines credit limits as part of its onboarding process. Credit quality and limits of the receivables portfolio are reviewed on an ongoing basis throughout the year.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 5. FIXED ASSETS

	Furniture and computer equipment	Motor vehicles	Total
<u>Cost:</u>			
Balance at December 31, 2022	\$ 793,393	\$ 372,854	\$ 1,166,247
Disposals	-	(69,635)	(69,635)
Additions	<u>3,293</u>	<u>-</u>	<u>3,293</u>
Balance at December 31, 2023	796,686	303,219	1,099,905
Disposals	-	-	-
Additions	<u>9,317</u>	<u>-</u>	<u>9,317</u>
Balance at December 31, 2024	<u>806,003</u>	<u>303,219</u>	<u>1,109,222</u>
<u>Accumulated depreciation:</u>			
Balance at December 31, 2022	737,162	334,379	1,071,541
Disposals	-	(69,635)	(69,635)
Depreciation expense	<u>26,861</u>	<u>10,887</u>	<u>37,748</u>
Balance at December 31, 2023	764,023	275,631	1,039,654
Disposals	-	-	-
Depreciation expense	<u>12,816</u>	<u>23,445</u>	<u>36,261</u>
Balance at December 31, 2024	<u>776,839</u>	<u>299,076</u>	<u>1,075,915</u>
Net book value, December 31, 2023	<u>\$ 32,663</u>	<u>\$ 27,588</u>	<u>\$ 60,251</u>
Net book value, December 31, 2024	<u>\$ 29,164</u>	<u>\$ 4,143</u>	<u>\$ 33,307</u>

### 6. SHARE CAPITAL

	2024	2023
<u>Authorized:</u>		
10,000,000 Ordinary voting shares of \$1 par value each		
<u>Issued:</u>		
2,000,000 Ordinary voting shares (2023: 2,000,000)	<u>\$ 2,000,000</u>	<u>\$ 2,000,000</u>

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 6. SHARE CAPITAL (continued)

The Directors may declare dividends and distributions on shares in issue and authorise payment of the dividends or distributions out of the funds of the Company. No dividend or distribution shall be paid except out of the realised or unrealised profits of the Company. For the year ended December 31, 2024, a dividend of nil was declared and paid (2023: US\$225,000). The rights conferred upon the holders of the shares of any class issued with preferred or other rights shall not, unless otherwise expressly provided by the terms of issue of the shares of that class, be deemed to be varied by the creation or issue of further shares ranking pari passu therewith.

### 7. SUBSIDIARIES

The consolidated financial statements include the accounts of the Company and its wholly-owned subsidiaries, Tilly Nominees Limited and Coultry Directors Ltd., and Tilly Nominees Limited, in turn, is parent to two wholly-owned subsidiaries, Tilly Directors Limited and Tilly Secretaries Limited (collectively, the "Subsidiaries"). All of the subsidiaries listed below are licensed as Nominee (Trust) Companies with CIMA.

Name of subsidiary	Principal activity	Place of incorporation and operation	Proportion of ownership interest and voting power held by the Company	
			2024	2023
Tilly Nominees Limited	Provide nominee shareholder services	Cayman Islands	100%	100%
Coultry Directors Ltd	Provide corporate director services	Cayman Islands	0%	100%
Tilly Directors Limited	Provide corporate director services	Cayman Islands	100%	100%
Tilly Secretaries Limited	Provide company secretary services	Cayman Islands	100%	100%

The Company has not provided financial support to its Subsidiaries during the year, nor does it intend to provide financial or other support. There are no significant restrictions on the Company's ability to access or use assets or settle liabilities of the Subsidiaries. Coultry Directors Ltd. was struck off on September 30, 2024.

As of December 31, 2024, guarantees in the total amount of \$975,610 (2023: \$975,610) have been issued by the Company to the Government of the Cayman Islands on behalf of its Subsidiaries.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 8. ADMINISTRATION EXPENSES

Administration expenses are as follows:

	<u>2024</u>	<u>2023</u>
Professional fees	\$ 383,055	\$ 333,615
IT costs	248,612	245,971
Government fees	250,212	223,549
Miscellaneous operating expenses	169,714	178,562
Utilities	<u>57,987</u>	<u>100,489</u>
	<u>\$ 1,109,580</u>	<u>\$ 1,082,186</u>

### 9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Included in the consolidated financial statements are the following related party balances and transactions:

	<u>2024</u>	<u>2023</u>
<u>As of December 31:</u>		
Client accounts receivable	\$ 5,427	\$ 15,988
Accounts payable and accrued expenses	14,066	15,893
<u>For the years ended December 31:</u>		
Directorship, trustee and management fees	\$ 19,000	\$ 106,350
Directors' fees (included in Administration expenses)	25,000	25,000
Rent expense	181,781	346,322

All transactions with related parties are conducted on normal commercial terms and at non-preferential interest rates.

Certain employees of the Company and certain assets of the Company are also utilised by the Parent for its ongoing operations. The employees' services and use of the assets is currently not recharged to the Parent and is not separately quantifiable.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 10. PENSION PLAN

The Company has a defined contribution pension scheme in place for all of its qualifying employees. Contributions are calculated as a percentage of salary based on the prescribed maximum of 5% and are matched by the Company. The Company pays the employees' portion. The total pension cost recognised during the year ended December 31, 2024 was \$110,602 (2023: \$139,082) and is included in salaries and benefits in the consolidated statements of comprehensive income.

### 11. RISK MANAGEMENT

A financial instrument is a contract that gives rise to a financial asset of one entity and a financial liability of another entity. The Company enters into contracts involving financial instruments during the normal course of its business.

Risk exposures arising from financial instruments are monitored by management. The main risks arising from the Company's financial instruments are credit and counterparty risk, liquidity risk, market risk, interest rate risk and currency risk. The exposure to, and management of, these risks is summarised below. The year-end figures reported in these consolidated financial statements for financial instruments are reflective of the position held throughout the year and are consistent with the objectives, policies and strategies approved by management.

#### ***Credit and counterparty risk***

Credit and counterparty risk is the risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation. Financial instruments which potentially expose the Company to credit and counterparty risk consist primarily of cash and cash equivalents and client accounts receivable.

The Company manages its exposure to credit and counterparty risk by placing cash and fixed deposits with a regulated financial institution in the Cayman Islands, only taking referred business, and monitoring outstanding receivable balances, as discussed in Note 4.

The Company has a concentration risk with all cash and cash equivalents being held by one financial institution in the Cayman Islands.

During the year ended December 31, 2024, approximately 58.97% (2023: 57.16%) of the Company's directorship, trustee and management fees were earned from its three (2023: three) largest customers. No other customers contributed more than 10% to the Company's directorship, trustee and management fees during 2024 or 2023.

#### ***Liquidity risk***

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities.

Liquidity risk is monitored by the Company's management to ensure that the Company has sufficient liquid assets to be able to meet its future expected cash outflows, and maintains a significant proportion of its assets in cash in order to manage liquidity risk. Refer to interest rate risk table disclosures for analysis of liquidity gap.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 11. RISK MANAGEMENT (continued)

#### Market risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market prices. Market risk for the Company comprises interest rate risk and currency risk.

#### Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Company manages its interest rate risk by ensuring that the interest rate on assets equals or exceeds that of the relevant offsetting liability. The tables below summarise this matching as of December 31, 2024 and 2023. Items are allocated to time bands by reference to the earlier of the next interest rate re-pricing date and the maturity date.

#### 2024:

	Effective Interest Rate or Range (%)	On demand	Less than 3 months	Greater than 3 months	Total
<b>Monetary Assets:</b>					
Cash and cash equivalents	0.01-3.25	\$ 7,248,286	\$ -	\$ -	\$ 7,248,286
Client accounts receivable	-	441,126	-	-	441,126
Other receivables	-	17,002	-	-	17,002
		<u>\$ 7,706,414</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 7,706,414</u>
<b>Monetary Liabilities:</b>					
Accounts payable and accrued expenses	-	\$ 360,074	\$ -	\$ -	\$ 360,074
		<u>\$ 360,074</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 360,074</u>
<b>Sensitivity/liquidity gap</b>		<u>\$ 7,346,340</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 7,346,340</u>

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 11. RISK MANAGEMENT (continued)

#### Interest rate risk (continued)

2023:

	Effective Interest Rate or Range (%)	On demand	Less than 3 months	Greater than 3 months	Total
<b>Monetary Assets:</b>					
Cash and cash equivalents	0.03-3.5	\$ 6,786,842	\$ -	\$ -	\$ 6,786,842
Client accounts receivable	-	309,878	-	-	309,878
Other receivables	-	59,294	-	-	59,294
		<u>\$ 7,156,014</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 7,156,014</u>
<b>Monetary Liabilities:</b>					
Depositors' accounts	-	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Accounts payable and accrued expenses	-	\$ 527,595	\$ -	\$ -	\$ 527,595
		<u>\$ 527,595</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 527,595</u>
<b>Sensitivity/liquidity gap</b>		<u>\$ 6,628,419</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ 6,628,419</u>

The Company is exposed to risks associated with the effects of fluctuations in prevailing levels of fixed and floating interest rates on its cash flows.

At December 31, 2024, with respect to the floating rate exposure, if market interest rates had been 30 (2023: 30) basis points higher with all other variables held constant, shareholder's equity would have been \$2,245 higher (2023: \$3,561 higher). If market interest rates had been 30 (2023: 30) basis points lower with all other variables held constant, shareholder's equity would have decreased by less than \$2,245 (2023: would have decreased by less than \$3,561) due to the fact that certain account balances earn interest at a rate lower than 30 basis points.

At December 31, 2024, with respect to the fixed rate exposure, if market interest rates had been 30 (2023: 30) basis points higher with all other variables held constant, shareholder's equity would have been \$19,500 higher (2023: \$16,800 higher). If market interest rates had been 30 (2023: 30) basis points lower with all other variables held constant, shareholder's equity would have decreased by less than \$19,500 (2023: would have decreased by less than \$16,800) due to the fact that certain account balances earned interest at a rate lower than 30 basis points.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

(expressed in United States dollars)

(continued)

### 11. RISK MANAGEMENT (continued)

#### *Interest rate risk* (continued)

This analysis is based on interest bearing instruments held at year-end, and assumes the change in interest rates took place at the beginning of the year and the interest bearing instruments were held constant throughout the reporting period. Thirty basis points is the sensitivity rate used when reporting interest rate risk internally to key management personnel and represents management's assessment of the possible change in market rates for the years ended December 31, 2024 and 2023.

#### *Currency risk*

Currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in foreign exchange rates.

The Company operates in the Cayman Islands, and mainly holds instruments with net exposures to the Cayman Islands dollar (2023: Cayman Islands dollar). The Cayman Islands dollar has a fixed exchange rate against the United States dollar.

For the year ended December 31, 2024 and 2023, no foreign currency assets or liabilities were held other than the Cayman Islands dollar, which is pegged to the United States dollar.

### 12. CAPITAL RISK MANAGEMENT

The Company manages its capital to ensure that the Company will be able to continue as a going concern while maximising the return to the shareholder through the optimisation of the debt and equity balance. The Company's overall strategy remains unchanged from 2023.

The capital structure of the Company consists of issued Ordinary voting shares and retained earnings.

### 13. REGULATORY MATTERS

The Company is subject to regulatory capital requirements established by CIMA. Failure to meet minimum capital requirements can initiate certain actions by the regulator that, if undertaken, could have a direct material effect on the Company's consolidated financial statements. Under capital adequacy guidelines used by CIMA and prescribed under *The Banks and Trust Companies Act* of the Cayman Islands, the Company must meet specific capital guidelines that involve quantitative measures of the Company's assets, liabilities, and certain off-balance sheet items as calculated under regulatory accounting practices. The Company's capital amounts and classification are also subject to qualitative judgments by CIMA about components and risk weightings.

Prior to the surrender of the Class B Banking License, the Company was required to maintain a capital adequacy ratio of at least 15%. The Company was in compliance with this requirement for the period from January 1, 2023 to October 5, 2023 (license surrender date).

Under the terms of its licenses, the Company is required to maintain a minimum net worth of KYD400,000 (US\$500,000). The Company is in compliance with this requirement as at and for the years ended December 31, 2024 and 2023.

# QUEENSGATE

## Notes to Consolidated Financial Statements

for the years ended December 31, 2024 and 2023

*(expressed in United States dollars)*

(continued)

### 14. COMPARATIVE FIGURES

Certain prior year figures have been reclassified to conform to the current year's presentation.

### 15. APPROVAL OF CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

The consolidated financial statements were approved by a committee of the Board of Directors and authorized for issue on March 6, 2025.

#### 4【利害関係人との取引制限】

##### 潜在的な利益相反

受託会社は、トラストから分離および区別されるその他の信託を設立し、またはその受託者となることができます。ただし、受託会社は、トラストの運営およびトラストに関する情報をトラストの機密として取り扱うものとします。

受託会社および管理会社は、トラストに対して排他的にサービスを提供するものではなく、受託会社および管理会社が決める条件に基づいてトラスト以外の者に対して同様のまたはその他のサービスを自由に提供し、かつ自己の利用および利益のため、かかる者によって支払われる報酬その他の金銭を取得することができます。管理会社は、トラスト以外の者に同様のサービスを提供する過程で、または信託証書に基づくその義務の履行の過程以外のその他あらゆる資格もしくは方法で遂行するその事業の過程で、管理会社または管理会社の従業員もしくは代理人が知ることとなった事実もしくは事項の影響を受けないものとみなされ、かつ受託会社に対してそれらを開示する義務を負わないものとみなされます。受託会社は、トラスト以外の者に同様のサービスを提供する過程で、または信託証書に基づくその義務の履行の過程以外のその他あらゆる資格もしくは方法で遂行するその事業の過程で、受託会社または受託会社の従業員もしくは代理人が知ることとなった事実もしくは事項の影響を受けないものとみなされ、かつ管理会社に対してそれらを開示する義務を負わないものとみなされます。

信託証書のいかなる規定も、管理会社（または管理会社が運用する投資信託もしくは管理会社の関係会社）が以下の行為を行うことを妨げるものではありません。

- (a) 管理会社が信託証書の当事者でなかったと仮定した場合に有する権利と同一の権利が付随する受益証券の所有者になり、当該受益証券の保有、処分その他の取引を行うこと
- (b) 信託財産を構成する投資対象と同一もしくは類似の投資対象を自己の勘定で購入し、保有し、または取引すること。ただし、受託会社が、信託財産を構成するいずれかの資産を管理会社（または管理会社が運用する投資信託もしくは管理会社の関係会社）から購入する（または管理会社に対して売却する）場合、トラストは、当該取引が公開市場で行われたと仮定した場合に、信頼できる取引相手方との間で同一の規模および性質の取引を行う際に当該市場で得られる最善の条件に基づくポジションより不利なポジションに置かれることはないものとします。
- (c) 受託会社（上記（b）項に従うことを条件とします）、いずれかの受益者もしくは団体の証券が信託財産を構成している場合にかかる者との間で、金融、銀行その他の取引を締結もしくは実行すること、または当該取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用する投資信託もしくは管理会社の関係会社）は、かかる当事者間の関係のみを理由として、かかる契約または取引について説明する責任を負いません。ただし、受益者および受託会社に対する管理会社の義務を常に遵守することを条件とします。
- (d) 管理会社の取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関連企業の実務取締役もしくはパートナーが信託財産に関して利害を有していると管理会社が知る限りにおいて、受託会社との間で、または受託会社を代理して、信託財産に関する取引を行うこと。ただし、当該利害の性質が予め受託会社に開示されていることを条件とします。

信託証書のいかなる規定も、受託会社の関係会社、取締役、役員、従業員または代理人が以下の行為を行うことを妨げるものではありません。

- (a) 受託会社が信託証書の当事者でなかったと仮定した場合に有する権利と同一の権利が付随する受益証券の所有者になり、当該受益証券の保有、処分その他の取引を行うこと
- (b) ファンドによって保有される投資対象と同一もしくは類似の投資対象を自己の勘定で購入し、保有し、または取引すること。ただし、受託会社が、ファンドによって保有されるいずれかの資産を受託会社の関係当事者から購入する（または当該関係当事者に対して売却する）場合、ファンドは、当該取引が公開市場で行われたと仮定した場合に、信頼できる取引相手方との間で同一の規模およ

び性質の取引を行う際に当該市場で得られる最善の条件に基づくポジションより不利なポジションに置かれることはないものとします。

- (c) 受託会社(信託証書の規定に従うことを条件とします)、いずれかの受益者もしくは団体の証券がファンドによって保有されている場合にかかる者との間で、金融、銀行その他の取引を締結もしくは実行すること、または当該取引に関与すること。受託会社の関係当事者は、かかる当事者間の関係のみを理由として、かかる契約または取引について説明する責任を負いません。ただし、受益者に対する受託会社の義務を常に遵守することを条件とします。
- (d) 受託会社の関係当事者が利害を有していると受託会社の関係当事者が知る限りにおいて、受託会社との間で、ファンドに関する上記以外の取引を行うこと。ただし、当該利害の性質が予め受託会社に開示されていることを条件とします。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更等

管理会社は定款の変更および管理会社の清算に関して株主総会の決議が必要です。

### (2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

### (3) 出資の状況

該当事項はありません。

### (4) 訴訟事件その他の重要事項

2026年3月31日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。また2026年3月31日前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間の定めはありません。ただし、株主総会の決議によって解散することができます。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) シーアイビーシー・カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド  
(CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited)

(「受託会社」)

資本金の額

2025年12月末現在、37,607,563米ドル(約5,779百万円)

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年1月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)によります。

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、存続する会社であり、2023年10月31日現在、9,760億カナダドルを超える資産を有する世界最大の銀行の1つであるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースが過半数の株式を保有する子会社です。

受託会社は1965年に設立され、銀行、信託および投資にわたる幅広いサービスを提供する、ケイマン諸島最大の完全統合型銀行および信託会社の1つです。その顧客には、ケイマン諸島内外の個人、企業およびその他機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)の規定に準拠して、適法に設立され、有効に存続し、かつ事業を行う免許を受けています。また受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)の規定に基づき、ミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターとしての免許もを受けています。

(2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

(「保管銀行」および「管理事務代行会社」)

資本金の額

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbHの資本金の額は、2025年12月末現在、109,368,445ユーロ(約20,054百万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年1月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.36円)によります。

事業の内容

ファンドの保管銀行および管理事務代行会社であったルクセンブルグみずほ信託銀行(以下「MHTBL」といいます。)は、2025年11月4日付で、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH(以下「SSBI」といいます。)に吸収合併されました。その結果、MHTBLのすべての権利および資産は、ルクセンブルグの法律に従って、SSBIルクセンブルク支店に直ちに帰属しました。よって、ファンドの保管銀行および管理事務代行会社としての業務は、SSBIルクセンブルク支店に承継されました。

SSBIルクセンブルク支店は、SSBIのルクセンブルク支店として、ルクセンブルグの商業・会社登記簿に登記番号B 148186で登録されています。SSBIは、ドイツの法律に基づき設立され存続する株式会社であり、登記上の事務所は、ミュンヘン80333、グリーンナー通り59にあり、ミュンヘンの裁判所の商業登記簿に登記番号HRB 42872で登録されています。



(2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店

(「保管銀行」および「管理事務代行会社」)

保管銀行

管理会社と受託会社は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店をファンドの資産の保管銀行に任命しています。

保管銀行は、受託会社から事前の承認を得ている場合を除き、ファンドへのまたはファンドからの投資対象の売却または購入において、実質的所有者として取引しないものとします。保管契約に含まれるいかなる規定も、保管銀行が受益証券の保有者となり、保管銀行が保管契約の当事者でなかった場合に保管銀行が有したであろう同一の権利をもって受益証券を保有し、処分し、その他取引することを妨げるものではなく、かつ保管銀行は、いかなる投資対象または類似の投資対象も、それがファンドの勘定で保有されるか否かにかかわらず、保管銀行の個々の勘定もしくは保管銀行の顧客の勘定で、当該投資対象を購入し、保有し、かつ取引することができます。上記の制限のみを除き、保管契約のいかなる条項も、保管銀行が受託会社または受益者との間で金融取引、銀行取引またはその他の取引の契約を締結し、またはこれらの取引を行うことを妨げるものではなく、かつ保管銀行は当該契約または取引に関与することができ、当該契約または取引より生ずるいかなる利益についても説明する責任を有しません。

受託会社は、保管契約に基づく保管銀行のその義務の履行に起因して発生したあらゆる種類の性質のすべての請求、訴訟、要求、損害、費用および損失に対して、ファンドの資産のみから保管銀行に補償しかつ保管銀行に損害を与えないものとします。ただし、それらが、保管銀行の故意の不履行、実際の詐欺行為または重過失に直接起因する場合はこの限りではありません。保管契約に基づき保管銀行に補償する受託会社の義務は、ファンドの資産からのみ支払われるものとします。

保管銀行は、受託会社に対するサービス提供会社であり、従って、保管銀行およびその受任者は、現行の英文目論見書の内容(保管銀行により提供された英文目論見書中の情報は除きます。)、ファンドの投資対象、ファンドの運用成績および各保管契約に定められる事項以外のその他の事項について責任を負いません。保管銀行も、その受任者も、現行の英文目論見書中のいかなる記載にも責任を負いません(ただし、保管銀行またはその関係会社に関する記載を除きます。)

管理事務代行会社

管理会社と受託会社は、ファンドの管理事務代行会社としてステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店を任命しています。

管理事務代行会社は、特に、純資産価額の計算、受益証券の申込みおよび買戻請求の取扱い、受益者名簿の維持管理、およびファンドの監査済財務書類の作成における監査人との連携に責任を有します。

管理事務代行会社は、ファンドに関するその職務のいかなる側面も、適切に資格を有する関係会社である類似の第三者に対して、管理事務代行会社が適切と考える条件に基づき委任する権利を有します。また、関係会社ではない第三者への委任は、受託会社または管理会社の書面による同意を得ることを条件としますが、かかる同意は不当に留保されることはないものとします。

管理事務代行会社は、管理事務代行会社自身の故意の不履行、実際の詐欺行為または重過失に起因する場合を除き、その理由の如何にかかわらず受託会社または管理会社が負担した一切の損失もしくは損害に対して責任を問われないものとします。加えて、管理事務代行会社はその義務の遂行において故意の不履行、実際の詐欺行為または重過失がない場合、管理事務代行会社は、常に、いかなる受任者の行為に起因する一切の損害、損失、費用もしくは経費に対しても責任を問われないものとします。

受託会社および管理会社は、管理事務代行契約の帰結として、または本書に記載する機能およびサービスの履行の結果として、管理事務代行会社に発生する(または管理事務代行会社に課される)訴訟、費用、経費、損害もしくは要求に対して、ファンドの資産のみから、随時、管理事務代行会社に補償し、かつ管理事務代行会社に損害を与えないことに合意しています。ただし、管理事務代行会社の故意の不履行、実際の詐欺行為または重過失の結果である場合はこの限りではありません。

(3) SBI岡三アセットマネジメント株式会社

(「投資運用会社」)

管理会社は、投資運用契約に基づき、ファンドの信託財産を構成するすべての資金およびその他資産の投資、ファンドの勘定で借入を行う権限の行使、受益証券の各クラスに関して分配の金額および時期を決定する権限、ファンドの信託財産によって付与されるすべての議決権の行使に関する管理会社のすべての機能、権限、裁量権、特権および義務を投資運用会社に委任しています(以下「運用業務」といいます)。

管理会社は、運用業務を履行する際に投資運用会社に対して課される、投資運用会社が負担するまたは投資運用会社に対して主張されるあらゆる種類もしくは性質のあらゆる負債、訴訟、法的手続き、請求、要求、経費もしくは費用について、ファンドの資産からのみ、投資運用会社に補償することに合意しています(ただし、投資運用会社の側の故意の不履行、悪意、実際の不正行為、重過失または義務の重大な見落としに起因する場合はこの限りではありません)。

(4) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

受益証券販売・買戻契約に基づき、日本における販売会社は、日本の実質受益者の申込みおよび買戻しの取扱いを行い、投資者への運用報告書等の送付を含む投資者に対する一定の顧客サービス業務を行います。

また、代行協会員契約に基づき、日本証券業協会(JSDA)の代行協会員として、目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券の1口当たり純資産価格の公表、決算報告書等の日本における販売会社への送付等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独の法律は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(改正済)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用者、投資顧問業者およびその他の業務提供者は、会社管理法(改正済)または地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。
- 1.2 多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立されたが、ケイマン諸島は当時連合王国の属領(現在は海外領土)で、為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、概して連合王国に籍を有する投資運用者または投資運用業者をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資運用業者が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社型ファンドおよびリミテッド・パートナーシップも設立された。
- 1.3 2025年12月31日現在、規制対象のオープンエンド型ミューチュアル・ファンドの数は、約12,876である。ミューチュアル・ファンドの資産総額または純資産額の正確な数値は詳らかではない。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

#### 2. ケイマン諸島における投資信託制度の説明

##### 2.1 ミューチュアル・ファンドの規制

- (a) 1993年に初めて制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型投資信託に対する規制および投資信託管理者に対する規制を定めている。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法の規制の対象ではないが、ケイマン諸島のプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」という。)の下で規制される。ミューチュアル・ファンド法の下での規制の責任を担うのは、金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設立された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)である(CIMAは、銀行、信託会社および保険会社も監督している)。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定の違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。さらに、金融庁法は、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則(改正済)(以下「反マネー・ロンダリング規則」という。)、ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法を含むケイマン諸島の一定の法律の違反に対して、CIMAに高額の罰金を科す権限を与えている。
- (b) ミューチュアル・ファンド(以下「投資信託」という場合がある。)とは、会社、ユニット・トラスト、有限責任会社もしくはパートナーシップで、投資リスクを分散しつつ、投資対象からの収益もしくは売買益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的または企図して投資者に買戻請求権がある受益証券を発行するものをいう。

### 3. ミューチュアル・ファンド法の下で規制を受ける投資信託の形態

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託は、CIMAに対して、目論見書に、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した概要書を添付して、CIMAの「Regulatory Enhanced Electronic Forms Submission (REEFS)」システムを通じて提出しなければならない。また、登録時および毎年約5,030米ドルの手数料を支払わなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有していること、投資信託を管理するのに十分な専門性と健全な評判を有する者が存在していること、かつファンドの業務および受益権の募集が適切な方法で行われることをCIMAが認めた場合には、免許が与えられる。投資信託の取締役(場合により受託者またはジェネラル・パートナー)ならびに業務提供者に関する詳細な情報が要求される。この方法は、有名かつ定評のある金融機関が設立計画推進者となっており、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者を選任しない投資信託に適している(下記第3.2(a)項参照)。

#### 3.2 管理投資信託

(a) この場合、投資信託は、ケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。目論見書に、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した所定の様式を添付して、REEFSシステムを通じてCIMAに提出しなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託を管理するのに十分な専門性と健全な評判を有する者が存在していること、かつ投資信託の業務および受益権の募集が適切な方法で行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された(またはその他CIMAにより規制される)国または領土において設立または設定されていることを確保することが要求される。当初手数料および年間手数料は約5,030米ドルである。登録時に、365.85米ドルの管理手数料も支払わなければならない。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはその設立計画推進者、取締役、受託者もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反している、または支払不能に陥る可能性がある、またはその債権者もしくは投資者を害する方法で行動していると信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

#### 3.3 登録投資信託(第4(3)条投資信託)

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
- ( ) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
  - ( ) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
  - ( ) 投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであり、マスター・ファンドの受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記( )および( )の投資信託は、CIMAに対して、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をREEFSを通じて届け出なければならない。かつ5,030米ドルの当初手数料と年間手数料および登録時に支払義務のある365.85米ドルの管理手数料を支払わなければならない。
- (c) 上記( )の投資信託で販売用書類が存在しない場合、投資信託は、CIMAに対して、当該投資信託、その各フィーダー・ファンドおよび業務提供者の一定の詳細内容をREEFSを通じて届け出なければならない。かつ3,750米ドルの当初手数料と年間手数料を支払わなければならない。また登録時に、365.85米ドルの管理手数料を支払わなければならない。ミューチュアル・ファンドは、マスター・ファンドを次のように定義している。マスター・ファンドとは、ケイマン諸島で設立または設定され、一人以上の投資家に株式を発行し、規制されたフィーダー・ファンドの投資戦略全般を実行することを主な目的として投資を保有しかつ取引活動を行い、直接またはマスター・ファンドに投資するために設立された仲介機関を通じて一つ以上の規制されたフィーダー・ファンドを有し、銀行および信託会社法(改正済)、保険法(改正済)に基づくライセンスを取得していない、

またはビルディング・ソサエティ法(改正済)もしくはフレンドリー・ソサエティ法(改正済)の下で登録されていない投資信託をいう。

### 3.4 限定投資者投資信託(第4(4)条投資信託)

- (a) 規制投資信託の第四の類型は、限定投資者投資信託である。第4(3)条投資信託とは異なり、限定投資者投資信託には、一投資者当たり100,000米ドルの最低投資額の要件はないが、限定投資者投資信託の投資者の数は15名を超えることはできず、また、かかる投資者の過半数は、投資信託の運営者を任命もしくは解任できなければならない。
- (b) 限定投資者投資信託は、以下を履行することによってCIMAに登録することが要求される。( )投資者の過半数が投資信託の運営者を任命もしくは解任できる旨を規定している投資信託の設立書類の認証付写しを提出すること、( )目論見書(Offering Memorandum)/募集要項/販売用資料を含むその他要求される情報をREEFSを通じて提出すること、および( )年間登録手数料5,030米ドルを支払うこと。

### 3.5 投資信託の継続的要件

- (a) いずれの規制投資信託(規制されるマスター・ファンドおよび限定投資者投資信託を除く)も、受益権についてすべての重要な事項を記載し、投資希望者が(投資するか否かにかかわらず)十分な情報を得た上で意思決定できるようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない(CIMAが免除した場合はこの限りではない)。かかる目論見書には、CIMAの「販売用書類の内容に関する規則」に定められる情報が記載されなければならない。さらに、虚偽記載に関する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集する場合、重要な変更、例えば、取締役、ジェネラル・パートナー、受託者、投資信託管理者、監査人等の変更、が生じた場合には改訂目論見書を提出する義務がある。
- (b) CIMAの「2020年7月付規則 - 資産価額の計算 - 規制投資信託」(以下「NAV計算規則」という。)に従い、各規制投資信託は、その純資産価額を計算するためのプライシング・評価の実務、方針および手続きを定めた純資産価額計算ポリシー(以下「NAV計算ポリシー」という。)を定めなければならない。NAV計算ポリシーは、NAV計算規則の要求事項を満たしていなければならない。NAV計算ポリシーは公正、完全、中立であり、重要な誤謬がなく、検証可能であることが確保されていなければならない。NAV計算ポリシーは文書化され、ファンドの目論見書に開示されなければならない。
- (c) すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算日から6か月以内に監査済財務書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託の財務書類の監査を遂行する過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは以下のいずれかに該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し直ちに書面で通知する法的義務を負っている。
  - ( ) その義務を期日までに履行できない、または履行できない可能性がある場合
  - ( ) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で事業を行っているもしくは行うことを企図している、または任意にその事業を解散しようとしている場合
  - ( ) 財務書類の適正な監査が行えるような十分な会計記録を維持せずに事業を行っているもしくは行うことを企図している場合
  - ( ) 欺罔的または犯罪的な行為により事業を行っているまたは行うことを企図している場合
  - ( ) ミューチュアル・ファンド法およびその関係法令規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則または投資信託免許の条件を遵守せずに事業を行っているもしくは行うことを企図している場合

- 3.6 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所の変更またはその受託者の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

- 3.7 CIMAは、「ミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドのコーポレート・ガバナンスに関するガイドライン書面」を公表しており、これは、規制対象ミューチュアル・ファンドの健全かつ慎重なガバナンスについて最低限期待される事項についてのガイドラインを定めたものであり、規制対象ミューチュアル・ファンドの運営にかかわるすべての者（例えば、信託として設立されたミューチュアル・ファンドの場合は受託者）は、規制対象ミューチュアル・ファンドの運営において遵守することが期待されている。CIMAの「規制対象事業体のコーポレート・ガバナンスに関する規則」は、CIMAの規制対象となる事業体（ミューチュアル・ファンドを含む）のコーポレート・ガバナンスに関して個別的な追加規則を定めている。
- 3.8 投資信託（年次報告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、規制投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な報告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。報告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から監査人が受領した各報告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された報告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。
- 3.9 投資信託管理者
- (a) 免許には、「無制限投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの種類がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上すべての支配を含む投資信託のmanagementまたはadministrationを行うこと、投資信託に対して主たる事務所を提供すること、もしくは（会社であるかユニット・トラストであるかに応じて）当該投資信託の受託者または取締役を提供することとして定義される。
- (b) いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつその業務は、取締役（または場合によりマネージャーもしくはオフィサー）として適格かつ適正な者により管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事項を証明しかつその所有者および財務構造ならびにその取締役とオフィサーのすべてを記載した詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。投資信託管理者は、最低約50万米ドルの純資産を有していることが要求される。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者（制限的投資信託管理者を除く）は、ケイマン諸島においてケイマン諸島の居住者である2名の個人またはケイマン諸島で設立された法人を代理人とする本店を有している必要があり、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。制限的投資信託管理者の免許を有している事業体は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- (c) 投資信託管理者の責任は、第一に、受諾可能な投資信託にのみ主たる事務所を提供し、CIMAに対しかかるすべての投資信託を通知すること、第二に、上記第3.2(a)項に記載する状況においてCIMAに通知する法的義務を遵守することである。
- (d) 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許を受けた規制投資信託に関し管理者として行為することができる。この類型には、ケイマン諸島において投資信託運用会社を設立した投資信託設立推進者が関連する一連のファミリー・ファンドを管理することが認められる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが認められていない。よって、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第3.4項参照）に基づき規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- (e) 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならない。決算日から6か月以内にCIMAに対し監査済財務書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の財務書類の監査を遂行する過程で、投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したと

きまたは以下のいずれかに該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- ( ) その義務を期日までに履行できない、または履行できない可能性がある場合
- ( ) その投資者または債権者を害するような方法で事業を行っているもしくは行うことを企図している、または任意にその事業を解散しようとしている場合
- ( ) 財務書類の適正な監査が行えるような十分な会計記録を維持せずに事業を行っているもしくは行うことを企図している場合
- ( ) 欺罔的または犯罪的な行為により事業を行っているまたは行うことを企図している場合
- ( ) ミューチュアル・ファンド法およびその関係法令規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則または投資信託免許の条件を遵守せずに事業を行っているもしくは行うことを企図している場合

3.10 CIMAは、投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証やその他十分な財務支援を提供することを要求することもできる。

3.11 投資信託管理者の株主、取締役または上級役員の変更についてはCIMAの承認が要求される。

#### 4. ケイマン諸島における投資信託の形態別の構造の概要

4.1 ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的形態は以下のとおりである。

##### 4.2 非課税会社

4.3 これまでのところ、最も一般的に用いられる投資信託の形態は、会社法(改正済)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的な有限責任会社である。時には、保証有限責任会社も用いられる。非課税会社は、投資信託にしばしば用いられる形態であり、以下の特性を有する。

- ( a ) 設立手続は、会社の設立書(会社の目的、登記上の事務所、授權株式資本、株式買戻規定、および内部統治を記載した基本定款および付属定款)を作成し、出資者が基本定款に署名を行い、これに出資者により署名された短い法的宣誓書を添えて、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することにより行われる。
- ( b ) 存続期間が限定される会社 - 存続期間が限定される特徴を有する会社型のファンドビークルを設立することは可能である。
- ( d ) 会社が登記された場合、会社法に基づき課される主な要件は、以下のとおり要約される。
  - ( ) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役および役員の名簿は、登記上の事務所で維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 会社の財産について設定されている担保権等の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所において維持されなければならない、かつ、希望すればその他の法域において維持することができる。
  - ( ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持されなければならない。
  - ( ) 会社は、会社の状態を真正かつ公正に表示し、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿および記録を維持しなければならない。
  - ( ) 会社は、取締役会を有しなければならない。各取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、就中、相当の注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行わなければならない
  - ( ) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
  - ( ) 無額面株式の発行が認められる。
  - ( ) 償還可能株式のクラスの発行が認められる。
  - ( ) 株式の買戻しも認められる。

- 4.4 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本金から全額払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- 4.5 会社の払込剰余金勘定からも利益からも配当金もしくは分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から配当金もしくは分配金を支払う場合、取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができること(すなわち支払能力を有すること)を確保しなければならない。
- 4.6 会社は、最大30年間将来の税金が賦課されない旨の約束を取得することができる(さらに10年間の延長が可能である)。
- 4.7 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を開始する場合は、会社登記官に通知しなければならない。
- 4.8 会社は、毎年、会社登記官に対して、年次法定宣誓書を提出し、年次手数料を支払わなければならない。
- 4.9 非課税ユニット・トラスト(契約型投資信託)
- (a) ユニット・トラストは、(例えば、課税上または規制上の理由により)ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的である法域の投資者のためにしばしば用いられてきた。
  - (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき、受益者のために信託財産に対する信託を宣言する受託者によって設定される。また、投資運用者が、信託を設立するための信託証書に基づく権利、義務および責任を有する当事者となることが一般的になっている。
  - (c) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法および判例法の相当部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、受託者は、一般的に受託者として当該資金を保有するが、当該資金は、受益者としての投資者の利益のために投資運用会社によって運用される。信託証書に別段の定めがない限り、各受益者は、トラストの資産に対する持分比率に応じて権利を有する。
  - (d) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明責任を有する。受託者の機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
  - (e) 大部分のユニット・トラストは、信託法(改正済)に基づき、「非課税信託」として、信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、(一定の限定的な場合を除き)ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所を有する受益者が存在しない旨の宣言書が、登録手数料とともに、信託登記官に提出される。
  - (f) 受託者は、最長50年間、将来の税金が課されない旨の約束を取得することができる。
  - (g) 非課税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 4.10 非課税リミテッド・パートナーシップ
- (a) 非課税リミテッド・パートナーシップは、一般的に、ベンチャー・キャピタル・ファンドまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて用いられるが、投資信託ビークルとしても用いられる。
  - (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において適用されている概念に類似している。それは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づく法主体である。ケイマン諸島の非課税リミテッド・パートナーシップ法(改正済)は、他の法域のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を取り入れている。
  - (c) 非課税リミテッド・パートナーシップは、一もしくは複数のジェネラル・パートナー(その一つは、ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島で登記または設立されたものでなければなら

い。)とリミテッド・パートナーが非課税リミテッド・パートナーシップ契約を締結し、非課税リミテッド・パートナーシップ法(改正済)に基づき登録されることによって設立される。登録は、ジェネラル・パートナーが非課税リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、非課税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)を除き、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ジェネラル・パートナーは、誠実に、かつ、非課税パートナーシップ契約に別段の明示的な規定がある場合を除き、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、一般的なパートナーシップ法が、例えば、衡平法上およびコモンロー法上の規則およびパートナーシップ法(改正済)に基づき適用される。

(f) 非課税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

( ) ケイマン諸島に登記上の事務所を維持すること。

( ) リミテッド・パートナーの登録簿(その名称および所在地ならびにリミテッド・パートナーになった日を含む)を維持すること。

( ) 各リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに各リミテッド・パートナーの出資金の全部もしくは一部の払戻しに当る支払金の額と支払日を含む出資の記録を維持すること。

( ) 各リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップ持分に設定された抵当権に関する詳細な内容を記載した抵当権登録簿を維持すること。

4.11 パートナーシップ契約を条件として、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財政状態に関する完全な情報を求める権利を有する。

4.12 非課税リミテッド・パートナーシップは、50年間、ケイマン諸島において将来の税金が課せられない旨の約束を得ることができる。

4.13 非課税リミテッド・パートナーシップは、登録された内容に変更が生じた場合および解散する場合は、リミテッド・パートナーシップ登記官に通知しなければならない。

4.14 非課税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定報告書を提出し、かつ年次手数料を支払わなければならない。

## 5. ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンドの準拠法令

5.1 ミューチュアル・ファンド法および金融庁法に基づくCIMAによる規制投資信託の規制と監督

5.2 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対してその財務書類の監査を受けるように指示し、かつCIMAが指定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

5.3 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役会、受託者またはジェネラル・パートナー)は、上記5.2項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されることを確保するものとし、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金と、所定の期間経過後に規制投資信託が当該指示を遵守していない間は1日当り609.75米ドルが科せられる。

5.4 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を履行するために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

5.5 上記5.4項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ有罪判決に基づき121,951.21米ドルの罰金が科される。

- 5.6 上記5.4項に従って情報または説明を提供する者は、それが虚偽であるか誤解を招くものであることを知っている場合(または合理的に知っているはずである場合)には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、有罪判決に基づき121,951.21米ドルの罰金が科される。
- 5.7 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、投資信託の投資者の資産を保全するために適切と考える命令をグランドコートに申請することができ、グランドコートはかかる命令を付与する権限を有している。
- 5.8 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当すると認める場合、下記5.9項に記載するいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を期日に履行できないか、履行できない可能性がある場合
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害する方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散しようとしている場合
  - (c) 免許投資信託である規制投資信託が、その投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
  - (d) 規制投資信託の経営および管理が適切かつ適正な方法で行われていない場合
  - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位に就任する者として適切かつ適正な者ではない場合
- 5.9 上記5.8項に言及した事由が発生したかまたは発生する可能性があるかについてCIMAが警戒できるように、CIMAは、規制投資信託が以下を履行していない場合にはその理由について直ちに質問し確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して与えた指示に従って投資信託の名称を変更すること
  - (b) 投資信託の財務書類を監査させるか、監査済財務書類をCIMAに提出すること
  - (c) 所定の年次免許手数料または年次登録手数料を支払うこと
  - (d) CIMAからの指示を受けたときに、投資信託の財務書類を監査させるか、または監査済財務書類をCIMAに提出すること
- 5.10 上記5.8項の目的のため、CIMAは、規制投資信託に関して以下の措置を講じることができる。
- (a) 投資信託のミューチュアル・ファンド法に基づく免許または登録を取り消すこと
  - (b) 投資信託に条件または追加の条件を課すこと、かつ当該条件を改定するか取消すこと
  - (c) 投資信託の設立計画推進者または運営者の入替えを要求すること
  - (d) 投資信託の業務の適正な遂行について投資信託に助言する者を任命すること
  - (e) 投資信託の業務の管理を承継する者を任命すること
- 5.11 CIMAが上記5.10(c)項の措置を取った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を講じる命令をグランドコートに対して申請し、その後、同項に定めるその他の措置を講じることができる。
- 5.12 CIMAは、必要または適切であると考えられる場合かつ実務上可能である場合は、CIMAが投資信託に関して行っている措置または行おうとしている措置について、投資信託の投資者に知らせるものとする。
- 5.13 上記5.10(d)項または5.10(e)項に従って任命された者は、当該投資信託の費用負担により任命されるものとする。その任命によりCIMAに発生した費用は、当該投資信託がCIMAに対して支払義務を負う金額とする。
- 5.14 上記5.10(e)項に従って任命された者は、運営者を排除して、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために投資信託の業務を管理するために必要なすべての権限を有する。
- 5.15 上記5.14項に記載する権限は、投資信託の業務を終了させる権限も含むものとする。
- 5.16 上記5.10(d)項または5.10(e)項に従って投資信託に関し任命された者は、以下を行うものとする。
- (a) CIMAから要求されたときは、投資信託に関してCIMAが指定する情報をCIMAに対して提供すること。

- (b) 就任後3か月以内またはCIMAが定めるその他の期間内に、当該投資信託の業務に関する報告書(適切な場合は勧告を含む)を作成して、CIMAに提出すること。
- (c) 上記(b)項の報告書を提出後もその任命が終了していない場合、その後も、CIMAが指定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供すること。
- 5.17 上記5.10(d)項または5.10(e)項に従い投資信託に関して任命された者が、上記5.16項の義務を遵守しない場合、または当該投資信託に関するその義務を十分に履行していないとCIMAが考える場合、CIMAは、当該任命を取り消して、その後任に他の者を任命することができる。
- 5.18 投資信託に関する上記5.16項の情報または報告を受領した場合、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが指定する方法で投資信託の業務を再編することを投資信託に要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条に従い、同法に従って同社を解散させる命令をグランドコートに対して申請すること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラスト(契約型投資信託)の場合、受託者に投資信託を解散させるよう指示する命令をグランドコートに申請すること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令をグランドコートに申請すること
- (e) 上記5.10(d)項または5.10(e)項に従い任命された者の任命または任命の継続に関して、適切と考える措置を講じることができる。
- 5.19 CIMAが上記5.18項の措置を講じる場合、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するためにCIMAが必要と考えるその他の措置を講じるための命令をグランドコートに申請することができ、同項または上記5.10項に定めたその他の措置をとることができる。
- 5.20 規制投資信託がケイマン諸島の法律に準拠して設立されたパートナーシップの場合でCIMAが上記5.10(a)項に従い投資信託の免許を取り消す場合、当該パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 5.21 グランドコートが上記5.18(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を下す場合、グランドコートは、受託者に対して、当該投資信託の資産から適切と認める補償を受ける権利を付与することができる。
- 5.22 CIMAは、ミューチュアル・ファンドが、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法および反マネー・ロンダリング規則を含む一定の規制法令および規則の規定に違反した場合に、ミューチュアル・ファンドに対して、また当該違反に同意または共謀した、または当該違反がその懈怠により発生したことが証明されたミューチュアル・ファンドの取締役(または他の運営者、例えば受託者)もしくは役員に対して、多額の行政上の罰金を科す裁量権を有している。
- 5.23 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、いつでも、投資信託が業務を行うことを停止したかまたは停止を企図している場合または自発的な解散に入ったか解散されるものと認めたときは、投資信託の免許または登録をいつでも取り消すことができる。
- 5.24 CIMAは、合理的な時点でいつでも、以下の者に対して書面で通知し、
- (a) 規制法に基づき規制される者(金融庁法に定義される)
- (b) 関係当事者
- (c) CIMAが行う調査に関係する情報を有していると合理的に考えられる者
- 以下を要求することができる。
- (a) 特定の情報または特定の記述の情報を提供すること
- (b) 特定の書類または特定の記述の書類を作成すること
- 5.25 金融庁法に従って、海外の規制当局からの要請に対して支援を提供する必要があるとCIMAが認める場合、CIMAは、以下の者に対して書面で通知し、
- (a) 規制法に基づき規制される者
- (b) 関係当事者

- (c) 規制法に基づき規制の対象となる活動に従事している者
  - (d) CIMAが行う調査に係る情報を有していると合理的に考えられる者
- 指定する期間内に以下を要求することができる。
- (a) 当該要請に係る調査に係る事項に関して、特定の情報または特定の記述の情報をCIMAに提供すること
  - (b) 当該調査に関する特定の書類または特定の記述の書類を作成すること
  - (c) 当該調査に関してCIMAが書面に指定する支援をCIMAに提供すること
- 5.26 ある者が上記5.24項の要求または上記5.25項の指示に対して、当該要求または当該指示の日から3日以内に(またはCIMAが認めるこれより長い期間内に)これに従わなかった場合、CIMAは、裁判所に対して、かかる者に当該要求または指示に従うことを要求する命令を申請することができる。
- 5.27 上記5.24項の要求または上記5.25項の指示に関して、CIMAがある者を宣誓の下で調査する必要があると判断した場合、CIMAは、略式裁判所に対して、かかる者の裁判所による調査と、当該審査結果のCIMAへの送付を申請することができる。
- 5.28 裁判所は、上記5.27項の申請をその受領後7日以内に処理し、当該審査日後14日以内に、CIMAに対して当該調査結果を送付するものとする。
- 5.29 上記5.24項または上記5.25項に基づき書類が作成される場合、CIMAは、その写しまたはその抜粋の写しを取ることができる。
- 5.30 裁判手続において法律上の専門家秘匿特権を理由として情報の開示や文書の提出を拒むことができる場合には、その者は情報を開示したり文書を提出したりする義務を負わない。ただし、弁護士は、その依頼人または本人の氏名および住所を提供するよう求められる場合がある。
- 5.31 正当な理由なく以下を行う者は違反を犯したことになり、略式起訴で有罪となった場合は12,195.21米ドルの罰金、起訴で有罪となった場合は121,951.21米ドルの罰金が科される。また、有罪判決後も違反が継続した場合、その者はさらに違反を犯したことになり、違反が継続する1日ごとに12,195.21米ドルの罰金が科される。
- (a) 上記5.24項のCIMAの要求または上記5.25項の指示に従わなかった場合
  - (b) 上記5.24項または上記5.25項の規定を回避する意図をもって、書類を破棄し、損傷を与え、隠蔽し、除去した場合
  - (c) 上記5.24項または上記5.25項に従って行われたCIMAによる調査を意図的に妨害した場合
- 5.32 法人が5.24項および5.25項に違反した場合で、当該違反が、当該法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他類似の役員またはかかる資格において行為していると見なされる者の同意または共謀により行われたこと、またはかかる者の側の怠慢に起因することが証明された場合、かかる者および当該法人は有罪となり、当該違反の罪に対して法的手続きの対象となり、相応の処罰を受ける。
- 5.33 法人の業務がそのメンバーによって管理されている場合、上記5.32項は、当該メンバーが当該法人の取締役であるものとして、当該メンバーの管理機能に関するメンバーの行為および不履行に関して適用されるものとする。
- 5.34 ある者が上記5.24項の要求、上記5.25項の指示または上記5.26項の命令に従う場合、または上記5.28項の証拠を提供する場合、かかる遵守は、いかなる法律による(またはいかなる法律の下における)情報開示制限の違反ともみなされず、いかなる民事責任も問われないものとする。
- 5.35 CIMAは、一定の場合および海外の規制当局の求めに応じて支援を提供すべきであるとCIMAが認めた時は、以下を行うことができる。
- (a) 適格な者に対して、その協力権限のいずれかを行使する権限を付与すること
  - (b) その協力権限を行使するに当たって警察長官の支援を求めること
- 5.36 上記5.35項に従って支援を求める場合または権限を付与する場合は、以下の調査の目的の場合に限るものとする。
- (a) CIMAが指定した者の業務、または当該業務の側面

(b) CIMAが指定した事項

かかる者またはかかる事項は、海外の規制当局によって(または海外の規制当局のために)遂行される調査の対象となっていることを条件とする。

- 5.37 いかなる者も、上記5.35項に基づく授權により権限を行使する者が要求された場合にその者の権限の証拠を提示しない場合は、その者によって課される要求事項に従うことを強制されないものとする。
- 5.38 CIMAが上記5.35項に従って支援を求めるまたは授權する場合、当該支援または授權は、CIMAが決定する方法で提供または行使されるものとし、CIMAがある者に授權する場合、授權された者は、当該授權の行使およびその行使の結果についてCIMAが要求する方法に従って、CIMAに報告を行うものとする。
- 5.39 投資信託の取締役の登録および免許
- 5.40 取締役登録・免許法(改正済)(以下「DRLA」という。)に基づき、ミューチュアル・ファンド法の下で規制される投資信託(以下「対象事業体」という。)のすべての取締役は、(a)当該取締役が20以上の対象事業体の取締役になっているか、または(b)法人取締役である場合、一定の例外を除き、( )CIMAに登録するか、( )CIMAから免許を受けなければならない。また、各場合において、適切な登録手数料または免許手数料を支払わなければならない。
- 5.41 DRLAは、現在、パートナーシップまたはユニット・トラストである対象事業体には適用されない。
- 5.42 登録取締役は、プロフェッショナル取締役の分類に属さない自然人を指す。登録取締役は、DRLAに基づき登録することが要求される。
- 5.43 プロフェッショナル取締役は、20以上の個別の対象事業体の取締役に任命されている自然人を指す。プロフェッショナル取締役は、免除されている場合を除き、DRLAに基づき免許を取得することが要求される。免除されている場合、プロフェッショナル取締役は、免許を申請する代わりに、DRLAに基づき登録する資格を有する。
- 5.44 法人取締役は、対象事業体の取締役に任命された法人を指す。法人取締役は、企業管理免許またはミューチュアル・ファンド管理者免許を保有している場合を除き、免許を取得することが要求される(上記のプロフェッショナル取締役についての説明に同じ)。さらに、その他一定の登録要件が適用される場合がある。
- 5.45 プロフェッショナル取締役と法人取締役は、承認されている保険会社、すなわち保険法(改正済)に基き免許を受けている保険会社またはCIMAが認めるその他の保険会社、による最低限の保険に加入していなければならない。
- 5.46 投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督
- 5.47 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して、その財務書類の監査を受け、CIMAが指定する合理的期間内にCIMAに提出するよう指示することができる。
- 5.48 免許投資信託管理者は、上記5.47項に従って受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ有罪判決に基づき、12,195.21米ドルの罰金ならびに所定の期間を過ぎても免許投資信託管理者が指示に従わない場合は当該期間の経過後一日につき609.75米ドルの罰金が科される。
- 5.49 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者としての業務を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に指示して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を履行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに提供させることができる。
- 5.50 上記5.49項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、有罪判決に基づき121,951.21米ドルの罰金が科される。
- 5.51 上記5.49項に従って情報または説明を提供する者は、それが虚偽であるか誤解を招くものであることを知っている場合(または合理的に知っているはずである場合)には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、有罪判決に基づき121,951.21米ドルの罰金が科される。
- 5.52 (a) ある者が投資信託管理者として行為しているまたは事業を行っており、(b)かかる者がミューチュアル・ファンド法に違反してそのように行っている場合、

- 5.53 CIMAは、当該投資信託管理者によって管理される投資信託の投資者の資産を保全するために適切と考える命令をグランドコートに申請することができ、グランドコートはかかる命令を付与する権限を有している。
- 5.54 CIMAは、以下のいずれかに該当すると認めた場合、下記5.56項に記載する措置を講じることができる。
- ( a ) 免許投資信託管理者がその義務を期日に履行できないか、履行できない可能性がある場合
  - ( b ) 免許投資信託管理者がその管理するいずれかの投資信託の投資者または管理者の債権者もしくは当該投資信託の債権者を害する方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその投資信託管理事業体を解散しようとしている場合
  - ( c ) 免許投資信託管理者が、その投資信託管理者免許の条件を遵守せずに投資信託管理業務を行っているか、行おうとしている場合
  - ( d ) 免許投資信託管理者の経営および管理が適切かつ適正な方法で行われていない場合
  - ( e ) 免許投資信託管理者の取締役、マネージャーまたは役員に就任している者が、各役職に就任する者として適切かつ適正な者ではない場合
  - ( f ) 免許投資信託管理事業体を支配する者または所有する者が、かかる支配を行う者またはかかる所有者として適切かつ適正な者ではない場合
- 5.55 上記5.54項に言及した事由が発生したかまたは発生する可能性があるかについてCIMAが警戒できるように、CIMAは、以下に該当する場合には、その理由について直ちに質問し確認するものとする。
- ( a ) 免許投資信託管理者が以下を履行していない場合、
    - ( ) 規制投資信託への主たる事務所の提供の開始をCIMAに通知すること、規制投資信託に関する所定の年次手数料またはその所定の手数料を支払うこと
    - ( ) CIMAの指示に従い、保証またはその他の財務上の支援を提供すること、または純資産額を引き上げること
    - ( ) 投資信託または投資信託の設立計画推進者または運営者に関して満足していること
    - ( ) CIMAに対して、規制投資信託に関する事項について書面による通知を行うこと
    - ( ) CIMAの指示に従い、名称を変更すること
    - ( ) その財務書類について監査を受け、CIMAに対して監査済財務書類を送付すること
    - ( ) 少なくとも2名の取締役を有すること
    - ( ) CIMAから指示されたときに、その財務書類について監査を受け、かつ監査済財務書類をCIMAに提出すること
    - ( ) CIMAの承認を得ることなく、管理者が株式を発行すること
    - ( ) CIMAの書面による承認を得ることなく、管理者の取締役もしくは類似の上級役員またはジェネラル・パートナーを任命すること
    - ( ) CIMAの承認を得ることなく、管理者の株式が処分されるか取り扱われること
- 5.56 上記5.54項の目的のため、CIMAは、免許投資信託管理者に関して以下の措置を講じることができる。
- ( a ) 投資信託管理者の免許に条件または追加の条件を課すこと、かつ当該条件を改定するか取消すこと
  - ( b ) 投資信託管理者の取締役もしくは類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの入替えを要求すること
  - ( c ) 投資信託管理業務の適正な遂行について管理者に助言する者を任命すること
  - ( d ) 投資信託管理に関する管理者の業務を承継する者を任命すること
  - ( e ) 当該投資信託管理者が保有する投資信託管理者の免許を取り消すこと
- 5.57 CIMAが上記5.56項の措置を取った場合、CIMAは、当該管理者が管理する投資信託の投資者ならびに管理者の債権者もしくは当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を講じる命令をグランドコートに対して申請することができる。

- 5.58 上記5.56(c)項または5.56(d)項に従って任命された者は、当該管理者の費用負担により任命されるものとする。その任命によりCIMAに発生した費用は、当該管理者がCIMAに対して支払義務を負う金額とする。
- 5.59 上記5.56(d)項に従って任命された者は、その他の者を排除して(ただし、清算人もしくは管財人を除く)、当該管理者が管理する投資信託の投資者ならびに管理者の債権者もしくは当該投資信託の債権者の最善の利益のために投資信託管理に関する管理者の業務を管理するために必要なすべての権限を有する。
- 5.60 上記5.59項に記載する権限は、投資信託の管理に関連する限りにおいて、当該管理者の業務を終了させる権限も含むものとする。
- 5.61 上記5.66(c)項または5.66(d)項に従って免許投資信託管理者に関し任命された者は、以下を行うものとする。
- (a) CIMAから要求されたときは、当該管理者の投資信託の管理に関してCIMAが指定する情報をCIMAに対して提供すること。
  - (b) 就任後3か月以内またはCIMAが定めるその他の期間内に、当該管理者の投資信託の管理に関する報告書(適切な場合は勧告を含む)を作成して、CIMAに提出すること。
  - (c) 上記(b)項の報告書の提出後もその任命が終了していない場合、その後も、CIMAが指定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供すること。
- 5.62 上記5.56(c)項または5.56(d)項に従い投資信託に関して任命された者が、
- (a) 上記5.16項の義務を遵守しない場合、または
  - (b) 当該投資信託管理者に関するその義務を十分に履行していないとCIMAが考える場合、CIMAは、当該任命を取り消して、その後任に他の者を任命することができる。
- 5.63 免許投資信託管理者に関する上記5.61項の情報または報告を受領した場合、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが指定する方法で当該管理者の業務を再編することを当該管理者に要求すること
  - (b) 当該管理者が会社の場合、会社法(改正済)の第94(4)条に従い、同法に従って同社を解散させる命令をグランドコートに対して申請すること
  - (c) 上記5.56(c)項または5.56(d)項に従い任命された者の任命に関して、適切と考える措置を講じることができる。
- 5.64 CIMAが上記5.63項の措置を講じる場合、当該管理者が管理する投資信託の投資者ならびに管理者の債権者もしくは当該投資信託の債権者の利益を保護するためにCIMAが必要と考えるその他の措置を講じるための命令をグランドコートに申請することができる。
- 5.65 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下に該当すると認めた場合には、投資信託管理者の免許をいつでも取り消すことができる。
- (a) 当該免許の保有者が投資信託管理者としての業務を行うことを停止したかまたは停止を企図している場合、または
  - (b) 当該免許の保有者が清算手続きに入ったか解散される場合
- 5.66 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律に準拠して設立されたパートナーシップの場合でCIMAが上記5.10項に従いその投資信託管理者の免許を取り消す場合、当該パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 5.67 投資信託管理者が信託会社の場合で、例えば、投資信託の受託者として行為している場合、当該投資信託管理者は、銀行・信託会社法の下でもCIMAによって規制され監督される。かかる規制と監督の内容はミューチュアル・ファンド法に基づくものと概ね同じである。
- 5.68 ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的執行
- 5.69 治安判事(マジストレート)が、CIMAまたは警部(インスペクター)以上の階級の警察官によって提出された申請に基づき、ある特定の場所でミューチュアル・ファンド法に違反する行為が行われた(また

は行われている、または行われようとしている)と疑う合理的な理由があると認めた場合、治安判事は、CIMAまたは警察官に対して、ならびにCIMAまたは警察官が合理的に支援を受ける必要がある人々に対して、以下を許可する令状を発行することができる

- (a) その場所に立ち入ること(必要な場合は力を用いて)
- (b) その場所またはその場所にいる他の者を捜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存または隠蔽されている可能性のある場所を力で開けて捜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法に違反する行為が行われた(または行われている、または行われようとしている)ことを示唆する記録を押収し、誰も干渉できないように保管すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法に違反する行為が行われた(または行われている、または行われようとしている)ことを示唆する記録を調べ、写しをとること。もし、それが実行不可能である場合は、かかる記録を持ち帰るか、CIMAに引き渡すこと

5.70 CIMAによって記録が持ち帰られるか、記録がCIMAに引き渡された場合、CIMAは、当該記録を調査し、その写しや抜粋を取るために必要な期間これを保持することができるが、その後は、元の場所に返還するものとする。

5.71 いかなる者も、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づきその権限を行使する際にそれを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、有罪判決に基づき243,902.43米ドルの罰金が科される。

#### 5.72 金融庁法に基づくCIMAによる開示

5.73 金融庁法に従って、CIMAの取締役、オフィサー、従業員、代理人または顧問人は、以下に関する情報を開示することができる。

- (a) CIMAに関する事項
- (b) 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請
- (c) 規制法に基づき免許を保有している者に関する事項(ビルディング・ソサエティまたはクレジット・ユニオンを含む)
- (d) 免許保有者によって管理される会社または投資信託の顧客、メンバー、依頼者または被保険者に関する事項
- (e) 海外の規制当局との間で共有される情報またはそれに関連する通信
- (f) 以下を条件として、金融庁法もしくはその他の法律に基づくその職務の過程で、またはCIMAの機能を執行する過程で取得した情報
  - ( ) 秘密情報開示法(改正済)に基づき、ケイマン諸島の管轄裁判所により合法的に要求されるか、認められる場合
  - ( ) CIMAが金融庁法またはその関係法令により付与された職務を実行するに当たってCIMAを援助するため
  - ( ) 免許を受けた者、または免許を受けた者の顧客、依頼者、被保険者、または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託に関する事項については、免許を受けた者、顧客、依頼者、被保険者、会社もしくは投資信託の自発的な同意により授権されている場合
  - ( ) 総督が金融庁法またはその他関係規則により付与された機能を執行することを可能にするため、またはそれに関し総督を補助するため、またはCIMAがミューチュアル・ファンド法またはその他の法律に基づきその機能を執行する際の総督とCIMAとの間の交渉に関連する場合
  - ( ) 開示される情報が、その他のソースで公衆に開示される場合またはすでに開示されている場合
  - ( ) 開示される情報が、当該情報に関係する免許を受けた者、または免許を受けた者の顧客、依頼人もしくは被保険者、または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託の身元が明かされないような方法で表示された要約もしくは統計による場合
  - ( ) 以下に対する合法的な開示

- (A) 刑事訴訟の提起を見込んで、または刑事訴訟の目的で、ケイマン諸島の司法長官または法執行機関に対する開示
- (B) 反マネー・ロンダリング規則(改正済)に基づき、いずれかの者に対して行われる開示
- (C) 下記( ) (C)項に基づき海外の規制当局に対して適法に行われる開示
- ( ) 以下に関する訴訟の目的で行われる開示
  - (A) 免許を受けた者の解散
  - (B) 免許を受けた者の管財人の任命または管財人の義務
  - (C) 海外の規制当局が規制機能を執行するために(当該規制当局がその管轄する法令規則を執行するために行う民事調査もしくは行政調査および手続きの実施を含む。)必要とする情報を当該規制当局に開示すること

5.74 CIMAの取締役、役員、従業員、代理人もしくは顧問人が、かかる情報を上記の認められる場合以外で開示する場合は、略式有罪判決の場合は12,195.12米ドルの罰金および1年の禁固刑、起訴による有罪判決の場合は60,975.60米ドルの罰金および3年の禁固刑が科せられる。

## 6. ケイマン諸島の投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民事責任

### 6.1 過失による誤った記述

6.2 投資信託の販売書類における虚偽表示に対しては不法行為による民事責任が発生しうる。販売書類の要項については、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容に責任を負う者、例えばファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に対して注意義務が課される。この注意義務に違反した場合、かかる者が明示的または黙示的に責任を受け入れた販売書類の部分に含まれる記述に起因する損失について、かかる者に対して請求が生じることになる可能性がある。

### 6.3 詐欺的な虚偽記載

6.4 不法行為に基づく民事責任は、事実についての故意の虚偽記載(ただし、約束、予測、意見表明は含まれない)に関しても生じ得る。この文脈での「詐欺的(fraudulent)」という語は広く解釈され、その記載が虚偽であることを知りながら行われた場合、その真実性を信じていなかった場合、または真偽を問わず軽率に行われた場合を含むものとされる。

### 6.5 契約法(改正済)

6.6 契約法の第14(1)条によれば、契約前の虚偽表示については当該表示が詐欺的に行われていたとして責任が生じる場合には損害賠償を請求することができる。ただし、当該表示を行った者が、契約が締結される時点まで、表示した事実が真実であると信じる合理的な根拠があり、かつ実際にそう信じていたことを立証した場合はこの限りではない。一般的に、この条項は過失による誤った表示(negligent misstatement)に対する法定の損害賠償請求権を認めるものである。同法第14(2)条は、虚偽表示があった場合に、裁判所が契約の取消しに代えて損害賠償を命じることを認めている。

6.7 一般論として、関連する契約はファンド自体(または受託者)との間で締結されるため、申込者が請求を行う相手方は通常ファンドとなる。ただし、ファンド(または受託者)は、その後、運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して求償できる可能性がある。

### 6.8 詐欺に対する訴訟提起

6.9 損害を被った投資家は、契約上ではなく不法行為に基づく民事請求として詐欺(deceit)に基づく訴えを提起し、損害賠償を得ることができる。そのためには、以下の点が立証される必要がある。

(a) 重要な虚偽記載が詐欺的に行われたこと

(b) その虚偽記載により、投資家が証券の取得を誘引されたこと

6.10 「詐欺的(fraudulent)」とは、その記載が虚偽であることを知りながら行われた場合、その真実性を信じていなかった場合、または真偽を問わず軽率に行われた場合を意味する。投資家を欺く意図

(intent to defraud)を立証する必要はなく、また、その詐欺的な記載が投資家に証券の取得を促した唯一の原因であることを示す必要はない。

- 6.11 ある情報が省略されている場合でも、もし事実について積極的な虚偽記載が存在する場合または事実の記載が部分的・断片的であるために、省略された情報を含めなかったことによって記載内容が虚偽または誤解を招くものとなる場合には、その省略は虚偽の陳述に該当し得る。
- 6.12 ある記載が作成時点では真実であっても、証券の申込みの承諾が無条件となる前に真実ではなくなった場合、当該記載を明確に訂正することなく申込みを受諾することは詐欺的行為となるため、依然として詐欺 (deceit) に基づき訴えることができる。
- 6.13 意見や期待の表明は、事実の記載とは異なるため、本項の責任を生じさせるものではないが、表現によっては、それが既存の事実についての表示と評価され得る場合があり、その表示が誤っていれば、不実表示に該当する。
- 6.14 契約上の債務
- 6.15 販売書類もまた、ファンド(または受託者)と、持分の取得が成立した申込者との間の契約の基礎となる。もしその内容が不正確または誤解を招くものであれば、申込者は契約を取り消すこと、またはファンド(または受託者)もしくは運用者、設立計画推進者、ジェネラル・パートナー、取締役に対して損害賠償を請求できる可能性がある。
- 6.16 一般論として、関連する契約はファンド自体(または受託者)との間で締結されるため、申込者が請求を行う相手方は通常ファンドとなる。ただし、ファンド(または受託者)は、その後、運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して求償できる可能性がある。
- 6.17 秘匿利益および利益相反
- 6.18 ファンドの受託者、ジェネラル・パートナー、取締役、役員または代理人は、ファンドと第三者との取引から利益を得ることは、ファンドによって明確に承認されている場合を除き、認められない。そのような承認を受けずに得られた利益は、すべてファンドに帰属する。

## 7. ケイマン諸島の投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な刑事責任

- 7.1 刑法(改正済)第257条
- 7.2 会社の役員(またはそのように行動している者)が、会社の業務について、株主または債権者(申込者を含む場合がある)を欺く意図をもって、自ら知りながら、または知り得る状況で、重要な事項において誤解を招く、虚偽または欺瞞的となり得る書面による声明または報告を公表し、またはその公表に関与した場合、その者は罪を犯したこととなり、7年の禁錮刑が科され得る。
- 7.3 刑法(改正済)第247条および第248条
- 7.4 いかなる者も、欺罔行為(deception)によって不正に自己または他人のために金銭上の利益を得た場合は犯罪となり、5年の禁錮刑が科され得る。また、他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図をもって、不正に当該財産を取得し場合は犯罪となり、10年の禁錮刑が科され得る。
- 7.5 上記の目的上、ある者が財産を取得したとみなされるのは、その財産の所有権、占有または支配を取得した場合を指し、「取得(obtain)」には、他の者のために取得すること、または他の者が取得または保持できるようにすることも含まれる。また、上記の目的上、「欺罔(deception)」とは、(軽率によるものであれ、故意によるものであれ)事実または法律に関する、言葉または行為によるあらゆる欺罔を意味し、これには、欺罔を用いる者またはその他の者の現在の意図についての欺罔も含まれる。
- 7.6 清算
- 7.7 会社の清算は、会社法(改正済)およびその関連清算規則、ならびに会社の定款に従って行われる。清算には、株主の決議に基づく任意清算、または債権者もしくは会社自身の申立てに基づく裁判所による強制清算がある。任意清算は、その後、裁判所の監督下に置かれることもある。また、CIMAは、投資信託または投資信託管理者の清算を裁判所に申立てる権限も有している(上記第5.18(b)項および第5.63(b)項)。余剰資産が存在する場合には、定款に従って株主に分配される。

- 7.8 ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に従って行われる。CIMAは、ミューチュアル・ファンドである信託について、その受託者に清算を命じる裁判所の命令を申請する権限を有している(上記5.18(c)項)。剰余資産が存在する場合は、信託証書の規定に従って分配される。
- 7.9 非課税リミテッド・パートナーシップの解散および清算は、非課税リミテッド・パートナーシップ法(改正済)およびパートナーシップ契約に従って行われる。CIMAは、ミューチュアル・ファンドであるパートナーシップの解散および清算の命令(上記5.18(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産が存在する場合は、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。
- 7.10 ジェネラル・パートナーは、解散後にパートナーシップを清算する法的責任を負う。

## 8. 税金

### 8.1 ユニット・トラスト

8.2 現在、ケイマン諸島においては、ユニット・トラストの利益に課される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税金はない。またケイマン諸島には、贈与税、財産税または相続税はない。

### 8.3 パートナーシップ

8.4 ケイマン諸島の現行の法律の下では、現在、パートナーシップの利益に課される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税金はない。またケイマン諸島には、贈与税、財産税または相続税はない。

### 8.5 会社

8.6 現在、ケイマン諸島において直接的に課される税金はない。非課税会社に支払われる利息、配当および稼得は、ケイマン諸島の税金が一切課されることなく受領される。

## 第4【参考情報】

当計算期間中、ファンドに関して下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2025年9月2日提出 半期報告書(第1期中)/訂正届出書

## 第5【その他】

### (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。

管理会社、受託会社、保管銀行および管理事務代行会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・ 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
  - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・ 請求目論見書は投資者の請求により日本における販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きの影響を受け、また円貨でお受取りの場合は為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。」との趣旨を示す記載
  - ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
  - ・ 「将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との趣旨を示す記載

管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

### (2) その他の留意点として、次の事項を記載することがあります。

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」

「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きの影響を受け、また円貨でお受取りの場合は為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します」

「投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。」

「投資信託は預貯金とは異なります。」

( 3 ) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

( 4 ) 受益証券の券面は発行されません。

別紙 A

定 義

「決算日」	各年の9月30日、または管理会社が受託会社の合意を得て決定する各年のその他の日、または信託証書の規定に従って、ファンドが終了する日をいいます。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結され、管理事務代行会社がファンドの管理事務代行会社および登録・名義書換代理人に任命され、ファンドに対し一定の事務管理サービスを提供することが定められている契約をいいます。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社および登録・名義書換代理人としての資格におけるステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店(2025年11月3日まではルクセンブルグみずほ信託銀行)をいいます。
「AEOI」または 「自動情報交換」	以下をいいます。 ( ) 米国の1986年内国歳入法の第1471条ないし1474条ならびにその関係法令、規則またはガイダンス(「FATCA」)、ならびに類似の金融口座情報の報告および/または源泉徴収税制度を実施しようとしているその他の国で制定され類似の法令、規則またはガイダンス ( ) 税務における金融口座情報の自動交換に関する経済協力開発機構(「OECD」)の基準-共通報告基準(「CRS」)およびその関係ガイダンス ( ) 上記( )および( )に記載する法令、規則もしくはガイダンスの遵守、円滑化、補足もしくは施行のために締結されるケイマン諸島(またはケイマン諸島の政府機関)とその他の国(当該国の政府機関を含みます)との間の政府間協定、条約、規則、ガイダンス、基準もしくはその他の合意 ( ) 前項に記載される事項を施行するためにケイマン諸島で制定または発行される法令、規則、基準もしくはガイダンス
「代行協会員」	株式会社SBI証券、または日本で公募される「受益証券」に関して、管理会社が随時任命するその他の代行協会員をいいます。
「代行協会員契約」	管理会社と代行協会員との間の2024年11月8日付代行協会員契約をいいます。
「申込書」	管理会社またはその受任者が随時定める受益証券の申込書の様式をいいます。
「監査人」	プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島をいいます。

「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。
「基準通貨」	ファンドの表示通貨である米ドルをいいます。
「ファンド営業日」	以下に該当する各日(土日、グッドフライデーおよび各年の12月24日は除きます)をいいます。( )ルクセンブルグとニューヨークにおける銀行営業日で、かつ、( )ニューヨーク証券取引所が営業している日で、かつ、( )日本における金融商品取引業者の営業日、または管理会社が投資運用会社と協議の上で随時定めるその他の日をいいます。
「保管銀行」	ファンドの保管銀行としての資格におけるステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店(2025年11月3日まではルクセンブルグみずほ信託銀行)をいいます。
「保管契約」	受託会社と保管銀行との間で締結され、保管銀行がファンドの保管銀行に任命されたことを定める契約をいいます。
「締切時間」	該当する「取引日」の午後5時(日本時間)をいいます。
「取引日」	各ファンド営業日、および/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「信託財産」	各シリーズ・トラストについて、信託に基づき受託会社によって保有される当初の金額100米ドル(または該当するシリーズ・トラストに関して追補信託証書に定められるその他の金額)に以下を加えた額をいいます。 (a) 当該シリーズ・トラストの受益証券の発行代金 (b) 信託証書に従い、信託に基づきその時々受託会社によって(または受託会社のために)保有されている当該シリーズ・トラストのすべての現金その他の財産および資産 一般的に言う場合、「信託財産」は、すべてのシリーズ・トラストに帰属する信託財産を合計した額をいいます。
「ドッド - フランク法」	ドッド - フランク・ウォール街改革・消費者保護法ならびに同法の関係規則および規制をいいます。
「電子記録」	「電子取引法」に定める意味を有します。
「電子取引法」	ケイマン諸島の電子取引法(改正済)をいいます。

「適格投資者」	以下に該当しない個人、法人もしくは事業体をいいます。 ( )アメリカ合衆国の市民または居住者、アメリカ合衆国で設立された（またはアメリカ合衆国において存続する）パートナーシップ、またはアメリカ合衆国の法律に準拠して設立された（またはアメリカ合衆国において存続する）法人、信託またはその他事業体、( )ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所を有する個人もしくは事業体（慈善信託もしくは権限の目的またはケイマン諸島の非課税会社もしくは非居住者会社を除きます。）、( )受益証券への申込みまたは受益証券の保有が適用法を違反する結果となる場合、( )上記( )ないし( )に記載される個人、法人または事業体の保管人、名義人または受託者、またはファンドに関して管理会社が随時決定し、受託会社に通知するその他の個人、法人または事業体。
「EMIR」	欧州市場インフラ規則をいいます。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）をいいます。
「金融庁」	日本の金融庁をいいます。
「外国通貨」「外貨」	ファンドの基準通貨以外の通貨をいいます。
「重過失」	ある者が他の者に対して負う注意義務の違反の結果を認識しつつこれを無謀に無視する行為を行うことで、単なる過失を超える行為基準をいいます。
「英文目論見書」	2024年11月付のトラストに関する英文目論見書（随時行われる変更もしくは追補を含みます）をいいます。
「機関投資家」	以下のいずれかに該当する者をいいます。( )自己のために申込みを行う、銀行その他の金融専門業者、保険会社および再保険会社、社会保障機関および年金基金、事業会社グループ、商業会社グループおよび金融機関グループのグループ会社等の狭義の機関投資家ならびにそれらの自己資産の管理のために当該機関投資家が設立したストラクチャー、( )機関投資家のために自己の名義で投資する金融機関およびその他の金融専門業者、( )自己の名義で投資するが、一任運用の委託を受けて顧客のために投資する金融機関およびその他の金融専門業者、( )投資信託または集団投資ビークル、( )その株主が機関投資家である持株会社または類似の事業体、( )その形態、事業および実体により、機関投資家となる特質を有する持株会社または類似の事業体、および( )受託会社が管理会社と協議の上で機関投資家とみなされると決定するその他の者。

「投資」「投資対象」	世界の国、州もしくは領土を問わず、いかなる者、団体（法人格の有無を問わない）、基金、信託、政府または政府機関であれそれらを発行体とする株式、パートナーシップ持分、公社債、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローンストック、ユニット・トラストのユニットまたはサブユニット、株式オプションもしくは先物契約、通貨もしくは金利スワップ、レポ契約、預金証書、手形またはいかなる種類の証券、またはそれらに対するローン（またはその参加持分）、ミューチュアル・ファンドまたは類似のスキームへの参加をいい、全額払込済、一部払込済または全額未払であるかを問いません。または英文目論見書またはその追補書類に記載されるか、管理会社が随時書面で指定するその他の投資もしくはデリバティブをいいます。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社の間の2024年11月5日付の投資運用契約をいいます。
「投資運用会社」	SBI岡三アセットマネジメント株式会社をいいます。
「投信法」	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）をいいます。
「日本証券業協会」	日本証券業協会をいいます。
「関東財務局」	日本の財務省の関東財務局をいいます。
「投資先ファンド」	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人または類似の投資法人またはその他類似の投資ビークルをいいます。

「管理会社」	クイーンズゲートをいいます。
「純資産価額」「純資産」 「純資産総額」	信託証書および英文目論見書に従って計算される、ファンドの信託財産を構成するすべての投資対象、現金およびその他すべての資産の価額から、ファンドの信託財産から適正に支払われる(もしくは払い戻される)すべての負債を控除した金額をいいます。ファンドに複数の受益証券クラスが存在する場合、純資産価額は、ファンドの各受益証券クラスについて、ファンドの当該受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額をいいます。
「1口当たり純資産価格」 「純資産価格」	ファンドの純資産価額を、計算時点で発行済のファンドの受益証券口数で除した額をいいます。ファンドに複数の受益証券クラスが存在する場合、ファンドの純資産価額のうち当該受益証券クラスに帰属する部分を、計算時点で発行済の当該クラスの受益証券口数で除した額をいいます。
「登録・名義書換代理人」	トラストの登録・名義書換の代理人としての資格におけるステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルク支店(2025年11月3日まではルクセンブルグみずほ信託銀行)をいいます。
「買戻請求」 「買戻請求書」	買戻請求書の様式または管理会社もしくはその受任者が受益者に随時通知するその他の様式をいいます。
「買戻価格」	ファンド(またはその受益証券クラス)について、信託証書に従って計算される1口当たり買戻価格をいいます。
「シリーズ・トラスト」	ファンドを含むトラスト内に設定される個別の各信託をいいます。
「ファンド」	受託会社と管理会社間の信託証書および2024年10月2日付追補信託証書に基づき設定されたトラストのシリーズ・トラストの一つである、USDル・マネー・マーケット・ファンドをいいます。
「受益者決議」	1口当たり純資産価格の合計額が全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上である受益者が書面により同意した決議、または、信託証書に記載された規定に従って正当に招集され開催された受益者集会において、拳手により議決権を行使する受益者の議決権の50%以上からなる多数決により、または、投票が正当に要求され行われた場合には当該投票による議決権の50%以上からなる多数決により可決された決議をいいます。

「シリーズ・トラスト 決議」	当該決議について議決権を有するシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産価額の50%の受益者が書面により行う決議、または信託証書に記載された規定に従って正当に招集され開催されたシリーズ・トラストの受益者集会において、挙手により議決権を行使する受益者の議決権の50%以上からなる多数決により、または、投票が正当に要求され行われた場合には当該投票による議決権の50%以上からなる多数決により可決される決議をいいます。
「追補信託証書」	各シリーズ・トラストについて、当該シリーズ・トラストを設定するために受託会社と管理会社によって締結される追補信託証書をいいます。
「取引通貨」	各シリーズ・トラストまたはそのクラスの受益証券が表示される通貨をいいます。
「トラスト」	ケイマン諸島の法律に準拠して設定されたアンブレラ型ユニット・トラストであるSBI岡三グローバル・ファンド・シリーズをいいます。
「信託証書」	受託会社と管理会社の間で2024年10月2日に締結された、トラストの設立に関する信託証書(その後随時行われるすべての変更および追補を含みます。)をいいます。
「受託会社」	シーアイビーシー・カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいいます。
「受益証券」	ファンドの各受益証券クラスに帰属する受益持分に随時分けられる、ファンドの信託財産に対する同等の分割不能な各持分をいいます。なお、文脈上要求される場合を除き、ファンドについていう場合、「受益証券」には、ファンドのすべてのクラスの発行済受益証券を含むものとします。
「受益者」	その時点における各受益証券の登録された保有者をいい、受益証券の保有者として共同で登録されているすべての者を含みます。
「受益証券販売・買戻契約」	管理会社と日本における販売会社との2024年11月8日付受益証券販売・買戻契約をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その属領および領土をいいます。
「米ドル」「ドル」「USD」 「US\$」	アメリカ合衆国、その属領および領土の法定通貨をいいます。
「評価日」	ファンドについて、各ファンド営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(日本語訳)

## 独立監査人の報告書

USドル・マネー・マーケット・ファンドの受託会社として行為する シーアイビーシー・カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド 御中

### 我々の意見

我々は、本財務書類が、ルクセンブルグで一般に認められた投資信託に適用される会計原則に準拠して、USドル・マネー・マーケット・ファンド(SBI岡三グローバル・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストの一つ)(以下「ファンド」)の2025年9月30日現在の財政状態ならびに2024年12月3日(運用開始日)から2025年9月30日までの期間の運用実績および純資産の変動を適正に表示しているものと認める。

### 監査の対象

ファンドの財務書類は、以下により構成されている：

- ・2025年9月30日現在の純資産計算書
- ・2025年9月30日現在の投資有価証券明細表
- ・2024年12月3日(運用開始日)から2025年9月30日までの期間の損益計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む、財務書類に対する注記

### 意見表明の基礎

我々は、国際監査基準(以下「ISAs」)に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の後記「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。

我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 独立性について

我々は、国際会計士倫理基準審議会によって発行された職業会計士のための倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下「IESBA規程」)に基づき、ファンドから独立している。また我々は、IESBA規程に従い我々の倫理上のその他責任を果たしている。

### その他の記載内容

経営者は、その他の記載内容に責任を有する。その他の記載内容は、本財務書類と本財務書類に対する我々の監査報告書を除く年次報告書に記載される情報から構成される。

本財務書類に対する我々の意見は、その他の記載内容を網羅しておらず、我々は、その他の記載内容について保証する、いかなる形式の結論も表明しない。

本財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、上記に特定されたその他の記載内容を通読し、その過程において、その他の記載内容が本財務書類や監査において入手した我々の知識と照らして重要な相違がないか、またはその他重大な虚偽記載が見受けられないかを検討することである。我々が行った作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると我々が結論づけた場合は、我々はその事実を報告する義務を負う。我々は、この点につき報告すべき事項はない。

#### 財務書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、ルクセンブルグで一般に認められた投資信託に適用される会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示することであり、また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備し運用することにある。

財務書類の作成に当り、経営者は、ファンドの継続事業として存続する能力について評価を行うこと、継続事業に関連する事項を適宜開示すること、ならびに経営者にファンドの清算もしくは運用停止の意図がない限りまたはそうする以外に現実的な代替案がない限りにおいて、継続事業の前提の下で会計処理を行うことに責任を有する。

#### 財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正かまたは誤謬かを問わず、重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を記載した監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAsに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、本財務書類に基づき行われる利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は、監査のすべての過程について職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。また我々は、

- ・ 不正または誤謬を問わず、財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書を偽造すること、意図的な除外、虚偽の言明、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 経営者によって使用されている会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続事業の前提の下で財務書類を作成していることが適切であること、ならびに入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続事業として存続する能力に重要な疑義を投げかけるような、事象または状況に関連する重要な不確実性が存在するか否かについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると我々が結論付ける場合、我々には、我々の監査報告書において、財務書類中の関連する開示に対する注意喚起を行うことが求められ、かかる開示が不十分である場合には、我々の意見を修正することが求められる。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、ファンドの継続事業としての存続が停止される結果となる可能性がある。
- ・ 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む）、ならびに財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

我々は、統治責任者との間で、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む）についてコミュニケーションを行う。

#### その他の事項

本報告書（本意見を含む）は、我々の業務委託契約書に従って、シーアイビーシー・カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（同社がファンドの受託会社として行為する場合に限る）のためだけに作成されたものであり、それ以外の目的のために作成されたものではない。本意見書を提出するに当たって、我々は、我々の書面による事前の同意により明示的に合意された場合を除き、上記以外の目的のために、または本報告書が提示される（または本報告書を入手する）その他の者に対して責任を負うものではない。

（署名）

プライスウォーターハウスクーパース

2026年1月27日

## **Independent auditor's report**

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of US Dollar Money Market Fund

### **Our opinion**

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of US Dollar Money Market Fund (a series trust of SBI Okasan Global Fund Series) (the Series Trust) as at September 30, 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from December 3, 2024 (date of commencement of operations) to September 30, 2025 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

### *What we have audited*

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at September 30, 2025;
- the statement of investments as at September 30, 2025;
- the statement of operations and changes in net assets for the period from December 3, 2024 (date of commencement of operations) to September 30, 2025; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### *Independence*

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

### **Other information**

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

### **Responsibilities of management for the financial statements**

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt

on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

#### **Other matter**

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

January 27, 2026

---

(\*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものである。

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

クイーンズゲートの取締役会御中

### 意見

我々は、2024年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日に終了した年度の連結包括利益計算書、連結株主資本変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針に関する情報を含む連結財務書類に対する注記から構成されるクイーンズゲートおよびその子会社(以下「当社」といいます。 )の連結財務書類を監査しました。

我々は、添付の連結財務書類が、国際会計基準審議会( IASB )によって発行されたIFRS会計基準に準拠して、2024年12月31日現在の当社の連結財政状態ならびに同日に終了した年度の当社の連結財務成績および連結キャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

### 意見表明の基礎

我々は、国際監査基準( ISAs )に準拠して監査を行いました。当該監査基準の下での我々の責任については、本報告書の「連結財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されています。我々は、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の国際倫理規程( 国際独立性基準を含む )」( 以下「IESBA規程」という。 )に従いファンドから独立しており、IESBA規程に従って我々のその他の倫理上の責任を果たしています。我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断しています。

### 連結財務書類に対する経営者および統治責任者の責任

経営者の責任は、IASBによって発行されたIFRS会計基準に準拠して連結財務書類を作成し適正に表示することであり、また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない連結財務書類を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備し運用することにあります。

連結財務書類の作成に当り、経営者は、当社の継続企業として存続する能力について評価を行うこと、継続企業に関連する事項を適宜開示すること、ならびに経営者に当社の清算もしくは運営停止の意図がない限りまたはそうする以外に現実的な代替案がない限りにおいて、継続企業の前提を用いて会計処理を行うことに責任を有します。

統治責任者の責任は、当社の財務報告プロセスの監督を行うことです。

### 連結財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体としての連結財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにあります。合理的な保証は、高い水準の保証ですが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAsに準拠して実施された監査において常にそれが発見されることを保証するものではありません。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、本連結財務書類に基づき行われる利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に想定される場合に、重要性があると判断されます。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は、監査のすべての過程について職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持します。また我々は、

- 不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリス

クよりも高くなります。これは、不正には、共謀、文書を偽造すること、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためです。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解します。ただし、これは、当社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではありません。
- 経営者によって使用されている会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価します。
- 経営者が継続企業の前提に基づき会計処理したことの適切性ならびに入手した監査上の証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかけ得る事象または状況に関連して重大な不確実性が存在するか否かについて結論付けます。重大な不確実性が存在すると我々が結論付ける場合、我々は、我々の監査報告書において、連結財務書類中の関連する開示に対する注意喚起を行うことが求められ、かかる開示が不十分である場合には、我々の意見を修正することが求められます。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものです。ただし、将来の事象または状況により、当社の継続企業としての存続が停止される結果となる可能性があります。
- 連結財務書類の全体的な表示、構成および内容(開示を含む)、ならびに連結財務書類が適正な表示を達成するための方法で基礎となる取引や事象を表示しているかどうかを評価します。

我々は、統治責任者との間で、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項(監査の過程で我々が識別した内部統制の重要な不備を含む)をコミュニケーションします。

[署名]

デロイト・アンド・トウシュ・エルエルピー

2025年3月6日

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Board of Directors of Queensgate

### *Opinion*

We have audited the consolidated financial statements of Queensgate and its subsidiaries (the "Company"), which comprise the consolidated statement of financial position as at December 31, 2024, and the consolidated statement of comprehensive income, consolidated statement of changes in shareholders' equity and consolidated statement of cash flows for the year then ended, and notes to the consolidated financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the consolidated financial position of the Company as at December 31, 2024, and its consolidated financial performance, and its consolidated cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (IASB).

### *Basis for Opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### *Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Consolidated Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the IASB, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

### *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs

will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP

March 6, 2025

---

( \* ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものである。